

セーフシティ 東京防災プラン 進捗レポート2020

【別冊資料】

令和2（2020）年8月



セーフ シティ東京防災プラン 進捗レポート 2020 【別冊資料】

IV 全事業の状況一覧

区部・多摩地域における地震

1 建物の耐震化、更新等	…	1
2 住民による救出活動の展開	…	13
3 出火・延焼の抑制	…	18
4 安全で迅速な避難の実現	…	22
5 各種情報の的確な発信	…	29
6 帰宅困難者による混乱防止	…	38
7 円滑な避難所の開設・運営	…	41
8 発災後の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保と輸送	…	46
9 公助による救出救助活動等の展開	…	50
10 迅速な復旧・復興による早期生活再建	…	63

島しょ地域における地震及び火山噴火

1 島しょ地域における迅速な避難の実現	…	76
2 島しょ地域における備蓄品・輸送体制の確保	…	80

都内各地における風水害

1 風水害時の円滑な避難の実現	…	83
2 浸水・土砂災害対策の充実・強化	…	87

令和2年度 事業数・事業費一覧

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度					
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)				
I 区部・多摩地域における地震			770,386		741,351					
1 建物の耐震化、更新等			137,851		113,680					
防災上重要な公共建築物等の倒壊を防ぎます			26,868		19,325					
1	1	1-1	私立幼稚園、高等学校、特別支援学校施設の耐震化	生活文化局	私立学校に対し、生徒等の安全を確保するために行う校舎等の耐震改築工事、耐震補強工事及び耐震診断に要する経費の一部を補助するほか、建築士派遣や説明会などの耐震化促進啓発事業を実施する。	・引き続き、私立学校安全対策促進事業費補助による対象施設の耐震化に向けた財政支援や説明会などの耐震化促進啓発事業を実施する。 ・特に、耐震診断を実施していない施設を所有する私立学校に対しては、「一級建築士の学校派遣事業」による簡易診断を行うよう、働きかけを行う。	4,366	3,715		
2	2	1-2	医療施設の耐震化	福祉保健局	都内の医療施設における安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図るため、医療機関の耐震化を促進する。	【医療施設耐震化緊急対策事業】 ・新築建替9施設 ・耐震補強8施設 ・耐震診断37施設 【医療施設耐震対策緊急促進事業】 ・新築建替1施設 【医療施設耐震化促進事業】 ・耐震診断6施設 【医療施設耐震化緊急整備事業】 ・新築建替1施設 【医療施設耐震計画作成支援事業】 ・22施設	2,015	1,354		
3	3	1	1-4	建設局 産業労働局	防災上重要な建築物の耐震化推進	都民の生命の保護と経済活動における減災を図るため、病院や私立学校などの防災上重要な民間建築物、百貨店・ホテルなどの不特定多数の人が利用する民間建築物及び公立小中学校などの防災上重要な区市町村立建築物の耐震化を促進する。 ※庁舎分	・新庁舎工事（19年度完了予定、19年度建築工事・設備工事） ・日比谷公会堂基本設計 ・東京都中小企業制度融資のうち、産業力強化融資の「チャレンジ」にて中小企業の耐震化を支援対象とすることが可能	1,313	-	
4	3	2	1-4	建設局 産業労働局	防災上重要な建築物の耐震化推進	同上 ※公会堂分	同上 ※公会堂分	50	免震工事の設計については、財団と協議しながら業務を進めていく。	234

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
5	4	1	1-6	災害活動拠点として相応しい先進的で多機能な消防庁舎の建設	東京消防庁	複雑多様化する災害に対応できる、地域に合った先進的で多機能な庁舎を、震災時等の初動体制確保のため整備する。	自家発電設備 4か所の整備を実施	249	発電設備：多摩、馬込、花小金井、三ツ木 本部庁舎耐震改修工事（債務負担：令和2-3年度）	433
6	5	1	1-7	都立建築物の耐震化	財務局	東京都が所有する防災上重要な公共建築物について、「耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を推進する。	耐震化未完了建築物について、個別に関係各局と連携、耐震化完了に向けた取組を推進	-	耐震化未完了建築物について、個別に関係各局と連携、耐震化完了に向けた取組を推進	-
7	5	2	1-7	都立建築物の耐震化	福祉保健局	東京都が所有する防災上重要な公共建築物について、「耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を推進する。	-	-	-	-
8	5	3	1-7	都立建築物の耐震化	警視庁	東京都が所有する防災上重要な公共建築物について、「耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を推進する。	事業終了	-	-	-
9	5	4	1-7	都立建築物の耐震化	東京消防庁	東京都が所有する防災上重要な公共建築物について、「耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を推進する。	2021年度小平指定待機宿舍改築に向けて準備を推進（契約案件なし）	-	2021年度小平指定待機宿舍改築に向けて準備を推進（契約案件なし）	-
10	6		1-8	警察署庁舎の整備	警視庁	災害時に活動拠点となる警察署庁舎の整備を図る。	老朽・狭隘化、耐震性に問題がある警察署を改善する。	15,755	老朽・狭隘化、耐震性に問題がある警察署を改善する。	10,815
11	7		1-3	社会福祉施設等の耐震化	福祉保健局	社会福祉施設等が、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震診断・耐震改修を行う施設に対して、補助等を行い、社会福祉施設等の耐震化を促進する。	・未耐震施設への耐震改修補助 ・未診断施設への耐震診断補助 ・福祉保健財団による訪問、アドバイザー派遣	77	・未耐震施設への耐震改修補助 ・未診断施設への耐震診断補助 ・福祉保健財団による訪問、アドバイザー派遣	57
12	8		1-9	保育施設の新構造部材耐震対策支援事業	福祉保健局	東日本大震災により多くの学校等の施設で、天井材、照明器具、外壁などの落下による被害が発生したことから、子供の安全及び災害時の避難所等の機能を確保するため、これらの「非構造部材」の落下防止対策を実施する。	継続して実施する。	包括	継続して実施する。	包括

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
13	9	1-10	私立学校施設の非構造部材の耐震対策工事補助	生活文化局	私立学校施設における耐震化を促進するため、校舎等の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助する。	引き続き、校舎等の非構造部材の耐震対策及びブロック塀等の撤去・設置等に係る財政支援や耐震化説明会等を実施	1,107	引き続き、校舎等の非構造部材の耐震対策に係る財政支援や耐震化説明会等を実施	463
14	10	1-11	都立学校の震災対策(都立学校における非構造部材の耐震化)	教育庁	東日本大震災により多くの学校等の施設で、天井材、照明器具、外壁などの落下による被害が発生したことから、子供の安全及び災害時の避難所等の機能を確保するため、これらの「非構造部材」の落下防止対策を実施する。	校舎等34棟について、つり天井等落下防止対策を実施予定	773	校舎等35棟について、つり天井等落下防止対策を実施予定	946
15	11	1-12	公立学校施設防災機能強化支援事業	教育庁	東日本大震災により多くの学校等の施設で、天井材、照明器具、外壁などの落下による被害が発生したことから、子供の安全及び災害時の避難所等の機能を確保するため、これらの「非構造部材」の落下防止対策を行う区市町村を支援する。 また、平成30年6月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故の発生を踏まえ、災害時における安全確保のため、ブロック塀等の安全対策を行う区市町村を支援する。	・学校施設における非構造部材の耐震化やブロック塀等の安全対策を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働き掛け	1,162	・学校施設における非構造部材の耐震化や災害時における児童生徒等の安全を確保する上で必要な対策を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働き掛け	1,309
住宅やマンションなどの倒壊防止や防災力向上を促進します						104,946		85,900	
16	12	1-13	都独自の「耐震化促進税制」の実施	主税局	災害に強い東京の実現に向けて、住宅の耐震化を促進するため、住宅の「建替え」及び「耐震改修」を税制面から支援する。 〔固定資産税・都市計画税の減免(23区内)〕	昭和57年1月1日以前から所在する家屋を所有している納税者に対する制度の周知	-	昭和57年1月1日以前から所在する家屋を所有している納税者に対する制度の周知	-
17	再	(9-1)	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	都市整備局	(再掲)				
18	再	(9-2)	建築物の耐震化資金融資制度	都市整備局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
19	13	1-14	区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業	都市整備局	建物所有者へのアドバイザーの派遣や、パンフレットの作成、耐震イベントの開催などを実施する区市町村に対して、技術的、財政的に支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が実施する個別訪問、周知文の配布、専門家派遣、耐震化の促進に寄与する事業など ○助成割合、上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道建築物を対象とする場合(都の補助率 1 / 4、上限額500万円) ・上記以外を対象とする場合(都の補助率 1 / 4、上限額250万円) 	48	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が実施する個別訪問、周知文の配布、専門家派遣、耐震化の促進に寄与する事業など ○助成割合、上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道建築物を対象とする場合(都の補助率 1 / 4、上限額500万円) ・上記以外を対象とする場合(都の補助率 1 / 4、上限額250万円) 	38
20	14	1-15	住宅の耐震化のための助成制度	都市整備局	震災時に甚大な被害が想定される整備地域内及び整備地域外において、建物倒壊による道路閉塞等を防ぐため、住宅の耐震診断、耐震改修等に助成を行う。	「整備地域内住宅耐震化促進事業補助金」 <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・整備地域で前面道路幅員 6 m未満の住宅の耐震診断・耐震改修等 ○助成割合、上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・補強設計(都の補助率 1 / 6、上限額 2万 7千円) ・区の技術者派遣(都の補助率 1 / 4、上限額 2万 8千円) ・耐震改修等(都の補助率 7.7 / 40、上限額57万 7千 5百円) 「戸建住宅等耐震化促進事業補助金」 <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者に対する積極的な働きかけ等を行う区市町村が対象 ・上記の区市町村が助成を行う戸建住宅等の耐震診断・耐震改修等 ○助成割合、上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等(都の補助率 1 / 6、上限額 2万 2千円など) ・区市町村の技術者派遣(都の補助率 1 / 4、上限額 2万 2千円) ・耐震改修等(都の補助率 1 / 5、上限額25万円/戸) 	366	「整備地域内住宅耐震化促進事業補助金」 <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・整備地域で前面道路幅員 6 m未満の住宅の耐震診断・耐震改修等 ○助成割合、上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・補強設計(都の補助率 1 / 6、上限額27,000円) ・区の技術者派遣(都の補助率 1 / 4、上限額28,000円) ・耐震改修等(都の補助率 7.7 / 40、上限額588,100円) 「戸建住宅等耐震化促進事業補助金」 <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者に対する積極的な働きかけ等を行う区市町村が対象 ・上記の区市町村が助成を行う戸建住宅等の耐震診断・耐震改修等 ○助成割合、上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等(都の補助率 1 / 6、上限額23,000円など) ・区市町村の技術者派遣(都の補助率 1 / 4、上限額23,000円) ・耐震改修等(都の補助率 1 / 5、上限額250,000円/戸) 	258
21	15	1-32	都市再生ステップアッププロジェクトの推進	都市整備局	竹芝地区では、2016年度の業務棟の工事着工に続き、2018年 4 月には住宅棟の工事に着工した。引き続き、事業者と定期的な進捗確認を行うとともに、持続的なエリアマネジメント法人が実施する業務の進捗確認を実施していく。 渋谷地区の宮下町アパート跡地では、15年3月に事業者と定期借地権設定契約書を締結し、17年 4 月に竣工・開業した。また、児童会館跡地では18年度に渋谷区と基本協定を締結し、隣接する区有地を含めた3敷地一体の活用について検討を進めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・竹芝地区は2020年度の完成に向け、引き続き、工事を行う。 ・渋谷地区（児童会館跡地）は、公募開始に向け、引き続き準備を行う。その際、施設の条件として耐震性を挙げるなど、防災に関する記述に不足がないかチェックを行う。 	27	<ul style="list-style-type: none"> ・竹芝地区は2020年度の完成に向け、引き続き、工事を行う。 ・渋谷地区（児童会館跡地）は、事業実施方針、事業者募集要項の公表に向け引き続き準備を行う。その際、施設の条件として耐震性のほか、帰宅困難者への対応など、防災に関する記述に不足がないかチェックを行う。 	15
22	16	1-33	質の高い都市空間形成に向けた大街区化の促進	都市整備局	都心・副都心等地域において、大街区化により、地域ポテンシャルを活かした都市機能の更新と一時的な避難場所、備蓄倉庫等の機能を備えたまちなかの防災拠点の形成を図る。	大街区化の効果や手順等について普及・啓発を図ることにより、大街区化を促進	-	大街区化の候補地区となるまちづくりの相談対応	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
23	17	1-34	エリアマネジメントの普及・促進による地域の防災力向上	都市整備局	管理・運営段階における民間部門の取組を奨励し、良好な市街地を維持・増進していく。	まち単体でのエリアマネジメントから、まちの連携につながるよう広域的な観点による施策にシフトする方向で検討する。	-	市街地整備事業により整備されたまちを横断的に捉えることや、商店街を含む市街地整備事業における既存商店街との連携など広域的な観点により検討する。	-
24	再	(6-6)	地域におけるエネルギー利用のスマート化の推進	環境局	(再掲)				
25	18	1-35	防災市街地再開発事業	都市整備局	木造建物が無秩序に密集し、道路が狭隘(あい)で、住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃化、土地の高度化を図るとともに、震災時には避難場所となる大規模公園等の公共施設を一体的に整備する。	1 地区事業中	14	1 地区事業中	10
26	19	1-36	都市施設整備再開発事業	都市整備局	道路等が未整備な既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、地域の防災性や生活環境の向上を図るため、道路等の重要な都市施設と周辺市街地を一体的に整備する。	1 地区事業予定	14,337	1 地区事業中	3,543
27	20	1-38	都市改造土地区画整理事業	都市整備局	市街地整備に有効な手法である土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤整備を行うとともに、移転に伴う建物の建替えで、良好な生活環境の確保と防災性の向上を図る。	引き続き、着実に事業を推進する。	18,507	引き続き、着実に事業を推進する。	11,207
28	21	1-40	臨海部開発事業	都市整備局	大街区方式の土地区画整理事業によって広域幹線道路を整備することにより、都心部と臨海副都心との連携強化や東京全体のネットワークの充実を図る。	引き続き、2 地区の換地処分等に係る業務を実施する。	2,118	公共施設管理者への引継業務を実施する。	2,246
29	22	1-41	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)	都市整備局	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を図りつつ、良好な住宅市街地の形成を推進するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	15地区で行われている事業の指導監督事務	-	14地区で行われている事業の指導監督事務	-
30	再	(8-13)	空き家利活用等区市町村支援事業	住宅政策本部	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
31	23	1-18	マンションの適切な管理の推進	住宅政策本部	管理組合による自主的かつ適正な維持管理を促進するため、普及啓発を図るとともに、マンションの管理状況を的確に把握し、管理不全の予防・改善を図り、地域における安全性や活力を維持向上する。	・マンションポータルサイト、セミナー等による普及啓発を実施 ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、マンションの管理状況を把握し、管理状況に応じた助言・支援等を行う制度の開始に向け、制度の周知や届出システムの構築などの準備を実施	133	・マンションポータルサイト、セミナー等による普及啓発を実施 ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、マンションの管理状況を把握し、管理状況に応じた助言・支援等を行う制度を開始	185
32	24	1-19	マンション再生の促進(耐震化)	住宅政策本部	マンションの耐震化を促進するため、管理組合等に対する普及啓発・合意形成の支援を行うとともに、耐震診断、改修等への助成を実施する区市町村に対して助成を行うことで、災害に強い東京の実現を図る。	・アドバイザー 100件 ・耐震診断 7,000戸 ・耐震改修 3,000戸 ・マンション耐震化サポーター派遣事業	344	・アドバイザー 100件 ・耐震診断 7,000戸 ・耐震改修 3,000戸 ・マンション耐震化サポーター派遣事業	260
33	25	1-20	マンション再生の促進(建替え等の円滑化)	住宅政策本部	まちづくりと連携して、マンションの建替え等を促進する仕組みを構築し、地域の課題解決にも寄与するマンション再生の取組について、重点的な支援を行う。	・マンション再生まちづくり制度 計画検討 7地区、合意形成支援 1地区 ・共同化建替えアドバイザー 5件 ・都市居住再生促進事業(建替えタイプ、ストック再生タイプ)	117	・マンション再生まちづくり制度 計画検討 5地区、合意形成支援 2地区 ・共同化建替えアドバイザー 5件 ・都市居住再生促進事業(建替えタイプ、ストック再生タイプ)	134
34	26	1-21	マンション改良工事助成制度	住宅政策本部	マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に対し、都が利子補給することにより、居住性能の回復及び管理の適正化を図り、居住水準の向上や良好な住環境の形成を実現する。	5,000戸	57	5,000戸	55
35	27	1-22	屋外広告物・天井等の落下防止対策	都市整備局	建築物の屋上や壁面に設置されている屋外広告物の落下等を防止するため、許可申請時における安全確認や指導の徹底を図る。 また、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル及びはめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、都内建築物の所有者に対し、改善指導を継続して行っていく。	【天井】 ・建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、引き続き、建物所有者に対し、落下防止対策の促進や改善指導を行っていく。 【屋外広告物】 ・許可及び更新手続き時に、許可権者(区市町及び多摩建築指導事務所等)による安全確認や是正指導を徹底 ・台風等の自然災害が想定される場合には、事前及び事後に許可権者によるパトロールを要請	-	【天井】 ・建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、引き続き、建物所有者に対し、落下防止対策の促進や改善指導を行っていく。 【屋外広告物】 ・許可及び更新手続き時に、許可権者(区市町及び多摩建築指導事務所等)による安全確認や是正指導を徹底 ・台風等の自然災害が想定される場合には、事前及び事後に許可権者によるパトロールを要請	-
36	28	1-23	高層建築物等の防火安全対策	東京消防庁	高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、防火安全対策を講じるよう指導する。	・指導基準に基づく指導を推進 ・非常用発電設備の危険物配管に対する耐震措置の推進	-	・指導基準に基づく指導を推進 ・非常用発電設備の危険物配管に対する耐震措置の推進	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
37	29	1-24	耐震工法・事例の情報提供	都市整備局	木造住宅の耐震改修工法や防災用ベッド等の装置について、優れたアイデアや事例を広く募集し、一定の評価を行った上で、展示会やパンフレット等の配布により、都民に情報提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅及びビル・マンションのための耐震改修工法の公募・選定・公表 ・木造住宅及びビル・マンションのための耐震工法を公募し、耐震工法評価委員会で選定し、公表 ・木造住宅については隔年で、ビル・マンションについては3年毎に選定を実施 ○木造住宅及びビル・マンションのための耐震工法事例集の作成 ・上記の公募で収集した耐震工法等を、都民の視点で都民自身が選択できるような事例集を作成 ・相談窓口やH P、個別訪問や展示会等で紹介 	2	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅及びビル・マンションのための耐震改修工法の公募・選定・公表 ・木造住宅及びビル・マンションのための耐震工法を公募し、耐震工法評価委員会で選定し、公表 ・木造住宅については隔年で、ビル・マンションについては3年毎に選定を実施 ○木造住宅及びビル・マンションのための耐震工法事例集の作成 ・上記の公募で収集した耐震工法等を、都民の視点で都民自身が選択できるような事例集を作成 ・相談窓口やH P、個別訪問や展示会等で紹介 	2
38	30	1-25	建築物の耐震化総合相談窓口	都市整備局	建物の耐震化に関する相談業務を専門的な知識と情報を有する機関に委託し、木造・非木造住宅やビル等の一元的かつ総合的な相談ができる窓口を開設する。	<ul style="list-style-type: none"> ○建築士関連3団体と連携し、耐震化アドバイザーの派遣を実施 ○アドバイザー派遣については、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、継続的にアドバイザーを派遣できる仕組みとともに、課題に応じた専門家を派遣できることとする見直しを実施 課題を的確に把握できる内容とすることで、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に繋げる。 	242	<ul style="list-style-type: none"> ○建築士関連3団体と連携し、耐震化アドバイザーの派遣を実施 ○アドバイザー派遣については、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、継続的にアドバイザーを派遣できる仕組みとともに、課題に応じた専門家を派遣できる内容とすることで、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に繋げる。 ○組積造塙についてのアドバイザー業務、診断業務を実施 	237
39	31	1-26	耐震診断・補強設計等技術者講習会の実施	都市整備局	木造住宅耐震診断・補強設計事務所登録制度を活用して、都民が安心して円滑に耐震化に取り組む環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ○都民が住宅の耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「木造住宅耐震診断士育成制度」を構築し、耐震診断・補強設計事務所の技能の継続的な向上を図るとともに広く情報提供 ○非木造建築物の補強設計等の実施について、専門機関や団体と協力の上、各団体の実施した講習会の受講者を、都民に広く情報提供（非木造建築物補強設計等技術者育成制度） ○上記に加え、区市町村と主催者の調整を行った上で、来年度以降も「木造住宅耐震改修業者講習会」を開催し、耐震改修の際のポイントや、都と各区市町村の助成制度、金融知識などを施工業者に伝える。（所有者に交付される助成金は区市町村の助成制度によるものであることなどから、来年度以降の主催者については要調整） 	11	<ul style="list-style-type: none"> ○都民が住宅の耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「木造住宅耐震診断士育成制度」を構築し、耐震診断・補強設計事務所の技能の継続的な向上を図るとともに広く情報提供 ○非木造建築物の補強設計等の実施について、専門機関や団体と協力の上、各団体の実施した講習会の受講者を、都民に広く情報提供（非木造建築物補強設計等技術者育成制度） ○上記に加え、区市町村と共同で「木造住宅耐震改修業者講習会」を開催し、耐震改修の際のポイントや、都と各区市町村の助成制度、金融知識などを施工業者に伝える。 	12
40	32	1-27	耐震マーク表示制度	都市整備局	建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、耐震基準に適合していることが確認された建築物に東京都耐震マークを交付し、建築物の入口など見やすい場所に表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ○申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付・マーク交付を実施 ○建物の見えやすいところ（入り口等）に掲出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認できるようにする。（「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ○耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付 	16	<ul style="list-style-type: none"> ○申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付・マーク交付を実施 ○建物の見えやすいところ（入り口等）に掲出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認できるようにする。（「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ○耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付 	16

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
41	再	(1-16)	超高層建築物等における長周期地震動対策	都市整備局	(再掲)				
42	再	(1-17)	建築物における液状化対策	都市整備局	(再掲)				
43	33	1-28	東京都LCP(Life Continuity Performance)住宅の普及	住宅政策本部	安定・継続して供給される燃料で稼動する発電機を設置し、電源系統を二重化することで、震災等による停電時においても、生活に必要な最低限の電力を確保できる「東京都LCP住宅」について、登録・閲覧制度を運用するとともに、その普及促進を図る。	見直しの検討を踏まえた制度の構築		- 業界団体、マンション所有者・管理者への周知を実施	3
44	34	1-29	都営住宅の耐震化(都営住宅耐震改修事業)	住宅政策本部	12年7月に改定した「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、都営住宅の耐震化を着実に推進するため、20年度に100%とする目標の実現に向けた耐震改修等の年次計画を策定し、着実に取組を進めていく。	・耐震改修約1,000戸実施 ・耐震化率100%の達成に向け事業推進 ・引き続き、純住棟（店舗なし住棟）の耐震化を図るとともに、店舗買取制度と店舗買取折衝委託を活用することで、併存店舗付き住棟の耐震化を推進	4,753	・耐震改修約500戸実施 ・耐震化率100%の達成に向け事業推進 ・引き続き、純住棟（店舗なし住棟）の耐震化を図るとともに、店舗買取制度と店舗買取折衝委託を活用することで、併存店舗付き住棟の耐震化を推進	4,515
45	35	1-30	都営住宅の耐震化(エレベーター停電時自動着床装置の設置)	住宅政策本部	都営住宅のエレベーターに、停電時に最寄階で自動停止する停電時自動着床装置を設置する。	189基設置	755	192基設置	600
46	36	1-31	都営住宅の建替えの推進と用地の創出・活用	住宅政策本部	昭和40年代以前に建設された住宅を対象に都営住宅の建替えを推進し、耐震化やバリアフリー化を図るとともに、団地の高層化・集約化により用地を創出し、道路・公園の整備促進、防災力の強化などに活用する。	年間建替戸数を3,800戸として、引き続き建替えを推進するとともに、併せて道路・公園を整備	59,951	年間建替戸数を3,800戸として、引き続き建替えを推進するとともに、併せて道路・公園を整備	60,321
47	再	(9-36)	救助活動体制の充実強化	東京消防庁	(再掲)				
48	37	1-16	超高層建築物等における長周期地震動対策	都市整備局	国が超高層建築物等における長周期地震動対策を公表した後、建物所有者等に対し、補強方法の事例等を情報提供することにより、対策が推進するよう支援する。	関係部署と連携し、既存の超高層建築物等の所有者等に対して、補強方法等や家具類の転倒防止対策など、長周期地震動の安全を確保するための啓発を進めていく。		- 関係部署と連携し、既存の超高層建築物等の所有者等に対して、補強方法等や家具類の転倒防止対策など、長周期地震動の安全を確保するための啓発を進めていく。	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
49	38	1-17	建築物における液状化対策	都市整備局	地震時の軟弱地盤の液状化による建築物等への被害を軽減するため、建築確認申請の機会をとらえて対策を促していく。 また、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等を情報提供するとともに、対策について専門家からアドバイスを受けられる制度を創設し、対策の実施を支援する。	ポータルサイトの地盤情報をさらに拡充するため、国等の動向を踏まえ、地盤調査会社等の団体と連携し、民間建築物の地盤データを収集、公開に向け検討していく。また、利用者のニーズに応じたポータルサイトの改訂を検討する。	-	利用者のニーズに応じ、ポータルサイトのモバイル対応やリーフレットの改訂を実施する。また、ポータルサイトの地盤情報を拡充するため国等の動向も踏まえながら、建設局や土木技術センターと連携しながら民間建築物の地盤データを収集、公開に向け検討していく。	-
50	39	1-45	既設ブロック塀等に対する安全対策	財務局	所管する都有地に存在している既設ブロック塀等のうち、現行法規に適合しないもの等について、安全対策を講じていく。	道路に面しているなど、優先度の高いものから順次ネットフェンス等に移行し、早期に対策を完了する。	96	優先的に対応すべき箇所対策は2019年度中に完了し、引き続き、国産木材を使った塀の設置を進めていく。	75
51	40	1-46	都立スポーツ施設のブロック塀の耐震性確保(国産木材を活用した塀の設置)	オリンピック・パラリンピック準備局	大阪北部地震による小学校でのブロック塀倒壊を受けて、都有施設のブロック塀の状況など、調査を実施。その安全対策の一つとしてブロック塀に替え、多摩産材などの国産木材を使った塀を、都立学校と都有施設に設置	木材塀設置 135m	42	-	-
52	41	1-47	民間のブロック塀等の安全対策	都市整備局	ブロック塀等について、所有者に対して、安全点検や必要な対策の実施を促すことにより、地震による塀の倒壊被害の防止を図る。	ブロック塀自己点検のチェックポイントや、区市町村における補助制度及び相談窓口の一覧等をホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、区市町村に対し、補助制度の創設を促し、区市町村への補助を通じて財政面からも所有者の取組を支援していく	50	引き続き、ブロック塀自己点検のチェックポイントや、区市町村における補助制度及び相談窓口の一覧等をホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、補助制度未整備の区市町村に対し、制度の創設を促し、区市町村への補助を通じて財政面からも所有者の取組を支援していく	103
53	42	1-48	都有施設の現行法規に適合しないブロック塀等の除却	都市整備局	都有施設のブロック塀等の緊急点検により確認した、現行法規に適合しないブロック塀等の安全対策を講じる。	残る2施設について、除却を実施し所管する都有施設の安全対策は完了予定。	-	引き続き、残る2施設について関係者と協議のうえ除却を実施し都有施設の安全対策は完了予定。	-
54	43	1-49	都営住宅におけるブロック塀等の安全対策	住宅政策本部	都営住宅における既設ブロック塀等のうち現行法規に適合しない塀について、安全対策を実施していく。	引き続き、現行法規に適合しないブロック塀等を撤去するとともに、必要に応じて新たな塀を順次設置	286	引き続き、現行法規に適合しないブロック塀等を撤去するとともに、必要に応じて新たな塀を順次設置	308
55	44	1-50	都有施設の既設ブロック塀に対する安全対策	福祉保健局	地震発生時等に施設利用者等の安全性を確保するため、現行法令に適合しないコンクリートブロック塀等を撤去及び傾き、ひび割れ、損傷等、何らかの支障があるコンクリートブロック塀等を修繕する。	引き続き、現行法令に適合しないコンクリートブロック塀等を撤去及び傾き、ひび割れ、損傷等、何らかの支障があるコンクリートブロック塀等の修繕を実施する。	-	引き続き、現行法令に適合しないコンクリートブロック塀等を撤去及び傾き、ひび割れ、損傷等、何らかの支障があるコンクリートブロック塀等の修繕を実施する。	-
56	45	1-51	ブロック塀等に対する安全対策(都立病院)	病院経営本部	地震によるブロック塀等の倒壊を防ぐため、現行基準を満たしていないものや劣化が著しい塀について安全対策を実施する。	既設ブロック塀等の撤去更新を実施	21	既設ブロック塀等の撤去更新を実施	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
57	46	1-52	ブロック塀等に対する安全対策(公社病院)	病院経営本部	地震によるブロック塀等の倒壊を防ぐため、現行基準を満たしていないものや劣化が著しい塀について安全対策を実施する。	既設ブロック塀等の撤去更新を実施	6	-	-
58	47	1-53	都有施設のブロック塀の安全対策	産業労働局	平成30年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊により人的被害が発生した。これを受け、都有施設におけるブロック塀の状況について点検を実施し、必要に応じて安全対策等の措置を行う。	法令不適合が発見された8施設のブロック塀のうち4施設のものについて、撤去、代替塀設置又は補修の措置をとる。	17	-	-
59	48	1-54	都有施設の既設のブロック塀等に対する安全対策	建設局	都立公園において現行法規に適合しないブロック塀等の撤去・改修	都立公園において現行法規に適合しないブロック塀等の撤去・改修	755	都立公園において現行法規に適合しないブロック塀等の撤去・改修	135
60	49	1-55	ブロック塀等の取り扱い	水道局	緊急点検で明らかになった現行法規に適合しないブロック塀等に対して安全対策を講じる。	順次、安全対策を講じる。 (施工予定箇所：5施設5箇所)	47	順次、緊急修繕にて安全対策を講じる。 (施工予定箇所：8施設9箇所)	8
61	50	1-56	都有施設の既設のブロック塀等の緊急点検	下水道局	都有施設の既設ブロック塀等の緊急点検をした結果、現行法規に適合しないことが判明したブロック塀等の安全対策を実施	第一優先について、2018年度にブロック塀等の撤去(改修)完了予定	-	第二優先について、2019年度にブロック塀等の撤去完了し、2020年度に改修完了予定	-
62	51	1-57	都立学校の安全対策(ブロック塀等)	教育庁	平成30年6月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故の発生を踏まえ、都立学校におけるブロック塀等の安全対策工事を実施していく。	ブロック塀等の安全対策工事の実施	348	ブロック塀等の安全対策工事の実施	216
63	52	1-58	都立施設のブロック塀対策	教育庁	平成30年6月18日に発生した、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を踏まえ、点検を実施し、法令に適合しないもの、その他安全性を担保できないものについて撤去、新設を行う。	都立学校のブロック塀等の状況とも併せて、順次撤去、新設の設計を行う。	48	都立学校のブロック塀等の状況とも併せて、順次撤去、新設の設計を行う。	75
64	53	1-59	コンクリートブロック塀等の改修工事	東京消防庁	大阪府北部地震で倒壊したブロック塀により死者が発生したことを踏まえ、東京消防庁が管理する各種塀のうち、不備があるものを改修し、危険の排除を図る。	庁舎等91施設のブロック塀等の改修工事を実施	351	105か所のコンクリートブロック塀等改修工事	448

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
65	再		(8-14)	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業	福祉保健局 (再掲)				
66	再		(8-15)	障害者(児)施設の防災・減災対策推進事業	福祉保健局 (再掲)				
67	再		(8-16)	児童福祉施設等の防災・減災対策推進事業	福祉保健局 (再掲)				
68	54		1-60	宅地耐震化推進事業	都市整備局 ・震災時において、大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、既存の造成宅地について、それらの有無と安全性の確認（変動予測調査）、危険性が高い箇所の滑動崩落防止工事などの予防対策を推進する。 ・震災時において、宅地擁壁等の倒壊による避難路・避難地の閉塞を防止するため、それらの危険度調査等を推進する。	23	・危険な大規模盛土造成地を抽出するための手法について、国のガイドラインや学識経験者の意見等も踏まえながら検討する。 ・区市町村が行う宅地擁壁等の危険度調査等に対し、事業費の助成を検討する。	44	・前年度策定した評価手法案に基づき、都内の大規模盛土造成地約1,500箇所のうち、400箇所の現地調査を実施する。 ・区市町村が行う宅地擁壁等の危険度調査等に対し、事業費の助成を行う。
69	55		1-61	エレベーター閉じ込め事故対策	交通局 【リスタート機能付エレベーターへの更新】 ・震災時等における地下鉄駅エレベーター内への閉じ込めリスクを軽減するため、リスタート機能付エレベーターに更新	1,060	地下鉄駅の全てのエレベーターをリスタート機能付きエレベーターとするため、引き続き対象となるエレベーターの更新を実施	832	地下鉄駅の全てのエレベーターをリスタート機能付きエレベーターとするため、引き続き対象となるエレベーターの更新を実施
長周期地震動対策、転倒・落下・移動防止対策を促進します						6,036		8,455	
70	再		(1-16)	超高層建築物等における長周期地震動対策	都市整備局 (再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
71	56	1-42	長周期地震動等における室内安全対策の推進	東京消防庁	<p>近年発生した大規模地震における負傷者のうち、3割から5割は家具類の転倒・落下によるものであったことや、東日本大震災では高層階で家具の転倒等が発生したことから、適切な転倒・落下・移動防止対策を普及し、家具類の転倒等による直接的な負傷防止のほか、出火防止及び避難路の確保を図ることで、震災時の被害を軽減する。</p> <p>特に、長周期地震動の危険性を周知啓発するため、自走式地震動シミュレーターや震動台等を活用して、家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率の更なる向上を目指している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁との連携による長周期地震動対策の啓発 ・家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率の低い年齢層を重点対象として、ポスター・チラシ、SNS配信等による普及啓発 ・引越し業者、マンション管理会社等と連携した普及啓発 ・室内安全セミナーを2回程度実施 ・大規模地震発生時のアンケート調査実施 ・国内外で新たな大規模地震が発生した場合は当該地震の地震波形を振動実験装置に組み込み危険性や家具類の転倒・落下・移動防止対策の効果などを検証及び映像により情報発信（大阪府北部地震は実施済み） 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁との連携による長周期地震動対策の啓発 ・家具転倒対策※実施率の低い年齢層を重点対象として、ポスター・チラシ、SNS配信等による普及啓発 ・東京都総合防災部との連携による家具転倒対策の普及啓発 ・引越し業者、マンション管理会社等と連携した普及啓発 ・室内安全セミナーを1回程度実施 <p>※ 家具類の転倒・落下・移動防止対策のこと</p>	15
72	57	1-44	都庁舎における長周期地震動対策	財務局	<p>都庁舎への制振装置の設置により耐震安全性を向上させ、建築物の変形を小さくし大きな揺れを早く収めることで業務の継続を図り、発災後の防災拠点としての機能を確保する。</p>	制振装置16箇所設置予定	6,024	制振装置17箇所設置予定	8,440

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

2 住民による救出活動の展開

3,881

3,986

都民や地域の自助・共助の意識醸成を促進します

1,746

1,677

1	1	1	2-1	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	各家庭において、様々な災害に対する備えが万全となるよう、防災ブックを使った様々な広報展開を実施し、日常的に活用してもらうことにより、都民一人ひとりの防災力を強化する。 ※「東京くらし防災」部分	【東京くらし防災】 ○幼い子供を持つ親は子供を持たない家庭等と比べ、「自分に関係ない」と認識し、「面倒くさい」と感じていることが判明したことから、「東京くらし防災」を活用し、育児等で忙しい中でも、小さい子や小さい子を持つ親の興味を惹き、生活の中で自然に防災対策の重要性を認識できる冊子を作成する。作成した冊子は、産院・保育所・幼稚園で配布するとともに、雑誌等を活用し広く啓発を行う。 ○「東京くらし防災」を大きな文字で読みやすさを重視したサイズで新たに作成し、セミナー等を通じて町会・自治会に冊子を配布する。 ○保健所、動物愛護相談センター等と連携し、ペットを飼育する方へ、「東京くらし防災」を広くPRする。	161	【東京くらし防災】 これまで「東京防災」「東京くらし防災」の配布を通じ防災意識の醸成に努めてきたが、防災知識を確認する機会は限られてきた。そこで、誰でも気軽に参加することができ、防災知識を学べる「東京都防災模試」を実施することで、知識の効果測定とともに都民一人ひとりの防災力を高め、さらなる災害に対する備えの促進を図る。	82
2	1	2	2-1	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	各家庭において、様々な災害に対する備えが万全となるよう、防災ブックを使った様々な広報展開を実施し、日常的に活用してもらうことにより、都民一人ひとりの防災力を強化する。 ※「東京都防災アプリ」部分	【東京都防災アプリ】 ○昨今の災害を踏まえたコンテンツの追加 都市型災害に備えたマンションにおける防災対策のコンテンツ追加や、風水害に備えて都水防災システムや東京アメッシュとの連携を構築 ○区市町村ページの追加 区市町村防災アプリ間のリンク連携や区市町村ハザードマップの搭載等、区市町村の防災情報を掲載するページを追加	59	【東京都防災アプリ】 平時の利用につながるコンテンツの充実やアプリの内容をアレンジできるようにすることで、アプリそのものの認知度や利便性の向上を図り、日常的に活用してもらうことで、都民の防災力を強化する。	55
3	1	3	2-1	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	各家庭において、様々な災害に対する備えが万全となるよう、防災ブックを使った様々な広報展開を実施し、日常的に活用してもらうことにより、都民一人ひとりの防災力を強化する。 ※利用許諾部分	【全般】 ○利用許諾の紹介 現在、著作物保護の観点から「東京防災」「東京くらし防災」については、その内容の利用にあたり基準を設け許諾を求めているが、積極的に利用してもらうよう、区市町村や他道府県等へ紹介を行う。	-	○利用許諾の紹介 「東京防災」「東京くらし防災」を地域の防災活動や普及啓発などで積極的に利用してもらえるよう、より活用しやすい運用について検討していく。	-
4	2		2-3	防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信	総務局	都民の防災意識の向上と防災知識の普及のため、平常時からの防災に関する知識や災害時の情報について、広報媒体を活用した広報活動の充実を図るとともに、発災時の混乱を避けるため、新たな情報提供ツールを活用し、情報発信の多様化を図って行く。	・東京都防災HPへの自動翻訳の導入（英、中（簡、繁）、韓、タガログ語、タイ語、ベトナム語、マレー語、インドネシア語）の自動翻訳を導入する。 ・東京都防災HPへ誘導するツイッター定型文（多言語）の作成 ・ツイッターを用いた迅速な情報発信を引き続き行う。	85	・SNSの利用状況等を分析し、発信するタイミングや内容などを工夫することで、効果的な情報発信を行う。 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）に係るシステムを構築し、24時間都民等からの問合せに対応できる体制を整える。	80
5	3		2-3	防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信	警視庁	都民の防災意識の向上と防災知識の普及のため、平常時からの防災に関する知識や災害時の情報について、広報媒体を活用した広報活動の充実を図るとともに、発災時の混乱を避けるため、新たな情報提供ツールを活用し、情報発信の多様化を図って行く。	震災対策用広報誌18万部及びリーフレット6万部（日本語・英語・中国語・韓国語）を作成、配布	7	震災対策用広報誌を作成・配布予定	7

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度			
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)		
6	4	2-4	防災教育の充実	教育庁	防災ノートや各種冊子等の配布や各種訓練・講習等を通じて、防災教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」を活用した「親子防災体験」(小学校対象)・「防災標語コンクール」(中学校第1学年対象)の実施 ○ 都立高校等では、首都直下地震等を想定し、備蓄食準備訓練や就寝訓練など避難生活の疑似体験、地域の消防署や警察署等と連携した実践的な訓練を行う一泊二日の宿泊防災訓練を全ての全日制課程の都立高等学校等及び一部の定時制課程の都立高等学校において実施 生徒による防災組織である「防災活動支援隊」を全校で編成し、自校の防災活動の運営補助や地域の防災活動へ参加 上級救命講習などの技能講習受講を推進 生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」の実施 令和元年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会を実施 ○ 都立特別支援学校では、首都直下地震等の発生に伴い、帰宅困難となった都立特別支援学校の児童・生徒の安全を確保することを想定した一泊二日の宿泊防災訓練を全校で実施 	159	154
7	再	(2-4)	防災教育の充実	教育庁	(再掲)			
8	5	2-5	防火防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上	東京消防庁	防火防災訓練の推進及び都民防災教育センターの有効活用に伴う訓練参加者数の増加により、都民の防災行動力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・防火防災訓練参加者200万人の達成及び防火防災訓練未実施地域の解消 ・初期消火技能の向上に重点を置いた防火防災訓練の推進 ・どこでも・いつでも・だれでも参加できる防火防災訓練の推進 ・新たな訓練参加者の掘り起こしを図るため、VR防災体験車、まちかど防災訓練車、起震車等による魅力ある防火防災訓練の推進 ・防災館の夜間開館や、夜間の防災を想定した体験ができるナイトツアーの実施 ・防災館に地震・風水害・火災を疑似体験できるVR防災体験コーナーを整備 ・防災館利用者の利便性向上等のため、Wi-Fi設備及び予約受付を管理するシステムを整備 ・防災館においてマイ・タイムラインの紹介を実施 	241	379
9	6	2-6	住宅火災対策・都民生活事故による被害低減対策の推進	東京消防庁	住宅火災対策・都民生活事故について、ホームページ、リーフレット等、あらゆる広報媒体を活用し、効果的な広報を実施する。 住宅用火災警報器の条例どおりの設置を促進するとともに、機器の維持管理・交換時期についても周知していく。 また、住宅火災による死者発生要因を分析し、対策を検討するとともに、住宅用防災機器等の普及方策に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、リーフレット、プロモーションビデオ等様々な広報媒体を活用し、効果的な広報を実施 ・第15期東京都住宅防火対策推進協議会の開催(2019年度～2020年度) ・継続した住宅用火災警報器の条例どおりの設置、適切な維持管理及び適切な時期の本体交換の推進 ・住宅用火災警報器の都民からの質問にコールセンターでの対応業務を開始(予定) ・住宅火災による死者低減方策に関して、東京消防庁が保有している住宅火災データ等を活用して多角的に分析することにより出火危険要因、危険箇所等を抽出し、火災予防対策に活用 ・東京消防庁が保有している日常生活事故のビッグデータのオープンデータ化に向け、2018年度に制作したデータ分析システム(試作)を用いて過去データの分析・検証を実施し、さらなる精度向上に向け、システム改修等の調査分析を委託 ・日常生活事故に多い「高齢者」や「乳幼児」の事故に特化した事故原因及び防止対策を重点的にICT技術を活用し、新たな視点で効果的な広報を展開 	29	64

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
10 7 2-7	東京消防庁	総合防災教育による防災対策の推進 首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧される中、被害を最小限に食い止めるためには、地域に精通した町会自治会、自主防災組織、女性防火組織、消防少年団等の育成指導は急務である。災害時に自ら行動できる人材を育成するとともに、児童・生徒に対し、幼児期から体系的、継続的な防火防災教育を行い、将来の地域防災の担い手を育成する。	・教育機関等と連携を密にし、地域一体となった総合防災教育を推進 ・児童・生徒の発達段階に応じた防火防災教育を推進 ・総合防災教育用資器材を有効活用した防火防災教育を推進 ・防火防災指導に効果的な資料の作成 ・総合防災教育未実施校の解消 ・年代別指導カリキュラムに基づく消防少年団員の育成指導を推進 ・東京消防庁管内80の消防少年団合同による訓練大会等の支援 ・女性防火組織幹部研修会の実施	107	・教育機関等と連携を密にし、地域一体となった総合防災教育を推進 ・児童・生徒の発達段階に応じた防火防災教育を推進 ・総合防災教育用資器材を有効活用した防火防災教育を推進 ・防火防災指導に効果的な資料の作成 ・総合防災教育未実施校の解消 ・年代別指導カリキュラムに基づく消防少年団員の育成指導を推進 ・女性防火組織幹部研修会の実施	107
11 再 (1-18)	都市整備局	マンションの適切な管理の推進 (再掲)				
12 再 (2-20)	総務局	地域防災力の向上 (再掲)				
13 再 (2-7)	東京消防庁	総合防災教育による防災対策の推進 (再掲)				
14 8 2-10	東京消防庁	事業所の勤務者を対象に、消防技術試験講習場等において試験及び各種講習などを実施し、消防法令等で義務付けられた資格を取得させることで消防技術者を育成する。同時に、各講習内容等の充実や防災設備の高度化に対応した施設の整備・機能を適正に維持することで防災教育の向上を図る。	・防火・防災管理講習317回 ・自衛消防技術試験51回 など	418	・防火・防災管理講習303回 ・自衛消防技術試験51回 など	551
15 9 2-11	警視庁	防災活動に参加意思を有する大学生等のボランティアや外国人観光客に対する語学支援を目的としたボランティアの募集・育成に取り組み、地域版パートナーシップに編入するなど、地域の新たな防災力として活用し、もって官民一体となった災害応急対策を推進する。	・6月に学生を対象とした宿泊イベントを実施(17大学30名) ・12月に学生ボランティア研修会を実施(参加人員144名、貴乃花光司氏講演)	7	宿泊イベント、ボランティア研修会を実施予定	7
16 10 2-12	東京消防庁	災害時の被害の軽減を図るため、震災等の大規模災害が発生した場合に消防隊の活動支援を行う、東京消防庁災害時支援ボランティア(以下「災害時支援ボランティア」という。)の育成を推進している。災害時支援ボランティアは、平常時には、地域の防災リーダーとして、防火防災訓練、応急救護訓練及び総合防災教育等の指導支援など、地域の防災力の向上を図っている。	・リーダー、コーディネーター講習、震災時消防活動支援特別講習、合同訓練の実施(講習会等は年9回、540人規模で実施予定) ・定数確保に向けた募集広報活動 ・管轄区域外の活動に対する特別旅費の支給	39	・リーダー、コーディネーター講習、震災時消防活動支援特別講習、合同訓練の実施(講習会等は年7回、420人規模で実施予定) ・管轄区域外の活動に対する特別旅費の支給	36

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
17	1	4	2-1	総務局	各家庭において、様々な災害に対する備えが万全となるよう、防災ブック「東京防災」を使った様々な広報展開を実施し、日常的に活用してもらうことにより、都民一人ひとりの防災力を強化する。 ※都民シンポジウム分	・シンポジウムの開催 2回 ・東京2020大会に向け、都民参加型の防災シンポジウムやイベントを区部と多摩で1回ずつ実施し、都民の防災意識の向上を図る。	318	-	-
18	11		2-20	総務局	区市町村と連携して、地域で防災活動に取り組む自主防災組織の人材育成や活動を支援し、地域における災害対応力を向上させる。また、災害時の女性のニーズにきめ細かく対応するため、女性防災人材の育成に取り組む。	・東京防災学習セミナー 300団体実施 (自主防災組織活動支援 事業20団体含む) ・子育て世代向けセミナー 30団体を新たに開始 ・リーダー研修 4回 ・防災ウーマンセミナー 4回 ・防災コーディネーター研修 2回 育成した人材のフォローアップを検討・実施	116	・東京防災学習セミナー 370団体実施 (自主防災組織活動支援 事業30団体含む) ・子育て世代向けセミナー 90団体 ・リーダー研修 4回 ・防災ウーマンセミナー 6回 ・防災コーディネーター研修 2回 ・防災コーディネーター研修フォローアップ 4回	157
都民や地域の災害対応力の向上を促進します						2,135		2,309	
19	12		2-13	総務局	消防団の認知度を高める消防団員募集広告の掲出や、消防訓練所における救助科等研修の実施、資機材整備に対する財政支援等を実施する。	・消防団員募集広告を掲出(2020年1月) ・女性消防団員セミナーの実施 ・防火衣の整備に対する補助を実施	69	・消防団員募集広告を掲出 ・女性消防団員セミナーの実施	12
20	13		2-14	東京消防庁	消防団員の定員充足率の向上に向けた入団を促進するとともに、魅力ある消防団とするため、活動環境の整備を図る。また、地域特性に応じた消防団の活動力の強化に向けた教育訓練の推進や各種装備資機材の整備とともに、大規模災害等に備えるため、消防団相互の連携を強化する。	・消防団員婦人科検診(子宮がん検査・乳がんX線検査) ・消防団員相談窓口業務委託 ・自動体外式除細動器の整備 ・特別区消防団技能講習(英会話技能講習・手話技能講習) ・消防団員募集広報(リーフレット制作・山手線車内広告(ADトレイン)・HP運営・インターネット広告・ポスティング広告・新聞折込広告) ・水災対策用資機材の整備(フローティングストレーナ・強カライト・フロートロープ) ・アプリケーションを活用した情報共有 ・酷暑対策用被服の整備(活動用帽子・ポロシャツ・Tシャツ) ・教育訓練のためのe-ラーニングシステムの活用 ・可搬ポンプ積載車の整備	1,235	・消防団員婦人科検診(子宮がん検査・乳がんX線検査) ・消防団員相談窓口業務委託 ・自動体外式除細動器の整備 ・特別区消防団技能講習(英会話技能講習・手話技能講習) ・消防団員募集広報(リーフレット制作・都営地下鉄駅貼りポスター・HP運営・インターネット広告・ポスティング広告・新聞折込広告) ・救急カバン(応急救護資機材・熱中症対応資機材・感染防止用資機材)の整備 ・応急救護資機材(訓練用人形・訓練用AED等)の整備 ・女性消防団員用新型夏服(半袖、長袖シャツ・ネクタイ・スカート・ズボン)の整備 ・切創防止用保護衣の整備 ・教育訓練のためのe-ラーニングシステムの活用 ・可搬ポンプ積載車の整備	1,274
21	再		(2-5)	東京消防庁	(再掲)				
22	14		2-16	総務局	季節に応じた年4回の住民参加型訓練(風水害・地震・津波・帰宅困難者対策訓練)を実施する。	・総合防災訓練の実施(多摩地区) ・帰宅困難者対策訓練の実施	220	・本部体制の訓練等による検証・改善 ・全区市町村に連絡要員を派遣する体制の構築 ・立川地域防災センターの改修に向けた劣化診断等の実施 ・各局等の危機管理マニュアル改善の支援	323

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
23	15		2-17	各種訓練の充実	交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の異常事態に対する即応力の維持・向上のため、異常時総合訓練、自然災害防止訓練、都営バスの事故等を想定した情報伝達訓練等を実施している。 ・東京メトロ等との合同訓練を定期的実施するほか、連絡通報システムを活用した職員の安否確認訓練を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害防止訓練（6～7月） ・異常時総合訓練（10月頃） ・東京メトロとの合同訓練（12月頃） 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時総合訓練（5月頃） ・自然災害防止訓練（6月頃） ・東京メトロとの合同訓練（12月頃） 	7
24	16		2-18	事業所防災訓練の充実	東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対して、火災、地震、その他の災害が発生した場合に迅速、的確な自衛消防活動が行うことができるよう、消防計画等に基づく各種防災訓練を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練指導用リーフレット39,800部の配布（主な対象をホテルとして作成し、前年度以前のはホームページ等に掲載） 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練指導用リーフレット39,800部の配布（令和2年度は対象を絞らないで作成） 	3
25	17		2-19	応急手当の普及促進	東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当実施率の向上や指導者の育成と指導体制の強化、救命講習の受講促進を図る。また、誰もが不安なく応急手当を実施できる環境の整備を図るため、「バイスタンダー保険」を運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間20万人の救命講習受講者育成 ・バイスタンダー保険制度の継続運用 	603	<ul style="list-style-type: none"> ・年間20万人の救命講習受講者育成 ・バイスタンダー保険制度の継続運用 	691
26	再		(2-19)	応急手当の普及促進	東京消防庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ~ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

3 出火・延焼の抑制

88,925

86,952

燃えないための初期消火力の強化等を推進・支援します			843	286
---------------------------	--	--	-----	-----

1	再	(2-20)	地域防災力の向上	総務局	(再掲)				
2	再	(2-13)	消防団活動支援	総務局	(再掲)				
3	再	(2-14)	特別区消防団の災害対応力の充実強化	東京消防庁	(再掲)				
4	再	(2-5)	防火防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上	東京消防庁	(再掲)				
5	再	(2-16)	住民参加型訓練の実施	総務局	(再掲)				
6	再	(2-17)	各種訓練の充実	交通局	(再掲)				
7	再	(2-18)	事業所防災訓練の充実	東京消防庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
8	1	3-1	災害時利用に向けた河川施設の整備	建設局	河川水を災害時の消火用水として活用するため、水際へのアクセス路や取水手段等を確保するとともに、発災時の水上ルートの活用に向け、防災船着場等の整備を進める。	・河川水活用に向けた調整 ・防災船着場等の整備推進	165	防災船着場等の整備推進	37
9	2	3-2	経年防火水槽の再生	東京消防庁	緊急輸送道路以外の道路下の経年防火水槽に新たな補強工事を施し、震災時において活用可能な防火水槽として再生させることにより、被害の軽減を図る。	道路下 経年防火水槽の再生 73基 道路下以外 経年防火水槽の内部調査 165基	440	道路下 経年防火水槽の再生 30基 道路下以外 経年防火水槽の内部調査 2基	138
10	3	3-3	木造住宅密集地域を重点とした震災対策の推進及び水利整備・確保の推進	東京消防庁	震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、耐震性を有する防火水槽の整備をはじめ、深井戸や低水位河川等を活用した新たな水利確保策を積極的に推進するとともに、都、区市町村及び関係機関等が連携して震災対策及び水利の開発・確保を推進する。	・深井戸(震災時多機能型深層無限水利) 1基 ・防火水槽 5基 ・消防水利開発補助金 4基 ・震災時における航空消防活動体制の充実強化を図るため、区市町村が所管する小中学校、私立学校、ランドマーク機能を有すると認められる民間施設等に対し、ヘリサインの整備の働きかけを実施	238	・深井戸(震災時多機能型深層無限水利)の設計委託 1基 ・防火水槽 3基 ・消防水利開発補助金 4基 ・震災時における航空消防活動体制の充実強化を図るため、区市町村が所管する小中学校、私立学校、ランドマーク機能を有すると認められる民間施設等に対し、ヘリサインの整備の働きかけを実施	111
火災による延焼を防ぎます					88,082	86,666			
11	4	3-6	木密地域不燃化促進税制の実施	主税局	不燃化特区制度における特別の支援の一つとして、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却推進を税制面から支援する。 〔固定資産税・都市計画税の減免(23区内)〕	不燃化特区内に物件を所有する納税者に対する制度の周知	-	不燃化特区内に物件を所有する納税者に対する制度の周知	-
12	5	3-8	不燃化特区制度	都市整備局	震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域のうち、特に重点的、集中的に改善を図るべき地区について、区から提案を受け、都が期間や地域を限定して、老朽木造建築物の建替え・除却への助成や固定資産税等の減免措置など特別の支援を行う。	・区が取組む全戸訪問に対する支援の上限(1戸当たり3回)等を撤廃し、制度周知や建築プランの提示など、各区が住民への働きかけを強化しやすくなるよう環境を整える。 ・各地区の課題に応じたテーマを中心に不燃化セミナーを開催し、地元住民の建替え意欲を醸成する。	3,849	・2020年度は現行制度の事業最終年度となるため、これまでの全戸訪問で把握した建替え意向のある住民に対し課題解決のためのフォローを充実させ、駆け込み需要を取り込むことで事業期間内での建替え、除却につなげていく。 ・2021年度以降の円滑な制度継続に向け、各区と調整していく。	2,786
13	再	(3-9)	防災密集地域総合整備事業	都市整備局	(再掲)				
14	再	(3-10)	沿道一体整備事業	都市整備局	(再掲)				
15	6	3-10	沿道一体整備事業	都市整備局	都市計画道路の整備に併せて、民間活力を誘導しつつ地域住民との協同による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進するとともに、建物共同化などの不燃化による延焼遮断帯の早期形成を図る。	・特定整備路線については、「地域と連携した延焼遮断帯形成事業」に同じ	6,084	・特定整備路線については、「地域と連携した延焼遮断帯形成事業」に同じ	5,456

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
16	7	3-11	地域と連携した延焼遮断帯形成事業	都市整備局	特定整備路線のうち、商店街やまちづくり協議会が存在する区間、用地買収が困難な区間について、都市計画手法を活用して道路整備を行い、延焼遮断帯の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「燃えないまち」「燃え広がらないまち」の実現を目指し、20年度までの整備に向け、全庁を挙げ、全力で実施 ・生活再建支援の更なる拡充など相談窓口をより有効に活用しながら、用地取得を一層推進 ・用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し工事箇所を拡大 ・あらゆる機会を捉え、事業の必要性をPR 	6,026	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度までの全線整備に向け、 ・重点的に人員を配置し、マンパワーをフル活用することにより、関係権利者に対して粘り強く丁寧に説明し合意形成を図る ・用地が確保できたところから順次工事着手し、事業効果の見える化を図る ・相談窓口を活用し、移転先情報の提供、再建プランの提案、権利関係の相談、解体業者の紹介等を行うことで、権利者の生活再建をきめ細やかに支援 	5,981
17	8	3-12	木密地域における特定整備路線の整備推進	建設局	「防災都市づくり推進計画」の整備地域(約6,900ha)の防災性を向上する東京都施行の都市計画道路(特定整備路線)を全線整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「燃えないまち」「燃え広がらないまち」の実現を目指し、全線整備に向け、全庁を挙げ、全力で実施 ・生活再建支援の更なる拡充など相談窓口をより有効に活用しながら、用地取得を一層推進 ・用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し工事箇所を拡大 ・あらゆる機会を捉え、事業の必要性をPR 	51,095	<ul style="list-style-type: none"> ・特定整備路線は、2025年度までの全線整備に向け、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し、事業効果の早期発現を図るなど整備を着実に推進 ・相談窓口利用者に対して、移転先情報の提供、再建プランの提案、権利関係の相談等を行うことで、引き続き権利者の生活再建をきめ細やかに支援 	49,974
18	再	(3-3)	木造住宅密集地域を重点とした震災対策の推進及び水利整備・確保の推進	東京消防庁	(再掲)				
19	9	3-9	防災密集地域総合整備事業	都市整備局	木造住宅密集地域において、老朽建築物の除却や建替えを促進するとともに、防災生活道路や公園などの公共施設を整備し、地区の防災性と住環境の向上を図る。 また、地域防災計画等に定められた避難路・避難地等の周辺において、住民の避難の安全性確保と延焼拡大の防止のため、建築物の不燃化建替えを促進し延焼遮断帯を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所につながる防災生活道路の整備に向けて、防災都市づくり推進計画への位置づけ及び促進策について検討を開始 ・地区計画策定支援事業の対象範囲の拡大を検討 ・不燃化促進に向けた共同化検討地区の事業化の実現、新規地区の更なる掘り起し 	2,095	<ul style="list-style-type: none"> ・防災都市づくり推進計画改定に向け、事業メニューの見直しを検討 ・不燃化促進に向けた共同化検討地区の事業化の実現、新規地区の更なる掘り起し 	2,191
20	再	(3-9)	防災密集地域総合整備事業	都市整備局	(再掲)				
21	10	3-13	都市計画公園・緑地の計画的、重点的な整備促進	都市整備局	事業進捗や社会情勢の変化とともに東日本大震災を踏まえ、防災の視点を重視した新たな「都市計画公園・緑地の整備方針」として改定し、20年度までの10か年の優先整備区域を設定する。(このうち避難場所や防災拠点となる公園・緑地は、55カ所176ha) 開発ポテンシャルの高いセンター・コアエリア内の未供用区域を対象に、民間によるまちづくりと公園・緑地の整備を両立させる仕組みとして「公園まちづくり制度」を創設した。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末の「都市計画公園・緑地の整備方針」改定に向け、都区市町合同検討会などにおいて検討を進める。 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画公園・緑地の整備方針」を改訂し、都市計画公園・緑地の整備を促進する。併せて都市計画公園・緑地の都市計画見直し等を検討する。 ・中小河川及び崖線沿い等における都市計画緑地の決定・変更に向けた調査検討や、道路、河川、公園等の緑を連続的に形成させる緑道等の整備に向けた調査検討を実施する。 	91
22	11	3-15	風格ある緑ゆたかな都市をつくる都市公園の整備(個性豊かな都立公園の整備)	建設局	「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(11年12月)に基づいて重点公園及び優先整備区域を対象に計画的に事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・林試の森公園については、事業認可の早期取得に向け、公園の整備計画を策定するとともに用地取得に向けた準備を進める。 	16,740	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備計画を策定するとともに用地取得に向けた準備を進める。 	18,281

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
23	12		3-16	建設局	「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(11年12月)に基づいて重点公園及び優先整備区域を対象に計画的に事業を推進する。	引き続き都立公園の用地取得を推進していく。	1,734	引き続き都立公園の用地取得を推進していく。	1,456
24	13		3-17	建設局	「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(11年12月)に基づいて重点公園及び優先整備区域を対象に計画的に事業を推進する。	市町の14公園程度において、補助を予定	450	8市町13公園で補助を予定している。	450
25	再		(4-2)	東京消防庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

4 安全で迅速な避難の実現

87,728

81,937

高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる環境や体制を整備します 1,335 977

1	1	4-1	災害時要配慮者対策の推進	福祉保健局	区市町村が進める要配慮者対策への財政支援や、福祉保健・防災担当者向け研修会を実施するとともに、災害福祉広域支援ネットワーク(※関係機関が災害時に連携して、福祉避難所等に対する人的支援を円滑に実施するための仕組み)の取組を推進し、要配慮者の支援体制の充実を図る。	・要配慮者対策支援研修会 2回 ・地域福祉推進区市町村包括補助事業による区市町村の要配慮者体制支援 ・災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会及び図上訓練実施	2+包括	・要配慮者対策支援研修会 2回 ・地域福祉推進区市町村包括補助事業による区市町村の要配慮者体制支援 ・災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会及び図上訓練実施 ・災害福祉広域支援ネットワーク本部の機能強化	3+包括
2	2	4-2	要配慮者(高齢者・障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	東京消防庁	要配慮者情報の有効活用や避難行動要支援者、要配慮者に対する地域協力体制づくり、要配慮者自身の防災行動力の向上及び居住環境の安全化を推進する。	・第14期東京都住宅防火推進協議会の協議内容を受けた試行結果を踏まえ、区市と連携した、より実効性のある総合的な防火防災診断を実施 ・要配慮者対応訓練の推進 ・避難行動要支援者名簿の提供による関係機関との連携強化 ・新たな通報制度の試行に基づく検証・条例改正 ・緊急通報システムの運用 ・緊急ネット通報の運用 ・緊急通報受信装置の継続運用	60	・区市町村や地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携した、より実効性のある総合的な防火防災診断を実施 ・要配慮者対応訓練の推進 ・避難行動要支援者名簿の提供による関係機関との連携強化 ・認定通報事業者制度の運用 ・救急直接通報等の運用 ・緊急ネット通報の運用 ・緊急通報受信装置の継続運用	59
3	3	4-6	ヘルプカード活用促進事業	福祉保健局	関係機関等と連携したヘルプカードに関する学習会、セミナー等の実施、ヘルプカードを活用した防災訓練、普及啓発ポスター・リーフレット等を作成・配布する。	・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施	包括	・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施	包括
4	4	4-7	ヘルプマークの推進	福祉保健局	交通事業者、区市町村、国・他道府県、民間企業等の理解を得て、多様な主体による一体的な取組を行い、普及啓発を実施する。	・説明会・イベント、広報東京都掲載、障害者週間、関係機関への周知、ノベルティグッズの配布、HP等を各主体で実施 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施	48	・説明会・イベント、広報東京都掲載、障害者週間、関係機関への周知、ノベルティグッズの配布、HP等を各主体で実施 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施	48
5	再	(2-4)	防災教育の充実	教育庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
6	再	(2-7)	総合防災教育による防災対策の推進	東京消防庁 (再掲)			
7	再	(4-2)	要配慮者(高齢者・障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	東京消防庁 (再掲)			
8	再	(2-11)	官民一体となった災害応急対策の整備	警視庁 (再掲)			
9	5	4-18	道路のバリアフリー化	建設局 平成28年3月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、競技会場周辺、駅や生活関連施設を結ぶ都道等についてバリアフリー化を推進する。	889	<ul style="list-style-type: none"> ・駅、生活関連施設等を結ぶ道路18kmの整備 ・主要駅周辺で、特に高齢者や障害者等の移動が徒歩で行われている道路について、国や区市等と連携した面的なバリアフリー化を推進 ・障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化（モデル事業）のうち、工事の実施及び意見交換会の開催、とりまとめの実施 	416
10	再	(5-20)	メンテナンスしやすい施設整備による維持管理の効率化	建設局 (再掲)			
11	再	(4-19)	区部の避難場所・避難道路の見直し等	都市整備局 (再掲)			

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
12	再		(9-24)	海上公園の防災機能強化	港湾局	(再掲)				
13	再		(5-31)	道路標識の整備	建設局	(再掲)				
14	再		(5-32)	臨海副都心における防災対策の強化	港湾局	(再掲)				
15	再		(5-32)	臨海副都心における防災対策の強化	港湾局	(再掲)				
16	6		4-22	観光事業者の災害対応力強化事業	産業労働局	災害時等に、宿泊施設等の観光事業者が外国人旅行者に対して適切な避難誘導等ができるよう、「災害時初動対応マニュアル」の作成・周知を行う。	・改訂したマニュアルの冊子化 ・セミナーの実施	9	・改訂したマニュアルの増刷 ・セミナー・情報交換会の実施	14
17	再		(9-23)	都民のいのちを守る公園・緑地の強化・充実	建設局	(再掲)				
18	再		(9-24)	海上公園の防災機能強化	港湾局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
19	7	4-8	舎人公園の非常用発電設備の活用	交通局	舎人公園に建設局が設置する非常用発電設備を活用し、災害時の電源供給停止時に電車が駅間に止まった場合に、車両を1編成ずつ最寄り駅まで移動させる。 また、防災活動などへの輸送協力依頼があった場合に車両1編成を活用し対応できるようにする。	非常用発電設備の災害時における活用(維持・管理・運用)	15	非常用発電設備の災害時における活用(維持・管理・運用)	17
20	8	4-19	区部の避難場所・避難道路の見直し等	都市整備局	避難場所等は、従来から都が震災時に拡大する火災から身を守ることができる公園や緑地などを、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき指定しているもので、区部における市街地状況の変化や人口の変動等を考慮し、おおむね5年ごとに見直しを行っている。 また、安全な避難空間をあらかじめ公表、周知することにより、震災時の円滑な避難に備え、都民の生命安全を確保していく。	<ul style="list-style-type: none"> 候補地現況調査 避難有効面積算定データ作成 地区割当の見直し検討 主に民有地等の避難場所について、詳細な安全性の検証が必要なブロック塀などの調査を早期に実施。 「東京都防災アプリ」の利便性を向上させるため、総務局と連携し、機能更新の委託を実施。 	29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の安全性調査 ・ 輻射熱シミュレーションによる避難有効面積の算定 ・ 避難場所候補地の選定検討 ○ 地区内残留地区の指定に関する検討 ○ 地区割り当ての検討 ○ 関係区、関係権利者との調整資料作成 	37
21	9	4-9	都市農地保全支援プロジェクト	産業労働局	都市農業・農地の災害時の避難場所での活用など多面的機能を発揮させるため、整備支援(ハード)及び推進支援(ソフト)を実施する。	防災兼用井戸設置	283	防災兼用農業井戸設置	383
22	10	4-25	駅施設における外国人への避難誘導	都市整備局	駅施設における外国人への避難情報提供策の検討	各鉄道事業者の取組状況の調査	-	災害時等の駅施設における外国人への避難誘導の充実を促進	-
迅速に避難できるよう、道路などの防災機能の強化を図ります							86,393		80,960
23	11	4-13	市街地整備における無電柱化の推進	都市整備局	土地区画整理事業をはじめとする市街地整備などの機会を捉えて、区市町村道における無電柱化の取組みを促進する。	電線共同溝敷設及び引込埋設管等の着実な設置を行う。	743	電線共同溝敷設及び引込埋設管等の着実な設置を行う。	1,083
24	12	4-14	無電柱化の推進	建設局	無電柱化推進計画に基づき、都市防災機能を強化する視点をより重視し、周辺区部や多摩地域を中心に、緊急輸送道路や主要駅周辺などにおいて無電柱化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道全体の地中化率44% ・東京都無電柱化推進計画(改定)(2018年度策定予定)に基づき、更なる無電柱化事業の推進を図る。 	19,728	<ul style="list-style-type: none"> ・都道全体の地中化率47% ・東京都無電柱化推進計画(2018年度改定)に基づき、更なる無電柱化事業の推進を図る。 	21,673

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
25	13	4-15	区市町村無電柱化補助	建設局	区市町村道の無電柱化事業に対して、財政支援、技術支援を行う。	・引き続き、区市町村道における無電柱化を促進 ・災害拠点病院や消防署などの防災拠点施設と緊急輸送道路を結ぶ区市町村道について、無電柱化の取組を加速させるため、区市町村に対する財政支援を強化	1,221	・引き続き、区市町村道における無電柱化を促進 ・区市町村の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」、「防災に寄与する区市町村道に対する財政支援」を活用した無電柱化の推進を図る。	1,452
26	14	4-17	東京港の防災対策(臨港道路の無電柱化)	港湾局	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺の臨港道路等の無電柱化を実施する。	電線敷設工事	1,231	(2019年度完了予定)	-
27	15	4-23	都営住宅外周道路の無電柱化	住宅政策本部	都営住宅の建替えを機に、団地内敷地や外周道路における無電柱化を実施することで、災害時に避難経路や緊急車両の通行機能を確保するとともに、避難場所の安全性の向上を図る	団地内敷地や外周道路の無電柱化に向け、予備調査や関係機関協議、基本設計・実施設計を実施	61	引き続き、団地内敷地や外周道路の無電柱化に向け、予備調査や関係機関協議、基本設計・実施設計を実施	33
28	16	4-24	民間開発の機会を捉えた無電柱化の促進	都市整備局	民間開発の機会を捉えた無電柱化を促進するため、都市開発諸制度活用方針を改定し、開発区域内の無電柱化を義務化するとともに、開発区域外の無電柱化の取組を評価して容積率を緩和するルールを導入	民間開発の事前協議において、無電柱化の取組を促進	-	民間開発の事前協議において、無電柱化の取組を促進	-
29	17	4-26	東京港の防災対策(緊急輸送道路の無電柱化)	港湾局	災害発生時において、緊急物資の輸送等や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、全ての緊急輸送道路を無電柱化する。	基本設計	213	設計、管路工事等	915
30	18	4-27	東京港の防災対策(緊急輸送道路の無電柱化)	港湾局	災害発生時において、緊急物資の輸送等や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、全ての緊急輸送道路を無電柱化する。	基本設計	28	設計、管路工事等	63
31	19	4-11	多摩山間部・島しょ部道路の防災性向上	建設局	道路巡回に併せて行う日常点検に加え、定期点検調査、特別点検調査、大雨等の際に行う異常時点検等により、斜面の状況を的確に把握し、緊急性の高い箇所から計画的に対策を実施し、道路の安全性向上を図る。	緊急性の高い斜面から対策を着実に実施する。	4,687	緊急性の高い斜面から対策を着実に実施する。	4,806
32	20	4-12	治山施設(落石防護施設)の安全対策	産業労働局	多摩山間地域住民の生命と財産を守るため、重要な治山施設(落石防護施設)の安全対策を推進する。	定期点検	30	定期点検	30

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
33	21		4-16	街路樹防災機能の強化	建設局	災害発生時、緊急車両や物資の運搬車両及び避難者の通行が、倒木した街路樹に妨げられることのないよう、街路樹防災診断を実施し、その結果に基づいて街路樹の樹勢回復、更新を行う。	・街路樹防災診断効果検証 ・大径木再生整備設計・工事	109	・大径木再生工事 ・街路樹診断マニュアルの改訂	147
34	再		(3-10)	沿道一体整備事業	都市整備局	(再掲)				
35	再		(3-11)	地域と連携した延焼遮断帯形成事業	都市整備局	(再掲)				
36	再		(3-12)	木密地域における特定整備路線の整備推進	建設局	(再掲)				
37	22	1	4-21	震災対策	下水道局	避難所、ターミナル駅、災害復旧拠点等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。また、液状化によるマンホール浮上抑制について、避難所や防災上重要な施設等と緊急輸送道路を結ぶ道路での対策を推進する。 水再生センター、ポンプ所において、揚水、簡易処理及び消毒等、震災後においても必ず確保すべき機能を維持するため、必要最低限の施設能力を確保する耐震対策を実施する。 ※全般	【既定事業】 ・避難所やターミナル駅、災害復旧拠点を対象に下水道管を耐震化 ・液状化によるマンホールの浮上抑制対策 ・水再生センター・ポンプ所の耐震対策 【緊急総点検】 ・下水道管の耐震化や液状化によるマンホールの浮上抑制対策について、新たに追加された避難場所や区の要望施設を含めて実施	30,803	【既定事業】 ・避難所やターミナル駅、災害復旧拠点を対象に下水道管を耐震化 ・液状化によるマンホールの浮上抑制対策 ・水再生センター・ポンプ所の耐震対策 【緊急総点検】 ・下水道管の耐震化や液状化によるマンホールの浮上抑制対策について、新たに追加された避難場所や区の要望施設を含めて実施	25,143
38	22	2	4-21	震災対策	下水道局	「東京2020大会オリンピック・パラリンピック」関連施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。また、液状化によるマンホール浮上抑制について、「東京2020大会オリンピック・パラリンピック」関連施設と緊急輸送道路を結ぶ道路での対策を推進する。	東京2020大会オリンピック・パラリンピック競技大会会場13施設において、下水道管の耐震化の設計・工事を実施	-	-	-
39	22	3	4-21	震災対策	下水道局	一時滞在施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。	一時滞在施設の排水を受け入れる下水道管の調査、耐震設計及び工事発注	-	一時滞在施設の排水を受け入れる下水道管の調査、耐震設計及び工事発注	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名					局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
							主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
40	22	4	4-21	震災対策	下水道局	液状化によるマンホール浮上抑制について、緊急輸送道路以外の無電柱化している道路での対策を推進する	無電柱化している道路にあるマンホールの調査、人孔浮上抑制の検討、及び設計	-	無電柱化している道路にあるマンホールの調査、人孔浮上抑制の検討、及び設計	-
41	23		4-20	連続立体交差事業の推進	建設局	数多くの踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消し、地域の活性化や防災性の向上を図る。	西武新宿線、京王京王線など事業中路線を進めるとともに、新規事業化に向けた取組を推進させる。	27,537	西武新宿線、京王京王線など5路線6か所で事業を進めるとともに、新規事業化に向けた取組を推進	25,604
42	24		4-28	防災生活道路機能維持事業	都市整備局	緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災生活道路において、道路の閉塞を未然に防止することにより、道路の機能を維持していくために実施する。	2018年度にブロック塀等の除却に関する助成制度を新設(予定)したうえで、2019年度から助成を開始。防災生活道路を位置付けている区に制度周知し、事業実施を促す。	3	新たに、無電柱化を推進するため道路区域外(民地等)への地上機器等設置にかかる支援を開始するため、制度を拡充。防災生活道路の機能維持に向けた取り組みを各区に促す。	10
43	再		(3-9)	防災密集地域総合整備事業	都市整備局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

5 各種情報の的確な発信

21,641

23,225

正確な被災状況等の情報収集力を強化します

17,395

20,250

1	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				
2	1	5-1	震災消防活動を支援する情報収集体制の充実強化	東京消防庁	震災による被害を軽減するため、地震発生直後から震度情報の収集、被害の予測、部隊運用の支援等の機能で構成された震災消防対策システムを運用しており、現行システムの機能向上、充実強化等を行うことで、震災時における部隊運用支援の迅速化、効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、東京消防庁が活用するシステムの機能向上を推進 ・地震被害予測システムの更新に向けた検討 ・早期災害情報システムの機能向上の推進 ・防災関係機関が災害情報等（浸水予測も含む）をリアルタイムで共有できる体制を構築 ・SNSを活用した情報収集体制の強化 ・延焼シミュレーションシステムの機能向上 ・地震計の更新（10基） 	269	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、東京消防庁が活用するシステムの機能向上及び適正な運用を推進 ・新震災消防対策システムの構築 ・地震被害予測システムの更新に向けた検討 ・新早期災害情報システムの運用開始 ・防災関係機関が災害情報等をリアルタイムで共有できる体制を構築 ・新延焼シミュレーションシステムの運用開始 	266
3	2	5-2	緊急地震速報の活用	財務局	主な東京都の施設に緊急地震速報システムを導入し、エレベーターなどの自動制御による閉じ込め防止や来庁者への自動放送による安全確保など、効果的に活用する。	緊急地震速報システムの効果的な活用	-	緊急地震速報システムの効果的な活用	-
4	3	5-3	災害に備えた通信手段の強化	福祉保健局	災害時に電話、ファクシミリ等の通信手段が大きく低下することが想定されることから、外郭団体や協力機関との情報連絡において、業務用MCA無線を配備することにより、重層的な連絡体制を構築する。	継続して実施	1	継続して実施	1
5	4	5-4	災害に備えた通信手段の強化	警視庁	災害発生時に備え、被留置者用非常食料の整備及び衛星携帯電話導入により災害発生時の即応体制を確立する。	賞味期限切れの被留置者用非常食の交換及び衛星携帯電話の維持	8	賞味期限切れの被留置者用非常食の交換及び衛星携帯電話の維持	9
6	5	5-5	医療救護に関する情報連絡体制の整備と広域的な調整機能の強化	東京消防庁	区市町村、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会等関係機関との連携により、被害状況等を一元的に収集し、被災者や関係者に伝達する体制を確立する。また、東京都防災行政無線の整備、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用により、発災直後からの医療救護活動に関する情報連絡体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報及び大規模災害時の医療機関情報の収集 ・テロ災害等による多数傷病者発生時の医療機関との連携や情報収集体制の強化を図ることを実施 	176	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報及び大規模災害時の医療機関情報の収集 ・テロ災害等による多数傷病者発生時の医療機関との連携や情報収集体制の強化 	178
7	6	5-6	通信指令システム機器更新	警視庁	震災、事件発生時における初動警察活動を的確に行うため、通信指令システム機器の充実強化を図る。	既定計画通り	3,201	継続運用	3,200

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
8	7	5-7	画像伝送システムの整備	警視庁	各種災害の被災現場から災害警備本部にリアルタイムで映像を送信し、情報収集・集約機能の充実強化を図る。	台風15号、19号において運用	17	継続運用	18
9	8	5-8	衛星利用型情報収集システムの整備	警視庁	大震災等の大規模災害発生時の地上通信回線が途絶又はふくそう下において、衛星電話回線を利用した情報収集及び配信のためのシステムを構築する。	事業終了	-	-	-
10	9	5-9	指揮所等の整備	警視庁	総合指揮所、多摩前進指揮所及び東京都庁警視庁連絡室にある各種情報収集システムを整備・拡充することにより、被災状況・部隊活動等を総合的に把握するほか情報の共有化を図り、迅速かつ的確な情報収集・集約及び部隊指揮、救出活動等の効果的な災害警備活動を確立する。	継続運用	114	継続運用	109
11	10	5-10	署活系無線機の整備	警視庁	大震災等発生時に迅速かつ的確な救出救助活動を広範囲に行う警察署員の情報連絡手段を確保し、通信指揮体制の強化を図るため、署活系無線機を増強整備する。	署活系無線機の整備 (600台)	165	2019年度で事業終了	-
12	11	5-11	災害情報受信システムの整備	警視庁	気象庁から提供される地震、警報、注意報等の各種災害関連情報を災害対策課、災害関連警備指揮所及び各警察署で直接受信し、現場での災害警備活動に早期に反映することで、災害対応の初動体制を強化する。	継続運用	57	継続運用	47
13	12	5-12	安否・被害確認システムの整備	警視庁	災害発生時における職員等の安否確認、参集途上の職員からの被害状況などの各種情報を収集・伝達することにより、効果的な職員参集とより詳細な被害実態把握に資するシステムを整備し、初動態勢の強化を図る。	継続運用	12	継続運用	12
14	13	5-13	警察情報管理システムの運営	警視庁	運転免許管理業務端末に無停電電源装置を配備する。	事業終了	-	-	-
15	14	5-14	指令管制システムの整備	東京消防庁	指令管制システムは、都民からの119番通報を受け付け、消防部隊へ出場指令などを行うためのシステムである。最新の情報通信技術の導入を図り、災害規模・災害実態に応じた消防部隊の選定、災害発生場所の直近の消防部隊に対する的確な出場指令及び部隊運用を実現する。 また、通常時には出場部隊の支援を行い、首都直下地震発生時には東京都調整本部の拠点となる作戦室の整備を行う。	2020年度の機器更新に向けた詳細設計を実施	268	更新機器や他システムとの試験調整を行い、中枢装置の切替を実施	670

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度					
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)				
16	15	5-16	消防情報通信体制の整備	東京消防庁	各消防本部、管下消防署及び関係防災機関との情報連絡並びにホームページ等による都民への情報伝達を担う情報通信システムを整備する。構築に際しては、災害時の業務継続・データ保護に配慮したシステムとするほか、専用回線の利用、通信系統の多ルート化等により、震災時においても信頼性の高い情報通信体制を整備し、災害対応力の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> デジタル無線設備の整備 TDMA方式の設備更新を継続 多重無線ネットワーク等の機器更新は、都の更新計画を踏まえた見直しを順次実施 総合情報処理システムは2020年度の更新に向けシステム開発を実施 消防電話ネットワークは2020年度末の更新に向け、詳細設計を実施 	5,242	<ul style="list-style-type: none"> デジタル無線設備の整備 SCPC方式の設備更新(2023～2025年度)に向けた基本構想策定 多重無線ネットワーク等の機器更新 都の更新計画を踏まえ順次実施 総合情報処理システム 2019年度に引続き開発継続、2020年度末にシステム更新完了予定。 消防電話ネットワーク 詳細設計に基づく更新を2020年度末に完了予定 	4,633	
17	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)					
18	16	5-18	ヘリコプターテレビの機能強化	警視庁	大震災発生の初期段階において、警視庁、東京消防庁ヘリコプターから送信された映像を受信して被害状況を早期に把握するとともに、被害判読システムを通して被災地域の特定や被害規模の把握を迅速に行う。今後、災害対応能力向上のため、更にシステム機能の強化を図る。	継続運用	150	継続運用	150	
19	17	1	5-17	初動体制の充実・強化	総務局	<p>発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながるため、災害対策本部体制の見直しや、自衛隊、警察、消防、海外の救助機関など関係防災機関との迅速かつ円滑な連携体制の構築、災害情報システムや無線通信網などの基盤整備を行い、初動態勢の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線設備について2018年度より再整備を実施する。(2021年度再整備終了) DISについて2018年度より再構築を実施する。(2021年度より新システム運用開始) また、DIS実装前であるが、訓練や気象警報発報時にD-SUMMの試験運用を行う。この運用を通して、D-SUMMの開発元と連携し、システムの高度化に向けて、部門体制構築に至らない災害対応時や訓練時での入力状況の調査・分析、課題抽出を行う。 膨大なSNS情報の収集・分析、高度化するデマ対策のために人員要求を行い、体制強化を図る。 防災センターをはじめとしたフロア改修工事完了 島しょ部における被害状況を早期に把握するため、カメラ付きドローンの配備・操作職員の育成を実施 	2,531	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線設備について2018年度より再整備を実施する。(2021年度再整備終了) DISについて2018年度より再構築を実施する。(2021年度より新システム運用開始) また、DIS実装前であるが、訓練や気象警報発報時にD-SUMMの試験運用を行う。この運用を通して、D-SUMMの開発元と連携し、システムの高度化に向けて、部門体制構築に至らない災害対応時や訓練時での入力状況の調査・分析、課題抽出を行う。 膨大なSNS情報の収集・分析、高度化するデマ対策のために人員要求を行い、体制強化を図る。 5G/ICT等の先端技術を防災分野への活用するための調査・検証を実施し、情報収集の強化に向けた災害情報のリアルタイム伝送・収集・共有手法を検討する。 	3,631
20	17	2	5-17	初動体制の充実・強化	総務局	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> 見直しを実施した本部体制の訓練等による検証・改善 立川地域防災センターの充実・強化 災害対応要員の執行環境の改善 区市町村の受援計画の策定支援 各局等の危機管理マニュアル改善の支援 	11	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の実施(区部) 帰宅困難者対策訓練の実施 	17
21	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)					

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
22	18	5-19	河川における防災情報の発信・充実	建設局	洪水予報の発表や河川監視カメラ映像などの情報発信の充実を図り、円滑な水防活動の実施と速やかな避難行動への誘導を実施する。浸水予想区域図は改定を前倒し、平成32年度までに全区域で公表する。また、レスキューナビゲーションの活用による災害情報の一元化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 水位予測の精度向上に向けたシステム改良検討 浸水予想区域図の改定に向けた検討・改定 水防災総合情報システムの強化 水防災総合情報システムにおける気象レーダー情報と連携した表示等の検討を実施 	137	<ul style="list-style-type: none"> 水位予測の精度向上に向けたシステム改良検討 浸水予想区域図の改定に向けた検討・改定 水防災総合情報システムの再構築 水防災総合情報システムにおける気象レーダー情報と連携した表示等を実施 	387
23	19	5-20	メンテナンスしやすい施設整備による維持管理の効率化	建設局	都の管理道路施設について、メンテナンスしやすい施設整備、メンテナンスサイクルの長期化、計画的なメンテナンスの3つの取組を行うことにより、維持管理の効率化を図り、高い管理水準を維持できる体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 道路照明のLED化 修繕計画に基づく更新 	4,190	<ul style="list-style-type: none"> 道路照明のLED化 修繕計画に基づく更新 	5,280
24	20	5-21	ICTの活用による維持管理の高度化	建設局	情報通信技術(ICT)を活用した道路管理をさらに進化させ、利用者にとって安全で安心な道路を永続的に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> レスキュー・ナビゲーションの日常管理への活用 道路空間における新技術の活用検討 道路施設等のモニタリング検討 非破壊検査技術の採用検討 等 	322	<ul style="list-style-type: none"> レスキュー・ナビゲーションの日常管理への活用 道路空間における新技術の活用検討 道路施設等のモニタリング検討 非破壊検査技術の採用検討 等 	254
25	再	(5-1)	震災消防活動を支援する情報収集体制の充実強化	東京消防庁	(再掲)				
26	21	5-36	SNS情報、ビックデータの活用、デマ情報対策	総務局	SNS情報、ビックデータの活用、デマ情報対策	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度より2020年度にかけて行う東京都災害情報システム(DIS)再構築事業において、SNS分析情報やビックデータ活用を考慮に入れる。 また、DIS実装前であるが、訓練や気象警報発報時にD-SUMMの試験運用を行う。この運用を通して、D-SUMMの開発元と連携し、システムの高度化に向けて、部門体制構築に至らない災害対応時や訓練時での入力状況の調査・分析、課題抽出を行う。 膨大なSNS情報の収集・分析、高度化するデマ対策のために人員要求を行い、体制強化を図る。 	524	<ul style="list-style-type: none"> DISについて2018年度より再構築を実施する。(2021年度より新システム運用開始) (再掲示) また、DIS実装前であるが、訓練や気象警報発報時にD-SUMMの試験運用を行う。この運用を通して、D-SUMMの開発元と連携し、システムの高度化に向けて、部門体制構築に至らない災害対応時や訓練時での入力状況の調査・分析、課題抽出を行う。(再掲示) 5Gを基盤とした災害情報のリアルタイム伝送・収集・共有手法の検討調査・実証実験を実施 	1,388
防災時の情報不足による混乱を防ぎます						192	185		
27	再	(2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)				
28	再	(2-3)	防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
29	再	(2-3)	防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信	総務局	(再掲)				
30	22	5-25	ふ頭内における緊急放送設備の導入(補助制度の創設)	港湾局	関係区を対象としたふ頭内への緊急放送設備に係る補助制度の活用により、緊急情報の聴取困難エリアの解消を図る。	(2018年度で事業終了予定)	-	中央防波堤埋立地内のふ頭における緊急放送設備の整備について、関係区との調整を進める。	-
31	23	5-26	デジタルサイネージ等による政策広報の展開	東京消防庁	消防署等の消防関連施設にデジタルサイネージの整備を行うとともに、ネットワーク化を早期に実施し、一斉に、都民や外国人旅行者に必要な情報を迅速かつ広範囲に提供する体制を整備する。また、都民の防災意識の向上と防災知識の普及のため、平常時からの防災に関する知識や災害時の情報を気軽に取得できる新たな情報提供ツールの整備を検討し、情報発信の多様化を図っていく。	・デジタルサイネージについて、緊急時の視認性に優れた災害情報コンテンツを充実 ・消防アプリの運用開始	148	・デジタルサイネージについて、緊急時の各種災害情報コンテンツ及び地域の防火防災情報を充実する。 ・消防アプリについて、地図情報の拡充によるユーザー体験の向上を図る。	170
32	再	(4-2)	要配慮者(高齢者・障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	東京消防庁	(再掲)				
33	24	5-34	消防行政に関する情報発信・情報提供の強化	東京消防庁	都民の防災に関する意識の啓発や消防活動への理解の促進、今後の消防行政への反映を目的に消防活動時の映像等を記録するとともに、各種災害情報等を収集し、都民へ提供する。	消防活動映像等をタイムリーに都民及び報道機関に配信する体制を構築	1	消防活動映像等をタイムリーに都民及び報道機関へ配信する。 (台風19号での消防活動等の映像が報道等機関等で使用された実績などから今後も継続)	1
34	25	1	5-22	防災時の情報発信力の強化	総務局	都及び都監理団体保有のデジタルサイネージについて、立地状況等を勘案し、サイネージ保有の関係局等と調整の上、都立サイネージ全体の発信におけるガイドラインの構築を図る。また、2019年度から発信を行う局のタイムライン・定型文案を確定し、また先行局の運用状況等を踏まえて、運用の体制を構築する。	36	都立等サイネージ全体の発信におけるガイドラインを活用することにより、運用体制の強化を図っていく。また、昨今の災害を踏まえ、台風等の風水害時においても情報発信を行う体制を整備していく。	8
35	25	2	5-22	防災時の情報発信力の強化	総務局	○災害情報の多言語対応 総点検の結果をふまえ、東京都防災ホームページの改修を行うことにより、災害情報等の多言語発信が可能となるため、東京都防災ホームページへ誘導し、情報の収集を行いやすくなるほか、既に多言語での災害情報の提供を行っている訪日外国人向けサイト等と連携させるなど他媒体のアクセスを容易にできるようにする。	(上記の内数)	東京都防災ホームページの利用状況等を分析し、分析結果に基づき見直しを実施することで、都民等がより利用しやすいサイトにするるとともに、都内を訪れる観光客等が必要な情報を入手できるよう、ガイドブックなどにおいて防災情報の入手方法等のページを設けるなど、引き続き容易に情報が入手できる体制を整備していく。	(上記の内数)
36	26	5-45	統合Webサーバ内のホームページによる安定的な情報提供の実施	戦略政策情報推進本部	令和元年台風第19号通過の際にアクセス集中が発生した局をはじめ、各局で、防災用コンテンツを選別し、予め大量アクセスに耐えられる一時退避用サーバに当該コンテンツを設置する。 発災時には、一時退避用サーバに用意していた防災用コンテンツを参照するよう、切替え手順を整備し、運用することで都民に対して安定的な情報提供を確保する。	・統合Webサーバにおける一時退避用サーバの初期設定作業を行う。 ・アクセス集中が予想される防災用コンテンツをあらかじめ選定する。 ・選定したコンテンツを一時退避用サーバに事前に格納する。 ・あらかじめ準備した手順に基づき、アクセス集中時には一時退避用サーバにアクセス先を切替える。	4	・統合Webサーバにおける一時退避用サーバの運用を継続する。 ・アクセス集中が予想される防災用コンテンツの見直しを随時実施する。 ・選定したコンテンツを一時退避用サーバに事前に格納する。 ・あらかじめ準備した手順に基づき、アクセス集中時には一時退避用サーバにアクセス先を切替える。	3

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
37	27	5-24	都民の声事業	生活文化局	平常時には、都民情報ルームで都発行の防災関連の書籍等を閲覧・貸出及び販売を実施する。 災害発生時には、被災者臨時相談窓口を開設し、被災者等からの電話相談業務を行える体制を整備する。 また、復興対策の本格化に応じて、関係各局との連携・協力により被災者総合相談所を第二本庁舎1階に開設し、被災者からの電話・来訪相談業務を行える体制を整備する。	・被災者臨時相談窓口について、局内他部等からの応援配置について検討する。 ・外国人からの問合せに対応できる態勢を整備するため、外国人災害時情報センター、防災（語学）ボランティアとの連携について検討、調整する。	-	・被災者臨時相談窓口について、局内他部等からの応援配置について調整する。 ・外国人からの問合せに対応できる態勢を整備するため、外国人災害時情報センター、防災（語学）ボランティアとの連携について調整する。	-
38	28	5-27	情報提供	都民安全推進本部	運転者等に官民が保有する交通規制などの道路交通情報や災害情報等をより効果的に提供する。	都において例年実施される大規模な総合防災図上訓練（年1回）に合わせJARTICとの合同訓練を実施	3	都において例年実施される大規模な総合防災図上訓練（年1回）に合わせJARTICとの合同訓練を実施	3
39	29	5-28	災害現場における災害警備活動について、効果的な報道対応を行う広報チームの整備	警視庁	災害現場における災害警備活動について、効果的な報道対応を行う広報チームを整備する。	装備資器材の点検	-	装備資器材の点検	-
40	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				
41	30	5-37	防災情報のワンストップ化	総務局	災害時などに必要な情報を誰もが簡単に入手できるように、ワンストップで防災関連情報（東京メッシュ、各種ハザードマップ、避難場所・避難所等）を入手できるポータルサイトを作成する。	東京都防災HPの更なる改善のため、他都市のHP等を参考に、引き続きサイトのリニューアルに取り組む。	-	東京都防災ホームページの利用状況等を分析し、分析結果に基づき見直しを実施することで、都民等がより利用しやすいサイトにする。	-
42	再	(2-3)	防災普及啓発映像の作成	総務局	(再掲)		-		
外国人等への情報提供手段を強化します						4,055		2,790	
43	再	(5-22)	発災時の情報発信力の強化	総務局	(再掲)				
44	再	(5-22)	発災時の情報発信力の強化	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度					
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)				
45	31	5-23	都政広報	生活文化局	平常時には、多様な媒体を利用し、防災情報の提供を通じて都民の防災力向上を図る。災害発生時には、各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。また、写真等による情報の収集及び記録を行う。	・発災時に情報を適切に発信するため、実施体制の強化を図る。 ・ホームページ担当職員だけでなく、災害対策本部体制時に、局内でホームページ業務に携わることが想定される職員を対象に操作研修を年2回行う。	1	・発災時に情報を適切に発信するため、引き続き実施体制の強化を図る。 ・ホームページ担当職員だけでなく、災害対策本部体制時に、局内でホームページ業務に携わることが想定される職員を対象に操作研修を年2回行う。	1	
46	再	(2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)					
47	再	(5-26)	デジタルサイネージ等による政策広報の展開	東京消防庁	(再掲)					
48	32	1	5-29	外国人に対する防災情報提供対策の強化	生活文化局	外国人に対して、訓練を実施し、防災知識の普及啓発を行う。また災害時の通訳・翻訳にあたる防災(語学)ボランティアの登録を行い、スキルアップのための研修を実施する。 ※外国人支援体制	1 外国人支援体制 ・区市町村等の実態把握、災害時の役割分担等の整理・共有 ・広域的な支援を得るための体制・ネットワークの確立に向けた検討・調整 ・センターの設置・運営等の訓練の充実・強化	22	1 外国人支援体制 ・外国人のための防災訓練に第二部を設け、外国人における防災知識の外国人向けの体験型訓練に加え、区市町村及び国際交流協会等の職員に向けた実務者訓練を実施 ・災害時の役割分担等の整理・共有 ・センターの設置・運営等ネットワークの確立に向けた検討・調整	18
49	32	2	5-29	外国人に対する防災情報提供対策の強化	生活文化局	外国人に対して、訓練を実施し、防災知識の普及啓発を行う。また災害時の通訳・翻訳にあたる防災(語学)ボランティアの登録を行い、スキルアップのための研修を実施する。 ※防災(語学)ボランティア	2 防災(語学)ボランティア ・研修内容の見直し ・より多くの語学ボランティアに参加してもらうため、開催日時・場所等について工夫	(上記の内数)	2 防災(語学)ボランティア ・スキルアップ研修の拡充(都民向け公開講座2回) ・防災訓練時に合わせて翻訳訓練を実施	(上記の内数)
50	32	3	5-29	外国人に対する防災情報提供対策の強化	生活文化局	外国人に対して、訓練を実施し、防災知識の普及啓発を行う。また災害時の通訳・翻訳にあたる防災(語学)ボランティアの登録を行い、スキルアップのための研修を実施する。 ※外国人に対する普及啓発	3 外国人に対する防災知識の普及啓発 ・区市町村等と連携した外国人のための防災訓練を実施、広報等の拡充 ・「やさしい日本語」を使用した防災知識の普及啓発の強化	(上記の内数)	3 外国人に対する防災知識の普及啓発 ・区市町村等と連携した外国人のための防災訓練を実施、広報等の拡充 ・「やさしい日本語」を使用した防災知識の普及啓発の強化	(上記の内数)
51	33		5-35	在京大使館等との防災に関する連携の強化	政策企画局	在京大使館等に対する防災連絡会を実施し、都の防災施設視察、施策説明及び通信訓練を通じ、都の防災施策に対する理解を促進するとともに、相互の情報連絡体制を強化する。	【防災連絡会】 ・防災施策説明会(2回) ・都防災関連施設視察(1回) ・通信訓練(事前に日時指定せず1回) いずれも、在京大使館等の防災責任者を対象とする。	2	【防災連絡会】 ・防災施策説明会(2回) ・都防災関連施設視察(1回) ・通信訓練(事前に日時指定せず1回) いずれも、在京大使館等の防災責任者を対象とする。	2
52	34		5-31	道路標識の整備	建設局	「東京みちしるべ2020」に基づき、全都道において英語併記化を進めるとともに、ピクトグラム、路線番号の活用などにより外国人を含めた全ての人にわかりやすい道路案内標識を整備する。	東京みちしるべ2020にて、2019年度は、約2,800枚を整備予定である。 加えて、高速道路ナンバリングの工事を実施する。	1,142	2019年度をもって、東京みちしるべ2020に基づく、全都道における道路案内標識の英語併記化等の整備が完了	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
53	再	(9-24)	海上公園の防災機能強化	港湾局	(再掲)				
54	35	5-32	臨海副都心における防災対策の強化	港湾局	大規模震災時においても、住民等が域外に避難する必要がない安全な地域として開発を進め、地域内の基盤整備を実施する。	東京臨海副都心まちづくり協議会と連携し、臨海副都心の災害対策に関する必要な情報を適宜拡充・更新をしていく。また、発信する情報の多言語化を進める。	-	(2019年度で事業終了予定)	-
55	36	5-33	デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業	産業労働局	観光案内機能の向上のため、デジタルサイネージを都内各所に設置し、外国人観光客等に向けた情報発信を強化する。	・Lアラートの本格運用 ・都立公園設置のデジタルサイネージへの非常用電源整備を検討	766	路上等に設置済みのデジタルサイネージの無停電電源装置の稼働時間延長（1時間から6時間へ）を実施	729
56	再	(5-22)	発災時の情報発信力の強化	総務局	(再掲)				
57	再	(4-22)	観光事業者の災害対応力強化事業	産業労働局	(再掲)				
58	37	5-38	観光案内所の運営	産業労働局	東京を訪れる国内外からの旅行者の多様なニーズに対応し、安心・快適に観光が楽しめるよう、きめ細やかな情報提供を行う。	センターバスタ新宿において、災害時等に報道が見られるよう環境を整備する。	779	引き続き、東京観光情報センターにおいて災害時等の情報発信の体制を整備	1,045
59	38	5-39	外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備	産業労働局	東京を訪れる外国人旅行者が観光情報の収集等を目的にストレスフリーで接続できるWi-Fi利用環境の整備を進める。	気象庁の災害情報発信に合わせた運用切替えを検討	315	発災時に気象庁の災害情報発信に合わせた運用切替えを継続して実施	322
60	39	5-40	ウェブサイトによる情報発信	産業労働局	国内外から旅行者を東京へ誘致するため、東京に存在する様々な観光魅力（イベント、施設、自然、文化及び伝統など）に関する情報をウェブサイトにより発信し、これを広く認識してもらうことにより、訪都旅行予定者を確保する。	発災時における画面上部への掲載の自動ビルトインを検討	375	発災時に画面上部へリンク掲載の自動ビルトインを継続して実施（東京都防災ホームページへ誘導）	351
61	40	5-41	災害発生時の外国人への情報提供の充実	交通局	【駅構内にコンシェルジュを配置】外国人観光客等の鉄道に不慣れなお客様のため、外国語で対応できるコンシェルジュを配置しており、災害時における外国語での対応が可能である。	都営地下鉄29駅に英語で対応ができるコンシェルジュを配置、うち浅草や都庁前等の8駅では中国語でも対応する。	315	競技会場最寄駅を含む30駅に英語で対応ができるコンシェルジュを配置、一部の駅では中国語でも対応する。	321

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
62	41		5-42	災害発生時の外国人への情報提供の充実	交通局	【防災ハンドブックの配布】 駅のホームや車内で災害が発生した際に役立つ情報を掲載したリーフレットを発行し各駅で配布するほか、交通局HPでも公開している。平成29年5月1日からは、英語版も発行している。英語版には交通局ツイッター（英語版）のQRコードも貼付している。	引き続き、「防災ハンドブック」（日本語版、英語版）を各駅で配布するとともに、交通局HPにおいても公開し、お客様の防災に関する意識の向上を図る。合わせて、車内LCDモニターにおいて動画を流し、防災ハンドブックの周知を図る。2020年2月に日本語版2万部、英語版1万部を増刷	1	引き続き、「防災ハンドブック」（日本語版、英語版）を各駅で配布するとともに、交通局HPにおいても公開し、お客様の防災に関する意識の向上を図る。合わせて、車内LCDモニターにおいて動画を流し、防災ハンドブックの周知を図る。	1
63	42		5-43	災害発生時の外国人への情報提供の充実	交通局	【地下鉄車内表示器の改修】 災害等非常時のお客様への案内文を多言語化する。	※平成30年度で事業完了	-	-	-
64	43		5-44	災害発生時の外国人への情報提供の充実	交通局	【地下鉄駅旅客案内システムの改修】 災害等非常時のお客様への案内（行先案内表示器、駅構内放送）を多言語化する。	東京2020大会開催までに全駅で運用開始できるよう、順次改修を実施する。改修が終了した駅から順次運用を開始する。	336	-	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
6 帰宅困難者による混乱防止				1,214		2,966			
一斉帰宅抑制や帰宅困難者同士の助け合いについて社会の理解を深めます				1,179		2,337			
1	1	6-1	帰宅困難者対策	総務局	東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅抑制や3日分の備蓄の確保などの普及啓発を進めていく。また、都民・事業者による「助け合い」の取組を後押ししていく。企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者への対応として、一時滞在施設を確保する。混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大手ディベロッパー、カーディーラーなど傘下に多くの施設を有する組織に対して協力要請を実施 ・民間一時滞在施設備蓄品配備モデル事業（仮称）を創設 ・複数企業連携型一時滞在施設運営モデル事業（仮称）を創設 ・空港から都内へアクセスする路線のトレインチャンネルを活用し、主に外国人観光客を対象とした普及啓発を実施 ・Wi-Fiアクセスポイントの面的な整備状況、モバイルバッテリーの普及状況等の現状を把握したうえで、今後の具体策を検討 	1,177	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉帰宅抑制推進企業認定制度を引き続き実施し、事例集を充実させるなど、一斉帰宅の抑制に向けた事業者への普及啓発を推進 ・業界団体などで、傘下に多くの施設を有する企業が含まれる組織に対して協力要請を実施 ・東京都民間一時滞在施設備蓄品配備事業等のモデル事業を引き続き実施 ・民間一時滞在施設におけるスマートフォン等の充電環境整備に対する支援を実施 ・空港から都内へアクセスする路線のトレインチャンネルを活用し、主に外国人観光客を対象とした普及啓発を実施 	2,336
2	2	6-3	事業所における帰宅困難者対策の推進	東京消防庁	帰宅困難者対策を盛り込んだ事業所防災計画の作成を促進するための防災指導書を作成し、帰宅困難者対策の周知推進を図る。	事業所防災計画の周知及び届出促進のため、防災指導書「職場の地震対策」を作成（継続）	1	事業所防災計画の周知及び届出促進のため、防災指導書「職場の地震対策」を作成（継続）	1
一時滞在施設の確保を進めます				30		622			
3	再	(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
4	再	(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
5	3	6-4	防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施	主税局	都内の自治体と帰宅困難者受入協定を締結する一時滞在施設の確保を税制面から支援する。 [固定資産税・都市計画税、事業所税の減免(23区内)]	関係局と連携し、対象となる事業者に対し、積極的に制度周知	-	関係局と連携し、対象となる事業者に対し、積極的に制度周知	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
6	4	6-5	都市開発諸制度等を活用した都市づくり	都市整備局	都市開発の機会を捉え、防災都市づくりを推進するため、都市開発諸制度(※)を適用する新規の建築物に対して防災備蓄倉庫、自家発電設備を確保するとともに、一時滞在施設の整備を誘導する。 ※良好な市街地環境の形成に貢献する都市開発に対して、容積率などを緩和する制度。総合設計、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区の4制度の総称	民間開発の事前協議において、防災備蓄倉庫、自家発電設備、一時滞在施設の整備を誘導	-	民間開発の事前協議において、防災備蓄倉庫、自家発電設備、一時滞在施設の整備を誘導	-
7	再	(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
8	5	6-6	地域におけるエネルギー利用のスマート化の推進	環境局	オフィスビルや中小事業所等にコジエ(CGS)などの分散型電源の普及や大規模なエネルギー需要のある都心部の再開発地域を中心に、エネルギーの面的利用、エネルギーマネジメントが進む仕組みを構築し、エネルギーの効率的な利用を進める。	防災力の向上に向け、災害時にも活用可能な自立分散型電源の導入を促進 ・オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギー・マネジメント促進事業 ・スマートエネルギーエリア形成推進事業 ・中小事業所向け熱電エネルギー・マネジメント支援事業	30	引き続き、防災力の向上に向け、災害時にも活用可能な自立分散型電源の導入を促進 ・スマートエネルギーエリア形成推進事業 ・スマートエネルギーネットワーク構築事業	622
9	再	(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
帰宅困難者の安全確保等を図ります							5		6
10	再	(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
11	再	(9-23)	都民のいのちを守る公園・緑地の強化・充実	建設局	(再掲)				
12	6	6-7	地下鉄構内での帰宅困難者の一時受入れ体制の充実	交通局	地下鉄各駅において、お客様に一時的に駅改札外のコンコースなどで待機していただくために必要な物資を備蓄	帰宅困難者用備蓄品の更新(三田線)	5	帰宅困難者用備蓄品の更新(新宿線・浅草線)	6
13	再	(2-16)	住民参加型訓練の実施	総務局	(再掲)				
14	再	(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
15	再		(4-21)	震災対策	下水道局	(再掲)				
スムーズな帰宅を支援します										
16	再		(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
17	7		6-8	徒歩帰宅支援	財務局	帰宅困難者等の多くは、長距離を徒歩で帰宅することが見込まれるため、都営地下鉄、都立施設を活用した徒歩帰宅支援を実施する。	引き続き、青山病院跡地の民間事業者による暫定活用に当たって、「災害時帰宅支援ステーション」としてのステッカーを掲出し、大規模災害時で交通途絶の場合に、①水道水やトイレの提供、②道路情報等の提供、③休憩場所の提供を行うことなど、徒歩帰宅者支援を充実 ・今後の取扱いは検討		・青山病院跡地の暫定活用が2020年5月末で終了することに伴い、帰宅支援ステーション事業も一旦終了 ・2020年度下半期以降の取扱いは今後検討	
18	再		(6-1)	帰宅困難者対策	総務局	(再掲)				
19	再		(2-11)	官民一体となった災害応急対策の整備	警視庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

7 円滑な避難所の開設・運営

13,412

14,967

避難所となる施設の安全性を確保します

1	再	(1-1)	私立幼稚園、高等学校、特別支援学校施設の耐震化	生活文化局	(再掲)				
2	再	(1-2)	医療施設の耐震化	福祉保健局	(再掲)				
3	再	(1-4)	防災上重要な建築物の耐震化推進	建設局	(再掲)				
4	再	(1-6)	災害活動拠点として対応しい先進的で多機能な消防庁舎の建設	東京消防庁	(再掲)				
5	再	(1-3)	社会福祉施設等の耐震化	福祉保健局	(再掲)				
6	再	(1-9)	保育施設の非構造部材耐震対策支援事業	福祉保健局	(再掲)				
7	再	(1-10)	私立学校施設の非構造部材の耐震対策工事補助	生活文化局	(再掲)				
8	再	(1-11)	都立学校の震災対策(都立学校における非構造部材の耐震化)	教育庁	(再掲)				
9	再	(1-12)	公立学校施設耐震化支援事業(非構造部材)	教育庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
10	再	(8-1)	震災時などに対応可能な水道施設の構築	水道局	(再掲)				
避難者の安心を確保します							13,412		14,967
11	再	(2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)				
12	再	(2-20)	地域防災力の向上	総務局	(再掲)				
13	1	7-1	男女平等参画の視点からの防災・復興	生活文化局	各区市町村の地域防災計画等について、男女平等参画の視点の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ・区市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルの内容確認等を実施 ・区市町村との連絡会議などの機会を捉え、地域防災計画等の改正に当たり、男女平等参画の視点を取り入れるよう働きかけ ・災害時における相談支援、情報提供等の実施体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ・区市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルの内容確認等を実施 ・区市町村との連絡会議などの機会を捉え、地域防災計画等の改正に当たり、男女平等参画の視点を取り入れるよう働きかけ ・災害時における相談支援、情報提供等の実施体制の整備 	-	
14	2	7-2	避難所管理運営マニュアル整備の支援	福祉保健局	東日本大震災の教訓を踏まえ改訂した「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」に基づき、区市町村の避難所管理運営マニュアル整備を支援する。	継続して実施する。	-	継続して実施する。	-
15	再	(4-1)	災害時要配慮者対策の推進	福祉保健局	(再掲)				
16	再	(7-2)	避難所管理運営マニュアル整備の支援	福祉保健局	(再掲)				
17	3	7-3	災害時こころのケア体制整備事業	福祉保健局	大規模災害時に被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等、発災直後から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう東京都災害時こころのケア体制(東京DPAT)を整備し、災害等発生時における支援体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・都防災訓練や国の大規模訓練等への東京DPATの参加 ・東京DPATの養成研修の内容充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・都防災訓練、二次保健医療圏災害医療図上訓練への東京DPATの参加 ・東京DPATの養成研修の内容充実、フォローアップ研修の実施 	8	5

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
18	4	7-11	防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業	教育庁	児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）や災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を実施する区市町村を支援する。	・公立学校施設において、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を行う区市町村に対する財政支援の実施。補助単価の引き上げ ・積極的な活用の働き掛け	1,860	・公立学校施設において、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働き掛け	1,908
19	再	(7-2)	避難所管理運営マニュアル整備の支援	福祉保健局	(再掲)				
20	5	7-5	食品の安全確保	福祉保健局	震災時の食中毒発生等を防止するため、東京都、区及び市で編成する食品衛生指導班による炊飯所等の衛生管理指導や避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導を行う。	継続して実施する。	-	継続して実施する。	-
21	6	7-6	避難所における飲料水の安全確保 〔検水体制の整備〕	福祉保健局	貯水槽貯留水等を避難所において飲用とする際、安全な飲み水を確保するため、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等を行う。 区市町村からの要請に応じ、「環境衛生指導班」を編成し、飲み水の安全確認や消毒方法の指導を行う。	・計画に基づく消毒薬量の備蓄 ・計画に基づく消毒薬検査機材の配備	5	・計画に基づく消毒薬量の備蓄 ・計画に基づく消毒薬検査機材の配備	5
22	7	7-7	避難住民等の生活衛生の確保支援	福祉保健局	保健所等の環境衛生監視員により「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲料水の衛生、衛生的な室内環境の保持、ごみ保管場所等の適正管理等に関する助言・指導を市町村に対して行う。環境衛生指導班は、市町村部(保健所設置市を除く。)で業務を行うほか、特別区及び保健所設置市からの要請に応じて派遣対応を行う。	・環境測定用機材の保守・点検	-	・環境測定用機材の保守・点検	-
23	8	7-12	避難所における食中毒予防	福祉保健局	災害時、避難所においては、水や衛生物資の不足により、普段どおりの食中毒予防策の実施が困難になることが予想される。また、過去には、避難所において炊き出しの食事等を原因とする食中毒が発生している。 このため、避難所開設後の初期段階から実施可能な食中毒予防策をとりまとめた啓発資料を作成する。	・既存の普及啓発ツールの拡充	5	-	-
24	再	7-13 (10-37)	災害時における高圧ガス施設等の安全性の確保	環境局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
25	9	7-4	避難所における動物の適正な飼養	福祉保健局	災害発生時の飼い主責任等について普及啓発を行うとともに、動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の飼い主責任等について講習会などの機会を通じて普及啓発を実施 ・総合防災訓練の実施、区市町村の訓練への参加、協力等の支援 ・動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言と同行避難が災害時に円滑に実施されるよう区市町村の取組を支援 ・台風19号を含む風水害時における各自治体の対応状況や課題について調査し、集約結果を各区市町村に情報提供するほか、風水害時の具体的な対応策をとりまとめ、同行避難の受入体制整備を支援 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の飼い主責任等について講習会などの機会を通じて普及啓発を実施 ・総合防災訓練の実施、区市町村の訓練への参加、協力等の支援 ・動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言と同行避難が災害時に円滑に実施されるよう区市町村の取組を支援 	-
26	再	(7-2)	避難所管理運営マニュアル整備の支援	福祉保健局	(再掲)				
27	10	7-8	保健所活動体制の整備	福祉保健局	保健所は、保健衛生活動の総合的な調整を行うなど、保健衛生に関する地域の災害対策の拠点としての役割が求められており、効果的な活動を実施することができるよう、職員に対して必要な研修・訓練等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策研修、マニュアルに基づく訓練、救急セットの更新、災害時における支援の受入体制の検討・整備等を適宜実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策研修、マニュアルに基づく訓練、救急セットの更新、災害時における支援の受入体制の検討・整備等を適宜実施 	-
28	11	7-9	在宅難病患者等の救護及び支援の充実	福祉保健局	医療依存度の高い重症難病患者や透析医療を受けている患者等にとっては災害によるライフラインの停止や医療の中断は危機的な状況を招く。普及啓発活動や災害時連絡体制の維持等により、災害時の在宅難病患者等の救護体制や支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村への支援継続 ・マニュアルに沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証等 	28	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村への支援継続 ・マニュアルに沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証 等 	27
29	12	7-10	災害時におけるボランティア活動支援機能の強化	生活文化局	災害時にボランティア活動を円滑に行うために、災害ボランティア活動の中核的な役割を担う「災害ボランティアコーディネーター」の養成や東京都災害ボランティアセンター設置訓練等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会やNPO・NGO等の市民活動団体が平時より連携することは、災害時の備えとして大変重要である。これを推進するアクションプラン推進会議の取組を地域防災計画に位置付け、都としてこのような取組を積極的に支援していく。 	24	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会やNPO・NGO等の市民活動団体が平時より連携することは、災害時の備えとして大変重要である。これを推進するアクションプラン推進会議の取組を地域防災計画に位置付け、都としてこのような取組を積極的に支援していく。 	24
30	13	7-14	避難所における暑さ対策緊急促進事業	福祉保健局	避難所における暑さ対策のため冷房設備を整備する区市町村を支援する。	区市町村が行う指定避難所における冷房設備等の整備に係る費用を補助する。	包括	区市町村が行う指定避難所における冷房設備等の整備に係る費用を補助する。	包括
31	14	7-15	公立学校屋内体育施設空調設置支援事業	教育庁	児童・生徒にとって安全な教育環境を確保するとともに、災害時における避難所としての機能を向上させるため、空調設備の整備を実施する区市町村を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設において、国庫補助対象施設整備により空調設置を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働き掛け ・屋内体育施設空調設置支援事業を拡大(財政支援) ・リース契約による空調整備事業も対象に追加 	9,902	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校屋内体育施設に、国庫補助対象施設整備により空調設置を行う区市町村に対する財政支援 ・リース契約による空調整備事業も対象として実施 ・積極的な活用の働き掛け 	11,148
32	15	7-16	都立高校の環境改善(空調)	教育庁	都立高校の体育館や武道場等は、年間を通じて体育の授業や運動部活動、学校行事等に活用されている。また、災害発生時には地域の住民の避難所ともなることから、夏季における熱中症対策として、冷房設備の整備を行う。	体育館への冷房設備導入 20校	1,578	体育館への冷房設備導入 100校程度	1,849

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
33	16		7-17	被災地派遣時における男女共同参画の視点からの活動実施	総務局	都外被災地派遣時に、職員が男女共同参画の視点を踏まえて活動することで、避難所ニーズに応じていく。	都外被災地派遣時に、職員が男女共同参画の視点を踏まえながら、円滑に活動するための支援等を実施する。(被災地の活動に適した衣類等の用意、派遣候補者への事前研修等)	2	都外被災地派遣時に、職員が男女共同参画の視点を踏まえながら、円滑に活動するための支援等を引き続き実施する。(被災地の活動に適した衣類等の用意) ※ビブスの調達	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

8 発災後の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保と輸送

169,139

166,109

生活に欠かせない飲料水を確保します

158,783

148,381

1	1	8-1	震災時などに対応可能な水道施設の構築	水道局	大規模地震が発生した場合においても、水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、施設の耐震化(貯水池及び取水・導水施設、浄水施設及び配水池など)や管路の耐震化(配水管等及び給水管)を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 【施設の耐震化(貯水池、取水・導水施設、浄水施設及び配水池)】 ・村山上貯水池の堤体強化を推進 ・東村山浄水場、有明給水所等の耐震補強等を推進 【管路の耐震化(配水管等及び給水管)】 ・首都中枢機関、救急医療機関等に加え、避難所や主要な駅等への供給ルート、被害が大きいと想定される地域について、優先的に耐震化を推進 ・給水栓(水道メータ)が3栓以上設置されている私道を対象に、耐震性能を有する配水管を布設。また、給水栓が2栓以下の私道についても塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替え、給水管の耐震化を推進 ・避難所等給水管の耐震化を推進 	116,666	<ul style="list-style-type: none"> 【施設の耐震化(貯水池、取水・導水施設、浄水施設及び配水池)】 ・東村山浄水場、有明給水所等の耐震補強等を推進 【管路の耐震化(配水管等及び給水管)】 ・避難所や主要な駅等への供給ルート、被害が大きいと想定される地域について、優先的に耐震化を推進 ・給水栓(水道メータ)が3栓以上設置されている私道を対象に、耐震性能を有する配水管を布設。また、給水栓が2栓以下の私道についても塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替え、給水管の耐震化を推進 	115,463
2	2	8-2	安定給水を確保するための施設整備の推進	水道局	施設の更新時だけでなく、災害や事故により個別の施設が停止しても給水できるよう、浄水場の更新に向けた代替浄水施設の整備を推進するとともに、導水施設の二重化、送水管の二重化・ネットワーク化及び給水所の新設・拡充により、バックアップ機能の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 【浄水場の更新】 ・境浄水場の再構築を実施(東村山浄水場の更新代替) ・三郷浄水場の増強を実施(金町浄水場の更新代替) 【バックアップ機能の強化(導水施設の二重化、送水管の二重化・ネットワーク化、給水所の新設・拡充)】 ・第二朝霞東村山線(仮称)、東村山境線(仮称)、多摩南北幹線(仮称)、第二朝霞上井草線(仮称)、境浄水場関連送水管及び有明給水所関連送水管の整備を推進 ・上北沢給水所(仮称)、王子給水所(仮称)、多摩北部給水所(仮称)及び和田堀給水所の整備を推進 	38,755	<ul style="list-style-type: none"> 【浄水場の更新】 ・境浄水場の再構築を実施(東村山浄水場の更新代替) ・三郷浄水場の増強を実施(金町浄水場の更新代替) 【バックアップ機能の強化(導水施設の二重化、送水管の二重化・ネットワーク化、給水所の新設・拡充)】 ・第二朝霞東村山線(仮称)、東村山境線(仮称)、多摩南北幹線(仮称)、第二朝霞上井草線(仮称)、境浄水場関連送水管及び有明給水所関連送水管の整備を推進 ・上北沢給水所(仮称)、王子給水所(仮称)、多摩北部給水所(仮称)及び和田堀給水所の整備を推進 	29,267
3	3	8-3	震災対策としての電力の自立化	水道局	大規模停電時でも、浄水場は施設能力を100%発揮でき、給水所などは一日平均配水量を維持できるよう、自家発電設備を整備するとともに、配水管本管テレメータについても自立電源を確保する。また、庁舎等においても、地震による停電時や計画停電時に必要最低限の業務を継続することができるよう電源を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場等に自家発電設備を整備 ・自家発電設備には、都市ガス及び液体燃料(灯油等)の双方を使用可能とするデュアル燃料方式を可能な限り採用する。 ・可能な限り72時間連続運転できる液体燃料の備蓄量の確保を目指す。 【常用発電設備】 三郷浄水場にて整備を推進 【非常用発電設備】 ・金町浄水場にて整備を推進 ・淀橋給水所、練馬給水所、上北沢給水所にて整備を検討 大丸浄水所外 5カ所 ※他施設においても、自家発電設備の整備を検討 ○配水管本管テレメータの72時間無停電化 ・配水管本管テレメータ等へのバッテリー整備を実施 ・20カ所整備予定 	2,542	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場等に自家発電設備を整備 ・自家発電設備には、都市ガス及び液体燃料(灯油等)の双方を使用可能とするデュアル燃料方式を可能な限り採用する。 ・可能な限り72時間連続運転できる液体燃料の備蓄量の確保を目指す。 【常用発電設備】 三郷浄水場にて整備を推進 【非常用発電設備】 ・上北沢給水所にて整備を推進 ・朝霞浄水場、淀橋給水所、練馬給水所にて整備を検討 ・石畑増圧ポンプにて整備を推進 ※他施設においても、自家発電設備の整備を検討 ○配水管本管テレメータの72時間無停電化 ・配水管本管テレメータ等へのバッテリー整備を実施 ・15カ所整備予定 	2,828
4	4	8-4	応急給水槽維持管理等	総務局	応急給水槽の老朽化に伴う更新及び整備を行うとともに、応急給水用資器材の更新や給水設備の整備改良、緊急遮断弁の遠隔操作化を行うことにより、震災時における応急給水を円滑かつ確実にするための施設等の機能維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に備え、応急給水槽を良好な状態に維持する。 ・整備後30年を経過し老朽化した応急給水槽の電気及び機械設備を大規模に改修する。 ・給水拠点に整備されている応急給水栓を軽量かつ組立が容易で錆に強いステンレスの給水栓に計画的に交換を行う。 	678	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に備え、応急給水槽を良好な状態に維持する。 ・整備後30年を経過し老朽化した応急給水槽の電気及び機械設備を大規模に改修する。 ・給水拠点に整備されている応急給水栓を軽量かつ組立が容易で錆に強いステンレスの給水栓に計画的に交換を行う。 	703

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
5	5	8-13	給水車の拡充	水道局	都内には数多くの医療施設が存在しているが、医療施設への応急給水は、人命に関わることから、水道局として直ちに対応する必要がある。そのため、大規模災害による広域断水が発生した際の病院等医療施設への応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車による応急給水体制の拡充を行う。	給水車の買入れ（9台）	142	給水車の買入れ（7台）	121
避難者に必要な物資を備蓄・輸送します							1,435	1,593	
6	再	(8-10)	都民の備蓄推進プロジェクト	総務局	(再掲)				
7	6	8-6	備蓄及び物資調達体制の整備	総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などの要配慮者及び女性の視点にも配慮した生活必需品の備蓄を行うため、都の備蓄体制の充実強化を行う。 ・食料や飲料水、生理用品やおむつに加え、防災資機材などについて円滑な調達が可能となるよう、民間事業者との協定に基づく調達体制を強化する。 ・東京都多摩広域防災倉庫について、備蓄倉庫や支援物資の輸送拠点など広域的な防災拠点として活用するため、必要な改修工事を実施する。 ・島しょ地域での災害時に備え、備蓄物資の推進を図るとともに輸送体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に引き続き、関係局・関係機関等と連携し、物資・輸送調整マニュアルの充実を行う。 ・関係団体との物資・輸送調整の訓練を実施する。 ・2019年度の全体活用に向け、改修工事を実施する。 ・多摩広域防災倉庫の運用について、民間事業者に対し、災害協定締結の働きかけを行う。また、フォークリフト等の搬出資機材を整備する。 ・区市町村と連携し、支援要請物資の品目リストの作成や支援要請のルール化の検討を行う。また、効率的な情報連絡体制の見直しを図る。 	1,291	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害対策本部内に設置する物資・輸送調整チームと関係機関の具体的な対応手順やオペレーション等を定めた「物資・輸送調整チーム対応マニュアル」を改正する。 ・継続的に関係機関との協議や訓練等を実施することで、東京都多摩広域防災倉庫を含めた、物資の調達・輸送体制等を検証・強化する。 ・暴風雨災害時での屋根の応急復旧や施設の浸水防止等に必要となる養生シートと土のう袋の備蓄を行う。 ・避難所での一時的な生活環境を整備するため、段ボール製簡易ベッドの備蓄を行う。 ・災害における孤立地域等への物資輸送手段として、事前にモデル地区の選定や電波、障害物等の調査を行い、大型ドローンを活用した物資輸送の実証実験を実施する。 	335
8	7	8-7	食料・生活必需品の備蓄	福祉保健局	区市町村と連携した発災後3日分の食料・生活必需品の備蓄体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時にアレルギー対応食に切り替える等、要配慮者向け食料の確保に努める。 ・引き続き地域内備蓄の充実に向けた働きかけを実施していく。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の備蓄状況を確認し、都が補完するために必要な備蓄量を検証。発災後3日分の食料を確保する。 ・地域内備蓄の充実に向けた働きかけを実施していく。 ・要配慮者向けの食料の確保に向けた取組を実施する。 	-
9	8	8-8	災害時の食料確保	産業労働局	広域的な見地から、区市町村の不足分を補完するため、区市町村と連携して発災後3日目までの非常用食料を備蓄などにより確保する。さらに、発災後4日目以降は米穀、副食品、生鮮食料品等を関係事業者等から調達する。	引き続き、協定を更新していく。	-	引き続き、協定を更新していく。	-
10	再	(8-6)	備蓄及び物資調達体制の整備	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
11	9	8-9	備蓄倉庫の再編整備	福祉保健局	物資の搬出効率の向上を図るため、備蓄倉庫の再編と物資の保管体制の改善による備蓄体制の強化に向けた取組を実施する。	・毛布約9万枚の圧縮パックを実施 ・カーペット約38万枚の梱包替えを実施 ・引き続き備蓄体制の強化に向けた取組を実施していく。	144	・都直営倉庫毛布約5万枚の圧縮パック及びカーペット約12万枚の梱包替えを実施する。 ・区市町村委託毛布、カーペットについても、圧縮パック・梱包替えを順次開始する。	205
12	10	8-14	空き家利活用等区市町村支援事業	住宅政策本部	区市町村が取り組む基本的な空き家対策の事業(基本型)、地域特性に応じて空き家対策計画等に位置付け実施する事業(企画提案型)に対して財政支援を行う。	-	-	・基本型において、防災備蓄倉庫等への改修やそのための除却を強力に支援	279の内数
13	11	8-15	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業	福祉保健局	介護施設等における防災・減災対策を推進するため、大規模停電時に入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備及び給水施設の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に必要経費を補助する。	・非常用自家発電設備の整備に対する補助 ・ブロック塀等の改修に対する補助	263	・非常用自家発電設備の整備に対する補助 ・給水設備の整備に対する補助 ・ブロック塀等の改修に対する補助	590
14	12	8-16	障害者(児)施設の防災・減災対策推進事業	福祉保健局	障害者(児)施設に対して、非常用自家発電設備及び給水設備の整備、ブロック塀等の改修に係る費用の一部を補助することで、障害者(児)施設の利用者の安全確保を図る。	・大規模停電等に備えた非常用自家発電設備に関する整備費補助 ・安全上対策が必要なブロック塀等に関する改修費補助	305	・大規模停電等に備えた非常用自家発電設備に関する整備費補助 ・安全上対策が必要なブロック塀等に関する改修費補助 ・令和元年台風15号、19号の影響を受けて、大規模災害時の断水に備えた給水設備の整備を補助の対象に追加する。	59
15	13	8-17	児童福祉施設等の防災・減災対策推進事業	福祉保健局	平成30年北海道胆振東部地震、大阪北部地震を踏まえ、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修を促進する。	【都設置施設】 ブロック塀改修：6施設 【民間施設】 非常用自家発電設備整備：17施設 ブロック塀改修：30施設	175	【民間施設】 非常用自家発電設備整備：16施設 ブロック塀改修：11施設	125
16	再	(8-6)	備蓄及び物資調達体制の整備	総務局	(再掲)				
家庭における備蓄や電源の確保を推進します							8,920		16,135
17	再	(2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)				
18	14	8-10	都民の備蓄推進プロジェクト	総務局	各家庭が、家族構成などを踏まえた食料・生活必需品の備蓄を継続的に進めるよう「都民の備蓄推進プロジェクト」を推進する。	・イベントへの出展 5回 ・普及啓発資材の作成 45,000部	8	・イベントへの出展 5回 ・普及啓発資材の作成 45,000部 ・備蓄普及啓発動画作成 ・防災備蓄に向けたWebサイトの構築	71

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
19	再	(10-11)	燃料確保対策	総務局	(再掲)				
20	15	8-11	家庭部門における省エネ・エネルギーマネジメントの推進	環境局	自家消費プランなどの各種支援事業の推進など、企業、区市町村等と連携した家庭の省エネ対策を推進する。	防災力の向上に向け、非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池の普及を促進 ・家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業 ・既存住宅における高断熱窓導入促進事業 ・家庭のゼロエミッション行動推進事業 ・東京ゼロエミ住宅導入促進事業 ・L E D照明普及状況等調査	7,160	引き続き、防災力の向上に向け、非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池の普及を促進 ・家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業 ・既存住宅における高断熱窓導入促進事業 ・家庭のゼロエミッション行動推進事業 ・東京ゼロエミ住宅導入促進事業 ・家庭に対する蓄電池等補助 ・自家消費プラン ・家庭における熱の有効利用促進事業	14,285
21	16	8-12	再生可能エネルギーの利用拡大	環境局	太陽エネルギー利用拡大や地中熱の利用拡大などを実施するとともに、再生可能エネルギー拡大に向けた調査・検討を実施する。	防災力の向上に向け、災害時の電源確保に向けた再生可能エネルギーの導入を促進 ・都民・事業者の再エネ電力の利用を促す仕組みづくり ・再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業 ・都市における再生可能エネルギー導入量等調査 ・太陽エネルギー利用拡大事業 ・地産地消型再エネ導入拡大事業 ・島しょ地域の再エネ普及支援 ・バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業 ・駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業 ・島しょでの再エネ100%運用を目指した検討 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業	1,752	引き続き、防災力の向上に向け、災害時の電源確保に向けた再生可能エネルギーの導入を促進 ・都民・事業者の再エネ電力の利用を促す仕組みづくり ・都市における再生可能エネルギー導入量等調査 ・太陽エネルギー利用拡大プロジェクト ・地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業 ・島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大 ・駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業 ・島しょでの再エネ100%運用を目指した取組 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業 ・地産地消型再エネ増強プロジェクト ・地域RE100の実現にも資する需給調整モデル事業に向けた調査 ・地中熱利用の普及促進	1,180
22	17	8-18	地域コミュニティ防災活動拠点の電源確保	総務局	令和元年台風第15号、19号等に伴う防災対策の検証結果を踏まえ、停電時においても、地域コミュニティにおける防災活動に支障が生じないように、また、身近な地域で充電が可能となるように、自主防災組織の活動拠点等において、地域住民等が充電できる環境を整備するため、区市町村の取組を支援していく。	-	-	・東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金 都内区市町村が実施する、自主防災組織の活動拠点など、地域コミュニティの防災活動拠点における非常用電源配備事業（補助制度を含む。）に対して助成する。	600

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度			
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)		
9 公助による救出救助活動等の展開			32,856		28,370			
救出救助活動等に必要となる道路の閉塞を防ぎます			6,473		5,734			
1	1	9-1	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	都市整備局	<p>【特定緊急輸送道路沿道建築物】</p> <p>○助成対象 特定緊急輸送道路に接する道路幅員の1/2相当の高さかつ旧耐震建築物</p> <p>○助成割合、助成単価 ・耐震診断 - 2016年度末で助成終了</p> <p>・補強設計 都の補助率1/3,床面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡ 他</p> <p>・耐震改修助成 都の補助率1/3,一般的な耐震改修の場合 50,300円/㎡ 他</p> <p>Is値0.3未満の建築物は、助成単価・上限額を1.5倍及び建替・除却にも拡充</p> <p>○更なる促進策として以下の施策を展開 ・耐震化推進条例に基づく建物所有者への指導・指示についてガイドラインを作成 ・継続的に助言できる仕組みの整備(耐震化アドバイザー制度の拡充) ・耐震改修事例や耐震改修費用の情報提供 ・占有者から協力を引出すための方策(耐震化推進条例の改定)など</p> <p>○2020年度以降の耐震化に向けた促進計画改定の検討</p>	5,976	<p>【特定緊急輸送道路沿道建築物】</p> <p>○助成対象 特定緊急輸送道路に接する道路幅員の1/2相当の高さかつ旧耐震建築物</p> <p>○助成割合、助成単価 ・耐震診断 - 2016年度末で助成終了</p> <p>・補強設計 都の補助率1/3,床面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡ 他</p> <p>・耐震改修助成 都の補助率1/3,一般的な耐震改修の場合 51,200円/㎡ 他</p> <p>Is値0.3未満の建築物は、助成単価・上限額を1.5倍及び建替・除却にも拡充</p> <p>○更なる促進策として以下の施策を展開 ・段階的改修の2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値を0.3以上とすることを条件に、耐震改修の一部を実施する場合に要する費用について助成を実施 ・占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施 ・耐震化推進条例に基づく建物所有者への指導・指示についてガイドラインを作成 ・耐震改修事例や耐震改修費用の情報提供 など</p>	5,045
2	2	9-2	建築物の耐震化資金融資制度	都市整備局	<p>○東京都は、運用に必要な資金を預託することを条件に、民間の建物所有者に対して耐震診断費用(耐震診断が義務付けられる特定緊急輸送道路沿道建築物のみ)・耐震改修費用の一部を低利で融資する金融機関の公募を行う。</p> <p>○東京都は提携金融機関を通じて、民間建物所有者が行う耐震診断・耐震改修に係る資金の借入を支援する。</p> <p>〈提携金融機関〉 みずほ銀行、三井住友銀行、沖縄銀行、朝日信用金庫、東京東信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、共立信用組合</p> <p>〈融資を受ける建物要件〉 ○緊急輸送道路沿道で震災時に道路閉塞を起こす恐れのある延床面積10,000㎡以下の建築物の耐震改修 ○2012年度より、耐震診断が義務化されている特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断</p> <p>〈低利融資機関の融資条件〉 ○融資限度額 3億円 ○融資期間 10年以内 ○融資利率 預託金により通常より低利とする</p>	45	<p>○東京都は、運用に必要な資金を預託することを条件に、民間の建物所有者に対して耐震診断費用(耐震診断が義務付けられる特定緊急輸送道路沿道建築物のみ)・耐震改修費用の一部を低利で融資する金融機関の公募を行う。</p> <p>○東京都は提携金融機関を通じて、民間建物所有者が行う耐震診断・耐震改修に係る資金の借入を支援する。</p> <p>〈融資を受ける建物要件〉 ○緊急輸送道路沿道で震災時に道路閉塞を起こす恐れのある延床面積10,000㎡以下の建築物の耐震改修 ○2012年度より、耐震診断が義務化されている特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断</p> <p>〈低利融資機関の融資条件〉 ○融資限度額 3億円 ○融資期間 10年以内 ○融資利率 預託金により通常より低利とする</p>	29

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
3	再		(1-24)	耐震工法・事例の情報提供	都市整備局 (再掲)				
4	再		(1-25)	建築物の耐震化総合相談窓口	都市整備局 (再掲)				
5	再		(1-14)	区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業	都市整備局 (再掲)				
6	再		(1-26)	耐震診断等技術者講習会の実施	都市整備局 (再掲)				
7	3		9-4	東京港の防災対策(緊急輸送道路上の橋りょう耐震化)	港湾局 発災時の応急活動、物資輸送、円滑な避難等を確保するため、緊急輸送道路上の橋りょうの耐震化を実施する。	橋りょうの耐震化工事を実施	452	橋りょうの耐震化工事を実施	660
8	再		(4-13)	市街地整備における無電柱化の推進	都市整備局 (再掲)				
9	再		(4-14)	無電柱化の推進	建設局 (再掲)				
10	再		(4-15)	区市町村無電柱化補助	建設局 (再掲)				
11	再		(4-17)	東京港の防災対策(臨港道路の無電柱化)	港湾局 (再掲)				
12	再		(4-21)	震災対策	下水道局 (再掲)		-		

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度			
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)		
陸上の緊急輸送ルートを確認します			1,110		1,231			
13	4	9-5	道路防災ステーションの整備の推進	建設局	発災後の道路障害物除去作業等を円滑に行うため、陸橋等の高架下に資機材置場(道路防災ステーション)を整備する。	道路防災ステーションの活用策検討	-	-
14	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)			
15	5	9-6	応急復旧体制の強化に資する重機類情報提供サービスの導入	港湾局	道路啓開などの応急復旧に必要な重機類の所在を日常的に把握し、災害発生時に必要な箇所に、迅速に重機類を手配できるよう、各工事現場の受注者に重機類の情報をシステム登録することを義務付け、重機類情報提供サービスで管理する。	引き続き、同サービスにより臨海部での重機類の情報を把握	6	6
16	6	9-7	大震災発生時の交通管制対策	警視庁	停電により信号機が滅灯すると交通に与える影響が大きいため、信号機用非常用電源設備を設置するとともに緊急交差点等の交通状況を確認するための幹線道路交通情報カメラを整備する。	・リチウム電池内蔵型制御機30カ所へ整備 ・幹線道路情報収集カメラ10カ所へ整備	505	810
17	7	9-8	震災時交通規制用装備資器材等の整備	警視庁	交通規制を実施するに当たり、直ちに交通規制用資器材を使用可能とするため、これらの資器材を収納した簡易倉庫(交通規制用資器材収納倉庫)を必要な交差点直近に整備する。	交通規制用資器材を収納した簡易倉庫を19棟設置予定	23	14
18	8	9-9	大震災発生時の交通対策に関する広報の充実	警視庁	大震災発生時の交通規制計画を都民に広く周知するため、チラシの作成・配布に加えて、視覚効果が高く分かりやすいDVDを作成・配布して広報の推進を図る。	・チラシの配布 継続した広報が必要なため、前年度と同規模の配布を予定 ・広報委託 前年度における効果検証をふまえ、同規模で委託予定	15	15
19	9	9-10	交通情報板の整備	警視庁	大震災発生時にドライバーに対して交通規制の内容を周知するとともに、車両利用の抑制を図るため、交通情報板を主要幹線道路に整備(更新)する。	長期整備計画に基づき、更新予定	524	304
20	10	9-11	道路啓開用資器材等の整備	警視庁	災害における緊急交通路等の確保のため、道路障害物除去活動に必要な災害用車両及び災害用資器材の整備・充実を図る。	・牽引車補助車37式購入 ・ホイールローダー1台購入	23	60

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
21	11	9-12	重機運転技能の向上	警視庁	各種災害による被災者の救護、緊急交通路の確保など迅速・的確な災害応急対策活動に大きな力を発揮するフォークリフトをはじめとした重機の運転技能向上を図る。	●重機資格取得 不整地運搬車13名 車両系建設機械(整地・解体)50名 クレーン・玉掛け各40名	13	重機資格取得 不整地運搬車13名 車両系建設機械(整地・解体)各80名 クレーン40名 玉掛け40名 フォークリフト47名	13
22	12	9-13	防災機関との連携 (警視庁と警備業協会との 応援協定)	警視庁	警視庁と社団法人東京警備業協会との間において締結した災害支援協定に基づき、都内において大規模災害が発生した際に警察力を補完するため警備員の支援を受け、緊急交通路の確保等に関する交通誘導や被災地における防犯パトロール、避難場所等の警戒活動等を効果的に実施するための訓練を実施する。	・災害時支援協定に基づき、警備員約200名が自主参集訓練、災害時における実践的訓練を実施 ・東京都総合防災訓練に警備員約100名を参加させ、会場での誘導警戒訓練を実施	2	・災害時支援協定に基づき、警備員約200名が自主参集訓練、災害時における実践的訓練を実施 ・東京都総合防災訓練に警備員約100名を参加させ、会場での誘導警戒訓練を実施	2
23	13	9-14	国や関係機関と連携した道路啓開計画の策定	総務局	国等の計画と連携して、全ての応急対策活動に必要な緊急輸送ルートを確認する。	国などの関係機関との情報伝達訓練等を介して効果を検証する。また、都内区市町村との連絡体制を構築することで、更なる都内の道路状況の拡充を図る。	-	国などの関係機関との情報伝達訓練を介して、更なる効果的な情報伝達を検証する。また、鉄道事業者や近隣県とも連絡体制を整備することで、発災時における都内及び都内周辺の道路状況の情報収集力の拡充を図る。	7
道路以外のルートも最大限確保します							5,738		3,925
24	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				
25	14	9-17	ヘリコプター緊急離発着場の整備 (救急災害医療用ヘリコプター緊急離発着場整備費補助)	福祉保健局	医療施設におけるヘリコプター緊急離発着場等の施設整備を促進し、災害時において緊急度、優先度の高い重症患者への災害時における医療体制の確保を図る。	現時点での予定なし	-	整備予定 1施設	40
26	再	(3-1)	災害時利用に向けた河川施設の整備	建設局	(再掲)				
27	再	(9-24)	海上公園の防災機能強化	港湾局	(再掲)				
28	再	(4-8)	舎人公園の非常用発電設備の活用	交通局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
29	15	9-21	東京港の防災対策(耐震強化岸壁の整備)	港湾局	災害発生時における被災者の避難や緊急救援物資輸送、首都圏の経済活動停滞を回避するための国際海上コンテナ輸送を行う耐震強化岸壁の整備を実施する。	5バースの工事等を実施	5,733	8バースの工事等を実施	3,885
30	16	9-22	東京港における防災対策の強化(港湾BCP)	港湾局	港湾BCPを策定し、官民協働体制を構築した上、災害時における安全確保及び物流機能の早期復旧などに向けた対策を行う。	図上訓練等による災害発生時の行動手順の再確認	4	国のガイドライン等に基づき、港湾BCP協議会において高潮・暴風対策を検討する。	-
関係機関が救出救助活動を展開できる拠点を確保します							5,774	4,177	
31	17	9-23	都民のいのちを守る公園・緑地の強化・充実	建設局	避難者の安全確保や救援部隊の活動支援のため、停電時でも公園管理所が機能発揮するよう、避難場所や救出・救助の活動拠点となる都立公園に非常用発電設備を整備するなど、防災機能の更なる強化を図る。	・基本計画4公園策定 ・震災時利用計画4公園策定 ・工事4公園着手	3,030	・基本計画5公園策定予定 ・震災時利用計画5公園策定予定 ・工事13公園着手予定	2,269
32	18	9-24	海上公園の防災機能強化	港湾局	大規模救出活動拠点や災害時臨時離着陸場候補地等、災害時に最低限必要な臨時のヘリポート・車両動線の確保などを整備する。また、通常時から利用者への情報提供や災害への注意喚起を行うため、海拔表示板を設置する。	2公園について設計、3公園について工事を行う。	564	1公園について設計、5公園について工事を行う。	322
33	19	9-25	防災機能を有する既存施設の維持管理・更新(白鬚東防災拠点)	住宅政策本部	白鬚東防災拠点の都営住宅棟及び権利変換住宅棟等の防災施設を管理し、非常災害及び非常時火災における防災施設の円滑な機能の確保を図る。	防災設備の保守管理を行うほか、計画的に冷却塔の設備更新を実施	719	防災設備の保守管理を行うほか、計画的に冷却式空調機の設備更新を実施	824
34	20	9-26	海の森公園等の海上公園の整備	港湾局	震災時の救出・救助活動や復旧活動、避難誘導などの応急対策活動を円滑に行うため、オープンスペースを確保する。	海の森公園及び有明親水海浜公園の整備を進める。	1,454	海の森公園及び有明親水海浜公園の整備を進める。	757
35	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				
36	再	(9-15)	消防救助機動部隊の整備	東京消防庁	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
37	21	9-27	アジア地域の消防行政における優秀な人材の育成	東京消防庁	17年度までの10年計画で実施した取組の見直しを図り、引き続きアジア諸都市職員の消防防災能力の向上に資するため、同様な取組を実施する(訓練・研修の受入態勢の充実強化を図る。)	・危機管理ネットワーク参加都市を対象とした、消防活動技術研修 (国内研修：10月中の10日間程度、国外研修：2-3月の15日間程度)	5	・危機管理ネットワーク参加都市を対象とした、消防活動技術研修 国内研修：10月中の10日間程度、講師3名(東京消防庁職員)、受講都市研修生5、6名 国外研修：2-3月の15日間程度、研修支援者3名(東京消防庁職員)、受講都市研修生50名程度	5
38	22	9-28	防災機関等との連携強化(緊急消防援助隊)	東京消防庁	緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上等を目的に、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(04年2月6日策定)」に基づき、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練(関東ブロック1都9県)を実施している。	各都県が輪番で毎年1回実施している緊急消防援助隊関東ブロック訓練について、2019年度は千葉県で実施予定 ※中止	1	東京都で実施予定であったが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催予定であったため、2020年度の訓練は中止が決定	-
様々な事態に対応できる災害対応力を強化します						9,887		6,570	
39	再	(2-11)	官民一体となった災害応急対策の整備	警視庁	(再掲)				
40	23	9-29	災害重機の拡充と技能向上	警視庁	発災時に運用できる重機を確保するため、重機を保有する民間事業者との災害時協力協定を推進するほか、民間事業者の重機操作員(オペレーター)が指導員として各種訓練において職員の指導に当たり、重機運転技能の向上を図る体制を構築する。	・警察署・民間業者との合同重機訓練を予定(警察署独自) ・重機資格取得 ・ホイールローダーを1台配備	29	・民間の重機教習所指導員による技能向上訓練を実施予定 ・ホイールローダー等重機を配備予定	68
41	24	9-31	外国人への救急対応の充実強化	東京消防庁	外国人が安心して滞在できる環境を整備するため、救急活動に必要な英語対応力を有し、外国文化を理解した接遇を行う英語対応救急隊を整備する。	・東京2020大会会場周辺に英語対応救急隊を配備する必要性があることから、英語対応救急隊員の育成を継続(2019年度まで) ・2018年度から研修カリキュラムにおける諸外国の文化・風習等の授業内容を拡充し、接遇能力の向上を図っており、2019年度も継続して実施 ・2018年10月に多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を一部の救急隊に配置しており、2019年度は東京2020大会会場周辺の救急隊等に拡充整備	8	・英語対応救急隊を26署70隊に拡充整備する。 ・2019年度に拡充整備した「救急ボイストラ」について、使用効果を検証し更なる拡充について検討する。 ・英語対応救急隊員の育成研修受講者へのフォローアップ体制や今後の研修のあり方及び英語対応救急隊の更なる拡充について検討する。	8
42	25	9-58	航空消防体制強化による安全対策の充実	東京消防庁	大型ヘリコプターの前倒し更新を行い、東京2020大会開催時に一時的に増機することにより、平時の災害対応(火災・救急・救助・島へり等)を維持しながら、都民サービスを低下させることなく、東京2020大会開催時の即応体制を強化する。	・広域浸水地及び河川等における航空救助体制強化に資する新たな訓練場所の検討 ・ヘリコプターの更新(製造) ・回転翼航空機航空従事者養成	3,119	・広域浸水地及び河川等における航空救助体制強化に資する新たな訓練場所の検討 ・ヘリコプターの更新(運用開始) ・ヘリコプター予備部品の整備(更新機) ・安全な航空消防活動に資する新たな資器材導入に向けた検討 ・回転翼航空機航空従事者養成	760
43	再	(9-5)	道路防災ステーションの整備の推進	建設局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
44	再		(9-6)	港湾局	(再掲)				
45	再		(2-11)	警視庁	(再掲)				
46	再		(9-29)	警視庁	(再掲)				
47	再		(9-15)	東京消防庁	(再掲)				
48	26		9-32	東京消防庁	水上消防体制の中核を担う臨港消防署(仮庁舎)の改築を確実に進めて行くとともに、発展する港湾部や河川部等の災害に対応するため、消防艇の計画的な整備・更新、資器材の整備、消防艇の効果的な活用等により、水上消防体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設整備 ・臨港消防署改築(庁舎の建設、係留杭新設、浮桟橋製造) ・タグボート運航技能研修(継続) ・タグボート操船シミュレーター研修(継続) ・安全運航資器材の整備(継続) 	1,113	<ul style="list-style-type: none"> ・複合型高速救命ボートの整備 ・港湾施設整備 ・小型救助艇の更新(仕様検討) ・タグボート運航技能研修(休止) ・タグボート操船シミュレーター研修(休止) 	23
49	27		9-33	警視庁	大震災をはじめとした各種災害に備え、災害用車両及び資器材の整備・充実を図り、災害時の体制強化を図る。 また、大震災発生時には、道路の損壊状況、渋滞状況などを迅速に把握し、緊急自動車専用路等を確保する必要があるが、道路の段差や亀裂、落下物などにより、通常の白バイでは視察活動に制約が生じることが予想されるため、悪路等の走破性能が非常に高いオフロードバイクを導入する。	工業用内視鏡、電動油圧救助工具、切断機、重量物排除資器材、化学防護服、人員搬送車等を配備	294	<ul style="list-style-type: none"> ・オフロードバイクに搭載している、映像伝送システムの維持管理に係る経費を予算執行予定 ・崩落監視システム、投光器、災害用ダンプ車等を配備予定 	259
50	28		9-35	東京消防庁	大規模震災時には、様々な災害が複合的に発生することが考えられ、被害軽減のため火災や救助に加え、NBC災害等の特殊災害への対応強化を図るため、大規模震災対策資器材を充実させる。 ※ NBC災害：東京消防庁では、核(Nuclear)・生物剤(Biological)・化学剤(Chemical)による意図的災害(テロ)など、放射性同位元素、感染症の病原体、毒物・劇物、高圧ガス取扱施設における火災、漏えいなどの意図的でない災害を総称してNBC災害としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊用可搬ポンプ、テント等の更新 ・衛星携帯電話の維持管理 ・山間地災害対策用衛星携帯電話の更新 	93	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊用可搬ポンプ、テント等の更新 ・衛星携帯電話の維持管理 ・山間地災害対策用衛星携帯電話の更新 	93

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
51	29	9-36	救助活動体制の充実強化	東京消防庁	11年に発生した東日本大震災を踏まえ、都の被害想定が見直され、震災時の揺れによる建物倒壊等で死者数が約2倍に増加することが想定結果として示されたことから、救助器具の増強整備、新たな救助訓練等の実施を通して、震災時の迅速な救助体制の充実に図る。	<ul style="list-style-type: none"> 各所属へ震災用資器材を配置 エレベーター閉じ込め事故指導者研修を実施 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 大阪府北部地震の実態を調査するなど、エレベーター閉じ込め多発事案の調査研究委託を実施 	42	<ul style="list-style-type: none"> 各所属へ震災用資器材を配置 エレベーター閉じ込め事故指導者研修を実施 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 エレベーター閉じ込め多発事案の調査結果に伴う対応を実施 	26
52	30	9-34	消防車両等の整備	東京消防庁	東日本大震災における被害状況及び活動状況を踏まえ、消防車両等を計画的に整備・更新し、震災時に同時多発する火災、救助、救急事象等への即応態勢を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 浸水地走行が可能な高機動救助車を整備 酷暑環境下での多数傷病者発生時に救護スペースとして活用できる、冷暖房機能を充実させた車両を整備 地域特性・災害特性に応じた装備資器材について、継続して調査・検討を実施 	5,117	<ul style="list-style-type: none"> 震災時等、長時間に及ぶ消防活動の後方支援体制の充実強化のため、トイレを備え付けた後方支援車を増強する。 環境対策として配置しているプラグインハイブリッド車は、停電時に電源供給としての活用が可能である。 あらゆる災害に備え、消防車両の適正な更新・増強を継続する。 地域特性や災害特性に応じた装備資器材について、海外の国際的な展示会の視察を実施するなど、調査・検討を継続する。 	5,242
53	31	9-57	震災時における消防活動体制の充実強化	東京消防庁	大規模火災時において狭隘道路や道路閉塞の状況においても機動的に運用できる大量放水資器材や、倒壊建物の安全確保を図る救助用支柱等、大規模震災時における活動資器材を整備する。また、共助により救出活動を行う住民の感染防護措置や、ライフラインが長期間停止した場合における消防部隊の燃料補給体制の継続に必要な資器材を整備する。さらに、後方支援体制（ロジスティクス）確立に向け、国内の他機関や外国の消防機関等における先進例、過去の災害事例、関係文献、知見、研究結果及び最新の技術等の調査を行う。調査結果を踏まえ、現行体制の課題を整理し、東京消防庁版ロジスティクスを確立する。	<ul style="list-style-type: none"> 大量放水資器材の整備（83台） 救助用支柱器具の整備（救助用支柱器具16式、救助用ポール148本） 立体救助訓練ユニットの配置（6段） トイレカー（仮称）整備の検討 後方支援体制の確立に向けた取組（食糧、燃料等に係る備蓄・調達・後方支援体制について整備を推進） 災害図上訓練（DIG）システムの整備 	49	<ul style="list-style-type: none"> 大量放水資器材の整備（81台） 救助用支柱器具の整備（救助用支柱器具16式、救助用ポール148本） リフレッシュ（トイレ）カー（仮称）の整備 2019年度に取りまとめた「大規模災害時における後方支援体制の確立に向けた検討委員会検討結果報告書」に基づき、各主管課が後方支援に関する取組みを計画的に推進する。 災害図上訓練（DIG）システムの整備 切創防止用保護衣の整備 	91
54	32	9-66	ファーストエイドチームの創設	東京消防庁	道路狭隘地域等における災害の拡大・未然防止、早期応急救護の着手及び高齢者の日常生活事故等の被害軽減・未然防止について、積極的かつ迅速に対応するために、ファーストエイドチームを創設する。	<ul style="list-style-type: none"> 車両・資器材の整備 運用開始に向けた具体的検討 配備署所の検討・決定 	25	<ul style="list-style-type: none"> 有用性の検証 迅速かつ効率的な指令管制業務の実施に向けた検討 	-
			都民の命を守る医療機能を強化します				3,675	6,090	
55	再	(1-2)	医療施設の耐震化	福祉保健局	(再掲)				
56	33	9-37	医療施設の基盤整備(救命救急センター運営費等補助)	福祉保健局	救命救急センターが、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	運営費補助 16施設	1,283	運営費補助 16施設	1,106

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
57	34	9-38	医療施設の基盤整備 (救命救急センター施設設備補助)	福祉保健局	救命救急センターが、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・施設整備1施設 ・設備整備15施設	447	・施設整備1施設 ・設備整備14施設	581
58	35	9-39	医療施設の基盤整備 (災害拠点病院事業(応急用資器材整備・運営協力金))	福祉保健局	災害拠点病院等が、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・運営協力金74施設 ・医療資器材更新71施設	107	・運営協力金75施設 ・医療資器材更新72施設	98
59	36	9-40	医療施設の基盤整備 (災害拠点病院施設設備補助)	福祉保健局	災害拠点病院等が、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・備蓄倉庫1施設 ・自家発電2施設 ・受水槽2施設 ・N B C 設備33施設	762	・備蓄倉庫3施設 ・自家発電3施設 ・受水槽4施設 ・地下水設備1施設 ・停電対策5施設 ・断水対策2施設 ・N B C 設備34施設	1,506
60	37	9-41	医療施設の基盤整備 (災害拠点病院事業(医療対策拠点の整備))	福祉保健局	災害拠点病院等が、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・通信設備回線使用料12施設 ・医療対策拠点の移転整備	7	・通信設備回線使用料12施設 ・医療対策拠点の移転整備	13
61	38	9-42	医療施設の基盤整備 (災害拠点強化緊急促進事業)	福祉保健局	災害拠点病院等が、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	受入関連施設2施設	51	・備蓄倉庫3施設 ・受入関連施設4施設	497
62	39	9-43	医療施設の基盤整備 (災害拠点連携病院整備事業)	福祉保健局	災害拠点連携病院等が、災害時の多数傷病者を確実に受け入れることができるように、体制整備を行う。	災害拠点連携病院220施設	15	・災害拠点連携病院運営協力金 ・医療ガス配管整備 ・ライフライン確保用資器材等の整備	267
63	40	9-44	医薬品・医療資器材の整備	福祉保健局	災害時における負傷者等に対する医療体制を確保するため、医薬品・医療資器材の備蓄整備を行い、円滑に供給できる体制の確保を図る。	更新の必要なものを継続して整備 (災害救助基金を活用)	86	更新の必要なものを継続して整備 (災害救助基金を活用)	54
64	41	9-45	血液製剤の確保	福祉保健局	大地震が発生した場合、多くの負傷者が発生し、適切な医療を行うために血液の確保が必要となる。 東京都では、日本赤十字社等と連携して血液製剤を確保し供給を行う。	協定の継続	-	協定の継続	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
65	42	9-46	災害時の医薬品等供給体制の整備	福祉保健局	東日本大震災被災地での、医薬品・医療資器材の供給実態及びその課題を関係者へ調査した結果を踏まえ、公益社団法人東京都薬剤師会、区市町村等、関係者との連絡会を開催し、災害医療体制について検討を重ねるなど、連携体制を強化する。 また、東京都から協定団体(関係5団体※)に対する医薬品等の供給要請、協定団体から各加盟事業者への連絡及び協定団体からの報告について、図上訓練を実施し、災害時における医薬品等の円滑な確保を図る。 ※ 関係5団体：東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本衛生材料工業連合会、日本産業・医療ガス協会及び大東京歯科用品商協同組合	アンケートを実施	0	アンケートを実施	0
66	43	9-65	医療施設の基盤整備支援(BCP策定支援)	福祉保健局	「医療機関の事業継続計画(BCP)策定ガイドライン」を作成し、災害拠点病院のみならず全ての病院に周知してBCPの策定を促進している。	防災訓練の説明会や地域災害医療連携会議などの場を通じて、BCP策定の働きかけを実施	-	防災訓練の説明会や地域災害医療連携会議などの場を通じて、BCP策定の働きかけを実施	121
67	44	9-61	都立病院の整備	病院経営本部	発災時においても都立病院の機能を継続できるよう、都立病院全体で災害対策を連携して推し進め、災害医療の提供体制を確保していく。	・広尾病院減災対策支援室業務の拡大 ・災害用医療資器材の整備 ・研修、訓練の充実強化	7	・災害用備蓄品の整備 ・研修・訓練の充実・強化 ・広尾病院減災対策支援室業務の拡大	9
68	45	9-47	薬局災害対応力向上事業	福祉保健局	災害時には、薬局の早期復旧が必要であるため、薬局の災害対応力向上のための研修を実施する。	地域の災害薬事コーディネーター等を育成するための研修を実施	4	地域の災害薬事コーディネーター等を育成するための研修を実施	4
69	46	9-48	医療機関の防災能力の向上(災害時訓練)	福祉保健局	災害拠点病院をはじめ、都内の医療機関における災害時の円滑な患者受入等を図るため、平時から消防訓練、避難訓練のみならず、災害時の情報連絡体制の確保や、被災地域からの傷病者、他県からの医療スタッフ等の受入れ等を想定した各病院主催の防災訓練の実施を促進する。	・総合防災訓練1回 ・図上訓練4回 ・大規模地震時医療活動訓練1回	17	・総合防災訓練1回 ・図上訓練4回 ・大規模地震時医療活動訓練1回	32
70	47	9-51	初動医療体制の確立(災害医療協議会等)	福祉保健局	区市町村、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会等関係機関との連携により、被害状況等を一元的に収集し、被災者や関係者に伝達する体制を確立する。また、東京都防災行政無線の整備、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用により、発災直後からの医療救護活動に関する情報連絡体制を確保する。	・災害医療協議会等6回 ・地域災害医療連携会議12回	33	・災害医療協議会等6回 ・地域災害医療連携会議12回	43
71	48	9-52	初動医療体制の確立(東京DMATの編成)	福祉保健局	東京DMAT(災害医療派遣チーム)は、災害発生直後からおおむね72時間後までの間に災害発生現場等、医療の空白地帯に出場して、多数傷病者に対して救命処置を実施する。	・運営協議会等 ・研修、訓練等 ・装備品、保険、車両整備等 ・NBC災害への対応	65	・運営協議会等 ・研修、訓練等 ・装備品、保険、車両整備等 ・NBC災害への対応	74

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
72 49 9-53	福祉保健局	災害時、医療救護班等の医療従事者には限られた医療資源の中で専門知識・技能に基づき迅速かつ確実な対応が要求される。医療救護活動の実効性を確保するため、各種マニュアル整備と各種研修を実施する。	・病院防災訓練1回 ・トリアージ研修16回 ・身元確認研修2回 ・区市町村コーディネーター研修2回	6	・病院防災訓練1回 ・トリアージ研修16回 ・身元確認研修2回 ・区市町村コーディネーター研修2回	9
73 50 9-54	福祉保健局	災害により発生した傷病者や救護にあたる医療従事者等を迅速かつ円滑に搬送するため、関係機関の緊急車両、ヘリコプター、航空機、船舶等を使用した搬送体制を確立する。	・総合防災訓練1回 ・図上訓練4回 ・大規模地震時医療活動訓練1回	17	・総合防災訓練1回 ・図上訓練4回 ・大規模地震時医療活動訓練1回	32
74 51 9-59	福祉保健局	大規模地震に備えるため、広域搬送に関する訓練を実施し、広域医療搬送体制の充実を図る。	広域搬送に関する訓練（図上・実働）	4	広域搬送に関する訓練（図上・実働）	4
75 52 9-60	福祉保健局	広域災害救急医療情報システム（EMIS）研修を実施するとともに、災害拠点病院以外の病院にも広域災害救急医療情報システム（EMIS）を導入するなど、災害時の伝情報連絡体制の強化を図る。	・EMISに関する研修 ・EMISシステムの運用	13	・EMISに関する研修 ・EMISシステムの運用	11
76 53 9-62	病院経営本部	都心部唯一の基幹災害拠点病院である広尾病院の災害医療機能を強化するため、大地震発生時にも医療の継続を可能とする施設整備や、関係機関等との連携・協働による地域災害対応力の強化を図るなど、再整備を進めていく。	基本計画の策定及び基本設計に向けた取組の実施	48	・整備基本計画を基に、PFI アドバイザリ業務委託等を実施 ・広尾病院減災対策支援室業務の拡大（再掲）	100
77 54 9-55	東京消防庁	救急需要の増加に伴う救急隊の現場到着遅延を解消するため、救急隊を増隊する。また、震災時に発生する多数傷病者に対応するため、非常災害時の救急活動に必要な救急資器材を整備・備蓄するとともに、震災現場等における東京DMATとの連携や、救急救命士による高度な救急処置により、救命効果の向上を図る。	・救急隊を増隊を実施 ・救急需要が増加する日中に特化して運用するデイトタイム救急隊（仮称）の創設 ・地域、時間帯により変化する救急需要に対応する救急機動部隊を増強 ・処置範囲拡大救急救命士360名養成（継続） ・ビデオ喉頭鏡による気管挿管を実施できる救急救命士50名養成（継続） ・震災時に発生する多数傷病者に対応するため、非常用救急資器材の整備・更新を実施 ・東京都総合防災訓練を始めとした各種訓練を、東京都福祉保健局、東京消防庁、医療機関と緊密に連携して実施（継続） ・2018年5月に開始した町田消防署管内における救急隊の機動的な運用を継続して実施するほか、更に対象地域を拡大して実施 ・2018年度に構築した救急需要予測システムの試行運用を実施	392	・救急隊を増隊を実施 ・救急需要が増加する日中に特化して運用するデイトタイム救急隊の運用（継続） ・地域、時間帯により変化する救急需要に対応する救急機動部隊の運用（継続） ・処置範囲拡大救急救命士の養成（継続） ・ビデオ喉頭鏡による気管挿管を実施できる救急救命士50名養成（継続） ・震災時に発生する多数傷病者に対応するため、非常用救急資器材の整備・更新を実施 ・東京都総合防災訓練を始めとした各種訓練を、東京都福祉保健局、東京消防庁、医療機関と緊密に連携して実施（継続） ・2018年5月に開始した町田消防署管内における救急隊の機動的な運用を継続して実施するほか、更に対象地域を拡大して実施 ・2018年度に構築した救急需要予測システムの一部地域における運用を実施予定	189
78 55 9-67	福祉保健局	災害拠点病院及び災害拠点連携病院等が災害時の傷病者を確実に受け入れることができるよう、施設整備などを行う	自家発電設備等に関する整備費補助 ○災害拠点病院、災害拠点連携病院 ・移設に係る整備費補助 ・水害対策や揺れ対策に係る整備費補助 ○救命救急センター、周産期母子医療センター ・受水槽の増設、給水設備に係る整備費補助	298	自家発電設備等に関する整備費補助 ○災害拠点病院、災害拠点連携病院 ・移設に係る整備費補助 ・水害対策や揺れ対策に係る整備費補助 ○救命救急センター、周産期母子医療センター ・受水槽の増設、給水設備に係る整備費補助	1,293

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
79	56	9-70	停電時の病院機能維持対策	福祉保健局	近年、多様化する災害におけるブラックアウト発生等の長期的な停電を踏まえ、大型の自家発電設備の導入が困難な災害拠点連携病院に対し、移動電源車による電源を確保し、大規模かつ長時間の停電発生時における病院機能を維持する。	-	-	移動電源車の確保及び運用	44
80	57	9-68	災害拠点精神科病院等整備事業	福祉保健局	精神科病院が被災により、入院機能を停止した場合、早急に入院患者の転院が必要になる。当該入院患者の一時受入及び精神症状の安定化を図るために、都の現状を踏まえ、災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院を整備する。	災害拠点精神科病院等の指定	11	災害拠点精神科病院等の指定	2
災害の教訓を踏まえ検証を繰り返すことで、都の防災体制を強化し、対策を拡充していきます						138	622		
81	再	(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				
82	再	(10-51)	都政のBCPの推進	総務局	(再掲)				
83	再	(2-16)	住民参加型訓練の実施	総務局	(再掲)				
84	58	9-69	区市町村庁舎の非常用電源の設置等支援	総務局	非常用電源設備について、その設置等に対する一部補助や、専門的な知見を有するアドバイザーの派遣により、大規模災害発生時における区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図る。	・非常用電源の設置等補助 ・専門的な知見を有するアドバイザーの派遣	138	・非常用電源の設置等補助 ・専門的な知見を有するアドバイザーの派遣	622

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度					
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)				
東京2020大会に向け、防災対策を強化します			158		52					
85	59	1	9-63	東京2020大会の防災対策	オリンピック・パラリンピック準備局 総務局	東京2020大会に訪れる全ての人の安全・安心を確保するため、災害対策の視点からリスクを洗い出し、事態の発生を想定した対処要領の策定と実践的な訓練を実施する。	対処要領の検証・見直しのため、訓練を実施し、その成果を対処要領に反映する。	107	対処要領の検証・見直しのため、訓練を実施し、その成果を対処要領に反映する。	33
86	59	2	9-63	東京2020大会の防災対策 (総務局分)	総務局	東京2020大会に訪れる全ての人の安全・安心を確保するため、災害対策の視点からリスクを洗い出し、事態の発生を想定した対処要領の策定と実践的な訓練を実施する。	対処要領の検証・見直しのため、訓練を実施し、その成果を対処要領に反映する。	51	・対処要領の検証・見直しのため、訓練を実施し、その成果を対処要領に反映する。 ・東京2020大会における危機管理に係る都の対応実績等について検証し、レガシーとして整理・取りまとめ	19
石油コンビナート等特別防災区域に係る災害対策を計画的に推進します			27		14					
87	60		9-64	東京都石油コンビナート等防災本部の運営	総務局	石油コンビナート等災害防災法に基づき、都においては、東京国際空港地区が特別防災区域として指定されていることから、東京都石油コンビナート等防災本部を設置し、石油コンビナート等防災計画及び災害想定を策定した。この防災計画に基づき、災害対策の実施態勢を構築し、防災訓練等を実施していく。	石油コンビナート等災害防災法に基づき、都においては、平成30年度に東京国際空港地区が特別防災区域として指定されたことから、東京都石油コンビナート等防災本部を設置した。平成31年度は、石油コンビナート等防災計画及び災害想定を策定するとともに、この防災計画に基づき、災害対策の実施態勢を構築する。	27	東京都石油コンビナート等防災本部が策定した石油コンビナート等防災計画に基づき、防災対策を推進する。 ・石油コンビナート等防災本部及び幹事会等の開催 ・石油コンビナート災害を想定した訓練の実施	14

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

10 迅速な復旧・復興による早期生活再建

213,740

219,160

緊急時の輸送ルートを最大限に強化、確保します			108,638	132,097
------------------------	--	--	---------	---------

1	1	10-1	外環に係わるまちづくりに関する調査	都市整備局	東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)の事業化に当たり、国と都は地元の様々な意見や要望への「対応の方針」を取りまとめている。都は国とともに、「対応の方針」の履行に向けて取り組む。	引き続き、「対応の方針」の確実な履行に努めていく。	30	引き続き、「対応の方針」の確実な履行に努めていく。	31
2	2	10-2	施設計画に関する調査(今後の都市計画道路のあり方検討調査)	都市整備局	平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針」において示された、見直し候補路線、計画内容再検討路線、新たな都市計画道路の検討及び長期未着手の道路の今後の在り方について検討を行う。	・都市計画道路の一斉見直し ・地域のまちづくりに関連する都市計画道路の再検討 ・計画内容再検討路線の検討 ・新たな都市計画道路の検討 等を実施	339	・都市計画道路の一斉見直し ・地域のまちづくりに関連する都市計画道路の再検討 ・計画内容再検討路線の検討 ・新たな都市計画道路の検討 等を実施	339
3	3	10-3	首都圏三環状道路の整備促進	建設局	今後発生が懸念される首都直下型地震などにおいて、日本の東西交通の分断を避け、首都の中核機能を守るためにも、首都圏三環状道路の整備を促進する。	・首都圏三環状道路の整備促進 19年度末整備率 約82% ・東京外かく環状道路(関越～東名)については、国に早期開通を求めるとともに、都も受託している用地取得を推進するなど、積極的に支援する。	101	・首都圏三環状道路の整備促進 ・東京外かく環状道路(関越～東名)については、国に早期開通を求めるとともに、都も受託している用地取得を推進するなど、積極的に支援する。	74
4	4	10-4	首都東京の強靱化と国際競争力の強化を図る道路の整備	建設局	震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支え、市街地の延焼を防止する延焼遮断帯等の機能を持つ幹線道路ネットワークの整備を推進する。	・骨格幹線道路の整備 区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路等の整備推進 ・都県境の道路の整備 都県境を越えた道路の整備を推進 ・三環状関連の幹線道路の整備 三環状へのアクセス性の強化を図るため放射第5号線、三鷹3・4・12号線等の整備を推進	94,840	・骨格幹線道路の整備 区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路等の整備推進 ・都県境の道路の整備 都県境を越えた道路の整備を推進 ・三環状関連の幹線道路の整備 三環状へのアクセス性の強化を図るため放射第7号線、三鷹3・4・12号線等の整備を推進 ・立川広域防災基地へのアクセス性の強化 立川広域防災基地周辺の都市計画道路の整備を推進	116,456
5	5	10-4	首都東京の強靱化と国際競争力の強化を図る道路の整備	建設局	震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支え、市街地の延焼を防止する延焼遮断帯等の機能を持つ幹線道路ネットワークの整備を推進する。	広域避難を可能とする都県橋(千葉県)の橋梁整備	20	広域避難を可能とする都県橋(千葉県)の橋梁整備	21
6	6	10-5	災害に対する地域の防災力を高め都民の生命・財産を守る道路の整備	建設局	震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支え、地域の防災力を高める道路ネットワークの整備を推進する。	・災害に強い橋りょうの整備推進 幹線道路ネットワークや緊急輸送道路の一部をなす橋りょうの新設、架け替え整備を推進 ・多摩地域の緊急輸送道路の拡幅整備 多摩地域の緊急輸送道路である川崎街道や北野街道、町田街道で事業を推進 ・山間・島しょ地域の道路整備 多摩山間・島しょ地域において、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を推進(梅ヶ谷トンネル(仮称)や日原鍾乳洞線、三宅循環線など)	13,307	・災害に強い橋りょうの整備推進 幹線道路ネットワークや緊急輸送道路の一部をなす橋りょうの新設、架け替え整備を推進 ・多摩地域の緊急輸送道路の拡幅整備 多摩地域の緊急輸送道路である川崎街道や北野街道、町田街道で事業を推進 ・山間・島しょ地域の道路整備 多摩山間・島しょ地域において、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を推進(梅ヶ谷トンネル(仮称)や三宅循環線など)	15,177

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
7	再	(3-1)	災害時利用に向けた河川施設の整備	建設局	(再掲)				
8	再	(9-21)	東京港の防災対策(耐震強化岸壁の整備)	港湾局	(再掲)				
物資の調達及び輸送体制を強化します						93	103		
9	再	(8-6)	備蓄及び物資調達体制の整備	総務局	(再掲)				
10	7	10-6	「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」の円滑な推進	生活文化局	東京都生活協同組合連合会との間で締結している「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」の実効性を更に高め、災害時の連携を具体的に定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の連絡会議で応急生活物資の調達と安定供給に関する情報共有と課題の把握を実施 ・総合防災訓練やM C A 無線機の通信訓練の実施 ・緊急通行車両届出に関する手続きの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の連絡会議で応急生活物資の調達と安定供給に関する情報共有と課題の把握を実施 ・総合防災訓練やM C A 無線機の通信訓練の実施 ・緊急通行車両届出に関する手続きの実施 	
11	8	10-7	輸送体制の整備と強化	福祉保健局	大規模な災害が発生した場合に、避難者に迅速かつ円滑に物資を届けるために、民間事業者との協定締結、運営マニュアルの作成、訓練の実施により、備蓄倉庫や広域輸送基地での民間のノウハウを活用した効率的な運営体制を構築する。	引き続き協定事業者等との訓練等を通じ、物資輸送体制の強化を図る。		災害備蓄倉庫等での訓練を実施し、区市町村と協力しながら、迅速かつ円滑に搬出、運搬が出来るよう、体制を構築する。	
12	9	10-9	他府県市及び市場関係業者との連携強化	中央卸売市場	生鮮食料品の確保及び市場機能の早期回復を図るため、他府県市との間で、災害時における相互応援協定を締結する。 生鮮食料品の調達を円滑に行うため、市場関係業者との間で、生鮮食料品の調達に関する協定を締結する。 災害に対し、的確に対応する体制を構築するため、協定内容を適宜検証するとともに、市場関係業者と連携し、首都直下地震等を想定した訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定内容の確認及び検証を継続して行っていく。 ・市場関係者と連携した継続的な訓練の実施に繋げていく。 ・マニュアルを踏まえながら、訓練の実効性を高めていく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・協定内容の確認及び検証を継続して行っていく。 ・市場関係者と連携した継続的な訓練の実施に繋げていく。 ・マニュアルを踏まえながら、訓練の実効性を高めていく。 	
13	10	10-10	市場事業の継続性確保	中央卸売市場	開設者である中央卸売市場の「中央卸売市場震災対策マニュアル」を見直すとともに、市場関係業者のBCP策定を推進することで、市場事業の継続性を確保する。	現行マニュアルに、近年の大規模災害から明らかになった課題や教訓、各種防災関連計画、業務継続に関する考え方に加え、訓練に対する内容などを反映させることで、実効性の高い充実したマニュアルへしていく。	7	近年の大規模災害の教訓等を踏まえて、現行マニュアルを改訂したところであり、引き続き継続的に検証を行っていく。	7
14	再	(8-9)	備蓄倉庫の再編整備	福祉保健局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
15	再	(10-7)	輸送体制の整備と強化	福祉保健局	(再掲)				
16	11	10-11	燃料確保対策	総務局	<p>【区部・多摩地域における災害拠点病院等の燃料】 国及び石油連盟等が石油備蓄法に基づき実施する災害時石油供給連携計画へ都が積極的に参画し燃料を確保する。 【区部・多摩地域における緊急通行車両等の燃料】 ・給油所を営業者と直接、協定、燃料の購入契約及び燃料の保管委託契約を締結し燃料を確保する。 ・災害時のオペレーションを確実に機能させるため、燃料を備蓄する給油所(指定給油所)に対して定期的な研修、訓練を実施 【国が実施する中核給油所等地下タンク製品備蓄促進事業への参加】 資源エネルギー庁が実施する当該補助事業を積極的に活用し、都の緊急通行車両等の燃料確保対策事業を補充する。 【島しょ部における燃料】 応急復旧に従事する車両の燃料を島内の給油所であらかじめ確保するため、大島町、三宅村、八丈町においてランニングストック方式による燃料備蓄を実施する。</p>	85	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体、石油業界の連携体制を強化し、大規模災害時においても継続的に燃料供給を行うため、国、石油団体等との連絡協議会を実施 ・各局で協定を締結し緊急通行車両の指定を受けた車両分の燃料を備蓄するとともに、発災時のオペレーションに関する研修、訓練を継続 ・大島地区での燃料備蓄を継続するとともに、大島地区以外でも新たに燃料備蓄を展開し、島しょ部の災害時燃料供給体制を強化 ・停電が発生しても確実に備蓄した燃料を供給するため、大島地区以外島しょ部で新たに備蓄を始める給油所に対し、非常用発電機の導入経費を一部補助 ・大規模災害時における給油所の混乱を抑制するため、日常備蓄の一環として車両の燃料を満タンとしておく満タン運動の啓発を実施 	95	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体、石油業界の連携体制を強化し、大規模災害時においても継続的に燃料供給を行うため、国、石油団体等との連絡協議会を実施 ・各局で協定を締結し緊急通行車両の指定を受けた車両分の燃料を備蓄するとともに、発災時のオペレーションに関する研修、訓練を継続 ・大島町、三宅村、八丈町での燃料備蓄を継続し、島しょ部の災害時燃料供給体制を強化 ・大規模災害時における給油所の混乱を抑制するため、日常備蓄の一環として車両の燃料を満タンとしておく満タン運動の啓発を実施 ・移動式燃料給油機を導入し、発災時のより確実な給油体制を構築する。 ・令和元年台風15号被害の影響を鑑み、緊急用バッテリー式可搬式ポンプを導入し、大規模災害に伴う停電時の対応力強化を図る。
17	12	10-12	応急危険度判定制度の充実	都市整備局	<p>応急危険度判定を速やかに実施するため、民間の建築技術者等を、東京都防災ボランティアとして、応急危険度判定員を養成・登録し、震災に備える。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、判定員の養成講習を行い、登録者数を増加させる。(年2回、判定員養成講習を実施し、約1,000名の登録) ・行政職員による判定コーディネーター講習を実施する。(全区市町村に参加を呼びかけ、実施) ・新たな業務マニュアルに基づき、区市町村や建築関係団体の連絡体制について、訓練等を通じて、体制の強化につとめる。 	-	
18	13	10-13	被災宅地危険度判定士の養成	都市整備局	<p>大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することにより、住民への情報を提供し、二次災害を軽減・防止を図る。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・判定士養成講習会開催(年1回) ・判定士実務講習会開催(年2回) 	1	
被災者の生活環境の早期復旧・復興を支援します						2,604	105		
19	再	(7-10)	災害時におけるボランティア活動支援機能の強化	生活文化局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
20 14 10-14	震災復興体制の基盤整備	総務局	「東京都震災復興マニュアル」を、熊本地震以降の教訓等を活かしたものとして見直しを図る。また、災害時の迅速な被災者生活再建支援に向けて、区市町村で導入を進める被災者生活再建支援システムの研修及び訓練を実施するなど、都民(被災者)の生活再建を最重視した実効性のある震災復興事業の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都震災復興マニュアルの見直しに向けた検討及び修正 被災者生活再建支援システムの活用に係る区市町村向け研修の実施 被災者生活再建支援業務の円滑な運用体制の構築に向けた検討 総合防災訓練を活用し、区市町村職員が参加した実践的な罹災証明書発行等の一連の業務を実施するとともに、住民向けの周知を実施 大規模水害への対応が中長期に渡る場合に備え、復興に向けた必要な事項等の課題整理 	61	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時都民台帳システム(仮称)」の検討 東京都震災復興マニュアルの検討及び修正 被災者生活再建支援システムの活用に係る区市町村向け研修の実施 区市町村と連携した東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の円滑な運営 区市町村職員が参加した実践的な罹災証明書発行等の一連の訓練の実施 大規模水害への対応が中長期に渡る場合に備え、復興に向けた必要な事項等の課題検討 	81
21 15 10-16	震災時における罹災証明発行体制の充実強化	東京消防庁	早期の罹災証明発行に資するため、震災時の罹災証明発行に係る消防署と区市町村との協定締結等連携体制の強化を図る。さらに、被災者生活再建支援システムを活用した合同り災証明発行訓練の実施等により実効性を高めるとともに、震災時の火災調査をより効率的に実施するための震災用火災調査資器材の整備・充実を推進する。	2018年度と同程度の内容で震災用火災調査資器材の更新を実施	1	2019年度と同程度の内容で震災用火災調査資器材の更新を実施	1
22 16 10-17	東京都災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物対策	環境局	災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため東京都災害廃棄物処理計画を策定し、関連規定を整備する。また、区市町村の災害廃棄物処理計画策定を支援する。	都内区市町村の職員を対象に、災害廃棄物処理に係るワークショップを実施予定	7	都内区市町村及び一部事務組合の職員を対象に、災害廃棄物処理計画策定に資する情報交換会及びワークショップを実施	7
23 再 (10-14)	震災復興体制の基盤整備	総務局	(再掲)				
24 17 10-18	迅速な都市復興に向けた事前の取組の強化	都市整備局	迅速な都市復興に向けた事前の取組の強化として、地域レベルの事前対策に取り組む区市町村の実効的な指針となる「市街地の事前復興の手引(平成27年度)」を使用し、区市町村が地域住民と協働で訓練を行うことを支援する「復興まちづくり実務者養成訓練」を、平成28年度から実施する。また、震災復興マニュアルの検証と区市町村職員に対して復興手順の習熟等を目的とした都市復興訓練を、継続して毎年度実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 都市復興訓練を継続実施 復興まちづくり実務者養成訓練を継続実施 Eラーニングの実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> 都市復興訓練を継続実施 復興まちづくり実務者養成訓練を継続実施 Eラーニングの実施 	-
25 18 10-75	東京都市町村災害復旧・復興特別交付金	総務局	令和元年に発生した台風第15号、台風第19号及び台風第21号による災害に起因する緊急かつ特殊な財政需要について、被災した市町村に対して財政支援を行い、災害復旧及び復興等の円滑な促進を図る。	交付申請があった30団体に対して交付金を交付し、団体の台風被害からの復旧・復興の取組が円滑に進むよう支援	2,500	-	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
26	19	10-68	応急修理の実施	住宅政策本部	被災時に、災害救助法に基づき、半壊した住宅などを応急的に修理し、一時的な避難を確保するため、関係建設業界団体等との協定締結など連携強化を図るとともに、修理に係る基準などを取決め、実施体制の構築を準備する。	・局内検討会の実施 ・関係団体との連携検討	-	・令和元年台風第15号、第19号で被害のあった住宅について、区市町村と連携して応急修理を実施 ・協定に基づき、建設関係団体との連携体制を構築	-
27	20	10-69	建設型応急仮設住宅の供与	住宅政策本部	被災時に、災害救助法に基づき、公有地等に建設型仮設住宅を迅速に建設し供与するため、関係業界団体等との連携強化を図る。また、建設候補地、基本的な建設計画などを準備するとともに、必要となる人員体制の確保を準備する。	・局内検討会の実施 ・区市町村との連携検討実施 ・応急仮設住宅計画検討	35	・区市町村との連携による建設候補地の調査 ・建設候補地における配置計画を検討	6
28	21	10-70	借上げ型応急仮設住宅の供与	住宅政策本部	被災時に、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として迅速に供与するため、関係業界団体等との協定締結など連携強化を図るとともに、供与に係る基準などを取決め、実施体制の構築を準備する。	・局内検討会の実施 ・民間賃貸住宅による応急仮設住宅の早期供与の体制・仕組み構築検討調査	(上記の内数)	・賃貸型応急住宅供与に関する訓練の実施 ・実務マニュアルの整備	10
29	22	10-71	公的住宅の提供	住宅政策本部	被災時に、都営住宅及び公社住宅等の空き室を応急仮設住宅として迅速に供与するため、東京都住宅供給公社との連絡体制を構築し、実施に備える。	・局内検討会の実施 ・都・公社合同訓練の実施	-	・都・公社合同訓練の実施 ・区市町村との連携について検討	-
社会全体のダメージを最低限に抑え、早期復旧・復興につなげます					102,404		86,854		
30	23	10-74	住宅被害対応区市町村支援事業	住宅政策本部	台風台15号または第19号により被災した一部損壊住宅の補修工事を行う者に対し、補助金を交付する事業を行う区市町村に補助を実施し、被災者の住宅の安全と生活の安定の確保を図る。	・区市町村説明会の実施 ・補助要綱の策定 ・関係団体への周知・協力依頼	250	-	-
31	24	10-19	東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策	建設局	「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とし、堤防86km、水門・排水機場等全22施設の耐震・耐水対策を行う。	堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施	42,648	堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施	30,298
32	25	10-20	低地河川の高潮・地震対策	建設局	【高潮防御施設整備】 高潮や津波などの水害に対処するための防潮堤、護岸及び水門等を整備する。 【江東内部河川整備】 地域の特性に応じ、東側地域の河川においては、平常水位を背後地盤高程度に低下させるとともに河道整備を行い、西側地域の河川においては、耐震護岸を整備する。 【スーパー堤防等の整備】 現堤防や護岸について、大地震に対する安全性を向上させるとともに、都民が身近なところで水に親しめるよう河川環境の向上を図ることを目的とする。	・防潮堤の整備、江東内部河川の護岸整備、スーパー堤防の整備等を推進 ・スーパー堤防の整備促進に向け、新たな事業地区の抽出等を実施	6,556	・防潮堤の整備、江東内部河川の護岸整備、スーパー堤防の整備等を推進 ・スーパー堤防の整備促進に向け、新たな事業地区の抽出等を実施	6,094

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
33	26	10-22	東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策	港湾局	「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、耐震対策等を実施する。 水門の遠隔操作を行う高潮対策センターは、バックアップ機能を強化するため、二つ目のセンターを新設し、稼動する。	・引き続き、「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、着実に防潮堤等を整備 ・防災船着場の施設の改修等や運用に係る訓練を実施 ・高潮特別警戒水位の設定に向けた検討	17,556	・「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、着実に防潮堤等を整備 ・防災船着場の施設の改修等や運用に係る訓練を実施	18,392
34	27	10-23	水門・陸こう等の操作体制強化	港湾局	第二高潮対策センターの整備を推進する。 陸こう削減及び遠隔制御化等を推進する。 ふ頭利用者等との陸こうの非常時操作に係る協定の締結及び企業等との災害時における応急対策業務に係る協定の締結を実施する。 年2回の防災訓練(総合高潮防災訓練、地震防災訓練)と月2回の習熟訓練等を実施する。	・陸こう廃止等の推進 ・協定先企業等を含む関係機関との実地訓練の実施	206	・陸こう廃止等の推進 ・協定先企業等を含む関係機関との実地訓練の実施	150
35	再	(4-21)	震災対策	下水道局	(再掲)				
36	再	(4-21)	震災対策	下水道局	(再掲)				
37	28	10-24	都庁舎の電力供給体制の多元化	財務局	電気事業者からの電力供給に加えて、新宿地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を多元化することにより、防災拠点としての機能を向上させる。	新宿地域冷暖房センターから3,000kWの電力供給を受入れ	-	新宿地域冷暖房センターから3,000kWの電力供給を受入れ	-
38	29	10-25	都庁舎における電源設備の改修	財務局	東京都庁第一本庁舎用の非常用発電設備の能力を増強し、外部電力供給が全て断絶した場合の非常時における発電能力の増強及び信頼性の確保を図る。 また、東京都庁第二本庁舎及び都議会議事堂用の同設備の保全整備を行う。	-	-	-	-
39	30	10-26	鉄道施設安全対策事業	都市整備局	鉄軌道事業者が行う鉄道施設の耐震対策、浸水対策を促進し、国と連携して鉄道利用者の安全性を確保する	(耐震対策) ・国の耐震省令等に基づく、高架橋のせん断補強対策等の耐震対策を促進してきた。平成30年3月の省令の改正等を踏まえ、ロッキング橋脚の耐震対策など、新たな対策についても促進していく。 (浸水対策) ・ハザードマップ等に基づき、浸水が想定される地下駅等への浸水対策を促進していく。	567	(耐震対策) ・国の耐震省令等に基づく、高架橋のせん断補強対策等の耐震対策を促進してきた。平成30年3月の省令の改正等を踏まえ、ロッキング橋脚の耐震対策など、新たな対策についても促進していく。 (浸水対策) ・ハザードマップ等に基づき、浸水が想定される地下駅等への浸水対策を促進していく。	628

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
40	31	10-27	新交通システム・都市モノレール施設の改修	建設局	新交通(ゆりかもめ、日暮里・舎人ライナー)及び都市モノレール(多摩都市モノレール)におけるインフラ施設について、予防保全的な補修・更新を計画的に講じていく。	ゆりかもめ、多摩都市モノレール、日暮里舎人ライナーで大規模修繕計画に基づく設計、工事を実施	3,004	ゆりかもめ、多摩都市モノレール、日暮里舎人ライナーで大規模修繕計画に基づく設計、工事を実施	4,591
41	32	10-28	地下鉄施設の耐震対策の強化	交通局	「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、施設の安全性をさらに高め、早期の運行再開を図るため、高架部の橋脚及び地下部の柱の耐震補強を進める。	地下鉄高架部、地下部の柱の補強工事については、現在の既定計画に基づき引き続き実施	2,197	地下鉄高架部、地下部の柱の補強工事については、現在の既定計画に基づき引き続き実施	1,470
42	33	10-29	高速道路の老朽化対策	都市整備局	高速道路ネットワークとしての機能を維持していく上で老朽化対策は根幹に係わるものであり、国や関係機関と連携して、適切な対応を実施する。	・1号羽田線、3号渋谷線の大規模更新を計画的に推進 ・都心環状線について、引き続き、国とともに都市再生と連携した老朽化対策の検討を進める。	-	・1号羽田線、3号渋谷線の大規模更新を計画的に推進 ・都心環状線について、引き続き、国とともに都市再生と連携した老朽化対策の検討を進める。	-
43	34	10-30	橋りょうの予防保全型管理の推進	建設局	道路法の改正に伴い点検が法定化され、点検結果に基づく計画的な修繕の実施が求められたことから、都が管理する全ての橋りょうに対し、最新の点検結果を反映させた予防保全型管理の体制を構築する。 歴史的価値の高い著名橋などの主要橋りょうについては、長寿命化を推進する。	19橋で長寿命化対策に着手	16,423	17橋で長寿命化対策に着手	16,642
44	35	10-31	トンネルの予防保全型管理の推進	建設局	詳細健全度調査の結果を踏まえ、対象施設、優先順位、概略の対策工法及び工程、概算事業費などを含めた、予防保全計画を策定し、損傷や劣化が進行する前に対策を行う、予防保全型管理の取組を推進することで、安全性の向上を図る。	4トンネルで対策工事実施中	799	6トンネルで対策工事実施予定	914
45	36	10-32	河川における戦略的な維持管理の推進	建設局	【分水路・地下調節池(土木)】 策定した予防保全計画に基づき、予防保全型管理を実施する。 【地下調節池(設備)】 予防保全計画を策定し、策定した予防保全計画に基づき予防保全型管理を実施する。 【堤防・護岸】 対象施設の選定を行ったうえで、健全度調査を実施し、予防保全の導入を検討する。定期点検の結果、優先的に対応が必要な箇所を補修する。 【砂防施設】【急傾斜地崩壊対策施設・地すべり防止施設】 【海岸保全施設】 予防保全計画を策定し、計画に基づいた設計・補修工事を実施する。	・分水路・地下調節池の予防保全型管理の実施 ・地下調節池設備の予防保全型管理の実施 ・堤防・護岸の予防保全型管理の導入に向けた検討の実施 ・砂防関係施設の予防保全型管理の実施 ・海岸保全施設の予防保全型管理の実施	2,155	・分水路・地下調節池の予防保全型管理の実施 ・地下調節池設備の予防保全型管理の実施 ・堤防・護岸の予防保全型管理の導入に向けた検討の実施 ・砂防関係施設の予防保全型管理の実施 ・海岸保全施設の予防保全型管理の実施 ・急傾斜地崩壊・地すべり防止施設の予防保全型管理の実施	2,761

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
46	37	10-33	公園施設の長寿命化推進	建設局	長寿命化計画を、一般公園(霊園・動物園除く80公園)の全施設を対象に策定し、施設のライフサイクルを考慮した計画的な維持管理・部材交換・更新を行う。 施設更新による費用、利用者の利便性損失、環境負荷が大きい公園橋等については、継続的に老朽化の進行状況や補修必要箇所を把握し、施設の延命化を進める。	公園橋調査・設計・工事を実施	275	計画に基づき公園橋梁の点検を行う。	403
47	38	10-34	予防保全型維持管理の推進	港湾局	東京港内の全港湾施設等に対して予防保全型維持管理を、計画的に行い施設の健全性を確保するとともに、効果的、経済的な施設管理を実施する。	・東京港内の公園施設等について維持管理計画を策定 ・個別施設ごとの維持管理計画に基づき、予防保全型維持管理を推進	529	・東京港内の建築施設等について維持管理計画を策定 ・個別施設ごとの維持管理計画に基づき、予防保全型維持管理を推進	867
48	39	10-35	地下鉄構造物の長寿命化	交通局	地下鉄構造物について、予防保全型の管理手法を導入し、浅草線、三田線において本格施工を行う。 トンネル内の画像撮影を実施して、その変状データにより駅間単位で健全度を把握する。	・特別全般検査の結果を踏まえつつ、本格施工を実施 ・トンネル内を画像撮影した変状データの活用と検査結果や補修履歴のデータの蓄積	900	・特別全般検査の結果を踏まえつつ、本格施工を実施 ・トンネル内を画像撮影した変状データの活用と検査結果や補修履歴のデータの蓄積	6
49	再	(5-21)	ICTの活用による維持管理の高度化	建設局	(再掲)				
50	再	(8-11)	家庭部門における省エネ・エネルギーマネジメントの推進	環境局	(再掲)				
51	再	(6-6)	地域におけるエネルギー利用のスマート化の推進	環境局	(再掲)				
52	再	(8-12)	再生可能エネルギーの利用拡大	環境局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
53 40 10-36	環境局	平成26年度に「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」を設置し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における水素エネルギーの活用に向けた環境整備として、2020年までと2020年以降を見据えた戦略目標等を策定した。また、平成28年3月に策定した東京都環境基本計画では、新たに2030年までの目標を設定した。戦略目標の実現に向けて、官民一体となって、具体的な取組を着実に推進する。	防災力の向上に向け、災害時の非常用電源としても利用可能な燃料電池自動車・燃料電池バスの普及を促進 ・水素ステーションの整備促進 ・燃料電池自動車の普及拡大 ・事業所向け再エネ由来水素活用設備導入補助の実施 ・水素社会実現に向けた普及促進 ・水素を活用したスマートエネルギー形成推進事業	4,188	引き続き、防災力の向上に向け、災害時の非常用電源としても利用可能な燃料電池自動車・燃料電池バスの普及を促進 ・水素ステーションの整備促進 ・燃料電池自動車・バス等の普及拡大 ・事業所向け再エネ由来水素活用設備導入補助の実施 ・水素社会実現に向けた普及促進 ・水素を活用したスマートエネルギー形成推進事業	602
54 41 10-37	環境局	震災時における高圧ガス施設の安全性を確保するため、高圧ガス施設の耐震調査を実施するとともに、適切な保守管理の指導、事業所防災計画の作成等を徹底する。また、災害時に備えて避難所へのLPガス供給のための協定締結支援、高圧ガス取扱事業所等との連携強化(防災訓練の充実)、高圧ガス地域防災事業所間の連携強化を図るための業務用MCA無線機を配備する。	・中小規模高圧ガス施設の維持管理状況を調査 ・事業所防災計画の作成指導 ・高圧ガス取扱事業所等との連携(事業所防災訓練の充実) ・業務用MCA無線機の整備 ・緊急収納容器の配備 ・区市町村に対するLPガス供給協定締結支援	40	・中小規模高圧ガス施設の維持管理状況を調査 ・事業所防災計画の作成指導 ・高圧ガス取扱事業所等との連携(事業所防災訓練の充実) ・業務用MCA無線機の整備 ・緊急収納容器の配備 ・区市町村に対するLPガス供給協定締結支援	40
55 42 10-41	環境局	震災対策マニュアルを作成し事業者へ周知するとともに、条例の化学物質適正管理制度を震災を想定したものにし事業者の震災対策を促進する。化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を東京消防庁、区市等と共有する。	・「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知・指導 ・「震災対策マニュアル」の普及促進 ・適正管理物質に係る最新の情報の東京消防庁への提供の継続	-	・「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知・指導 ・「震災対策マニュアル」の普及促進 ・適正管理物質に係る最新の情報の東京消防庁への提供の継続	-
56 43 10-42	交通局	地下鉄4路線の列車無線をデジタル化へ移行を進めるとともに、切り替え時期まで既設列車無線を使用するため補修を実施する。	・デジタル列車無線整備 →(地上局完了)三田線 →(施工)浅草線・新宿線 ・LCXケーブル敷設工事 (施工完了)三田線 →(施工)浅草線・新宿線・大江戸線	3,473	・デジタル列車無線整備 →(地上局完了)新宿線 →(施工)浅草線 ・LCXケーブル敷設工事 (施工完了)大江戸線・三田線・新宿線 →(施工)浅草線	1,999
57 44 10-43	産業労働局	中小企業のBCP策定に向けた支援を実施する。	BCP普及啓発セミナー、BCP策定支援講座、フォローアップセミナー、BCP策定個別コンサルティング等を実施予定。特に、セミナー、講座については実施回数を拡充する。	58	BCP普及啓発セミナー、BCP策定支援講座、フォローアップセミナー、BCP策定個別コンサルティング等を実施予定	58
58 45 10-44	産業労働局	先進的防災技術の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を図るため、都内中小企業者等が、自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた技術、製品・試作品の実用化及び販路開拓に係る支援を行う。	支援対象分野の拡充	56	引き続き、継続的に支援する。	483
59 46 10-45	都市整備局	都内のエレベーター所有者等に地震時の閉じ込め防止の必要性について、普及啓発を行う。	防災拠点となる民間高層建築物の所有者等に対して、エレベーターの地震対策の必要性について、普及啓発を行った。	-	引き続き普及啓発に努め、設置率の推移を注視し、適切な対応を検討していく。	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
60	47	10-46	ポリ塩化ビフェニル廃棄物識別表示	環境局	震災に備え、トランス等PCB廃電気機器が流出し災害廃棄物に混入した場合でも、迅速にPCB廃棄物であることが確認できるよう、都内の事業者が保管・使用しているPCB含有機器を対象にPCB識別ステッカーを貼付する。 また、ステッカーの貼付状況を確認するとともに、保管状況を調査し、PCB廃棄物の適正な保管管理に関する普及啓発を図る。	希望者に対するステッカーの配布を継続	-	希望者に対するステッカーの配布を継続	-
61	48	10-47	放射性物質のモニタリング及び情報提供等	福祉保健局 産業労働局 港湾局	東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れた東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、都民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。 このため、放射性物質等による影響についてより円滑に対応できる体制を構築するとともに、都民が安心して生活できるよう正確な情報を提供することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ表面、大気、海水の放射線量を測定し、HPIに結果を掲載 ・各コンテナふ頭に据置型放射線検知器を設置し、輸出コンテナの全量検査を実施 ・引き続き大気浮遊塵の測定結果を随時HPにより公表 ・引き続き、農林水産物の放射性物質検査を実施、情報提供 ・放射性物質検査の実施及び結果の公表 ・正しい知識の普及を図るシンポジウム、講習会の開催 	180	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ表面、大気、海水の放射線量を測定し、HPに結果を掲載 ・各コンテナふ頭に据置型放射線検知器を設置し、輸出コンテナの全量検査を実施 ・引き続き大気浮遊塵の測定結果を随時HPにより公表 ・引き続き、農林水産物の放射性物質検査を実施、情報提供 ・放射性物質検査の実施及び結果の公表 ・正しい知識の普及を図るシンポジウム、講習会の開催 	67
62	49	10-48	放射線使用施設の安全対策	福祉保健局	医療法(昭和23年法律第205号)第25条に基づく立入検査により医療機関に対するして震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の実施状況の確認など、震災対策の指導を行う。	立入検査及び指導の継続的な実施	-	立入検査及び指導の継続的な実施	-
63	50	10-49	児童養護施設の防災対策	福祉保健局	児童養護施設等において、防災設備の設置や避難訓練・消火訓練が法令に則って行われるよう指導を行うことで、非常災害時の入所児童の安全を図る。	継続的に指導検査を実施する。	-	継続的に指導検査を実施する。	-
64	51	10-50	広域火葬体制の整備	福祉保健局	大規模災害により、被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合に、都の調整の下で都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制の整備及び通信訓練を実施する。	近隣県、都内火葬場等広域火葬に係る協定締結機関との通信訓練の実施	-	近隣県、都内火葬場等広域火葬に係る協定締結機関との通信訓練の実施	-
65	52	10-51	都政のBCPの推進	総務局	首都直下地震等の発生直後から行うべき応急対策業務や継続すべき通常業務及び業務に必要な人員・資機材等の資源等を定めた「都政のBCP」の持続的改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・都庁内各部署と連携した連携体制の検討及び訓練の実施 ・BCP未策定自治体に対するBCP策定フォーマットの提供及び研修等の実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・「都政のBCP」改定に向けたBCM推進委員会の適宜開催 ・BCP未策定自治体に対するBCP策定フォーマットの提供及び研修等の実施 	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
66 53 10-52	東京消防庁	火災予防条例は、火気使用設備・器具への対震安全装置等の設置及び対震安全装置の設置義務のある火気使用設備・器具の設置工事又は修理を業として行う者への知識・技術の習得(石油機器技術管理講習の受講)を義務付けている。これらの適切な維持管理等についての指導を推進し、地震時の出火防止を実現する。	火災予防条例に基づく指導を推進	1	火災予防条例に基づく指導を推進	1
67 54 10-54	東京消防庁	地震に伴う災害の発生と拡大を防止するため、危険物施設や化学薬品等を取り扱う事業所に対して、ハード、ソフトの両面から震災対策を指導、検査することにより、危険物施設の総合的な防災体制を充実させる。 危険物を積載したタンクローリーやトラックは、大規模な地震が発生した場合、転倒や衝突により火災の発生や周囲への延焼拡大の要因となるおそれがある。このため、検査時に危険物を輸送する車両の所有者等や運転者に、消防関係法令の遵守、点検の励行及び地震発生時の対応要領を確認、指導することにより、地震災害の未然防止を図る。	危険物施設の完成検査、防火査察など危険物規制業務の実施	10	危険物施設の完成検査、防火査察など危険物規制業務の実施	10
68 55 10-66	東京消防庁	航空機燃料貯蔵タンクの増設により、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されたことから危険物管理、自衛防災組織及び消防隊による対応力を強化していく。	輻射熱表示シート62枚(31着分)の運用開始	0	・輻射熱表示シート62枚(31着分)の計画的な整備 ・自衛防災組織の能力向上指導	0
69 56 10-67	東京消防庁	震災時においても燃料を供給する給油取扱所は、都民の求めに応じることが期待され、高層階に設置される非常用発電設備は事業継続等のため適切に機能する必要がある。避難所では危険物を使用する暖房や調理等を安全に行うためのマニュアル等を定めておく必要がある。これら都民生活に必要な危険物の震災時における安全対策を策定し、推進していく。	・高層階に設置される非常用発電設備に係る指導基準に基づく指導を実施 ・給油取扱所の営業継続の判断基準の作成、ツールの開発、周知・指導用資料作成し、事業者への指導を実施 ・避難所における危険物の取扱いに係る区市町村への指導を実施	-	・高層階に設置される非常用発電設備に係る指導基準に基づく指導を実施 ・給油取扱所の関係者に対し、営業継続判断基準の周知とツールの活用促進を図る。 ・避難所における危険物の取扱いに係る区市町村への指導を実施	-
70 57 10-55	都市整備局	東京都震災対策条例(東京都条例第202号)第12条に基づき、昭和50年に第1回を公表して以来、おおむね5年ごとに地震に対する地域の危険度を科学的に測定し、公表する。	各危険度の測定に用いる基礎的データの収集	47	・各危険度の測定方法の検討、方針決定 ・各危険度の測定値の試算、測定	35
71 58 10-56	建設局	地盤の液状化の判定に当たっては、「東京低地の液状化予測(昭和62年4月)」での判定結果や、昭和61年より開発・運用している地盤情報システム内に集められた地形、地質等に関する情報を適宜活用していく。	・地盤情報の共有化に向けた調整 ・システムの利便性向上の検討	14	・地盤情報の共有化に向けた調整 ・システムの利便性向上の検討	12

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
72 59 10-57	建設局	液化化の予測については、1986年度及び1996年度に「東京の液化化予測図」を作成し、東京港埋立地盤では1990年度に作成し、東日本大震災による影響を踏まえ、検討委員会などにおいて検証を経た上で、11～12年度で修正を行い、公開してきた。今後、精度の高い液化化予測図の作成に向け、基礎調査を実施し、継続的に収集される新たな地盤データを取り込み、予測図の随時更新が可能なプログラムを開発し、継続的に液化化予測図を更新してHPで公開する。	・液化化予測図更新のための基礎調査実施 ・公開インフラの更新 ・液化化予測図の周知充実	21	・液化化予測図更新のためのシステム開発 ・液化化予測図更新案の作成	60
73 60 10-58	建設局	主要な道路橋りょうや東部低地帯における堤防、水門など河川施設と周辺地盤に設置している強震計等の観測で得られた地震波形を利用して地盤と構造物の地震動特性の解析を行う。	・強震観測を継続して実施 ・強震記録データの一般公開実施	8	・強震観測を継続して実施 ・強震記録データの一般公開実施	9
74 61 10-59	港湾局	東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施することで、港湾施設の安全性向上に寄与する。	引き続き、東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施する。	6	引き続き、東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施する。	8
75 62 10-60	戦略政策情報推進本部	官民連携インフラファンドを創設し、社会資本投資における長期的かつ安定的な資金循環システムの構築に道筋をつけるとともに、電力安定供給と新電力の育成に貢献する。	ファンドの運営監視	5	ファンドの運営監視	5
76 63 10-61	総務局	都や区市町村の防災対策を推進するため、首都直下地震等(東京湾北部地震、多摩直下地震、元禄型関東地震及び立川断層帯地震)及び南海トラフ巨大地震について、客観的なデータや科学的な裏付けに基づく被害想定を策定する。	都や区市町村の防災対策を推進するため、都では、国等で行われている各種調査研究に協力してきた。現在、文部科学省等が進めている首都圏レジリエンスプロジェクトは、甚大な被害をもたらす都市災害への被害軽減力・災害対応能力等を高めることを目的に行われている。同プロジェクトの成果が、首都直下地震のような都市災害への対策に貢献することが期待されていることから、同研究への協力等を引き続き行っていく。	-	都では、首都直下地震及び南海トラフの巨大地震を想定した、都の震災対策の基礎となる被害想定を作成しており、直近ではそれぞれ平成24年、平成25年に改定を行い、防災対策のあり方と対応策について検討してきた。令和2年度は、現行の想定を踏襲しつつ、その後の国による被害想定の見直しや近年の地震災害を契機とした新たな知見、人口構造の変化やインフラの整備(建物の耐震化等)等を踏まえ、都における震災対策の現況について調査する。	151
77 64 10-63	東京消防庁	震災時における出火防止対策に資するため、出火原因となる物品やその燃焼性状を科学的に把握するとともに、都民や事業所が使用する機器等について、火災等に起因する各種の事故を防止するため、その危険性について検証する。また、震災時に発生が予想される危険物質等に関連する施設等の災害や家屋倒壊等の災害から発生する有害物質への対応力の強化を目的とし、発生し得る有害物質等の性状や対応方策について調査検証を実施する。	・大阪府北部地震等の大都市で発生した出火事例の調査及び検証を実施 ・飲食店等の厨房における地震動による出火危険の検証を実施	4	2019年度で事業終了	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
78	65	10-64	消防活動等に関する調査検証	東京消防庁	火災をはじめとする各種災害による被害の軽減と消防活動の安全化に資するため、火災性状、消防活動技術、消防活動用資器材等に関する調査検証を行う。 また、消防隊員の安全かつ効率的な活動に資するため、震災時の長時間かつ困難な消防活動に係る生理学的検証や災害心理の調査検証を行う。	熱中症予防に対する飲料水の効果的な摂取方策に関する検証を実施（成果は暑熱環境下で作業にあたる都民等にも周知）	11	<ul style="list-style-type: none"> ・火災室の熱環境の判断及び検索方法等に関する検証を実施 ・一酸化炭素の区画外への拡散状況に関する検証を実施 ・火災現場で発生する有害物質の危険性に関する検証を実施 ・救急隊員の疲労に関する検証を実施 ・特別区消防団の新型防火服に関する検証を実施 ・消防学校学生のストレス対処力に関する検証を実施 ・消防学校学生の熱中症防止方策の検証を実施 	9
79	66	10-65	震災による被害の軽減に関する調査研究	東京消防庁	震災対策を効果的に推進するため、各種危険度測定の実施による基礎データの収集や効果的な対策の在り方等に関する検討を行う。	東京都の地震時における地域別出火危険度測定に係る出火要因に関する調査研究を実施	37	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度に見直しを図った測定手法を用いて、東京都の地震時における地域別出火危険度測定を実施する。 ・昨今の社会情勢の変化と技術革新を踏まえた20年後の東京都の将来社会像において、震災時に起こり得る問題と解決に寄与する新技術に関する調査研究を実施する。 	37
80	67	10-72	東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策	建設局	東部低地帯において、高潮や津波等の災害に対する更なる安全性向上に向けた検討を行う。	堤防の性能照査を行い、対策が必要な区間を抽出する。	180	堤防の性能照査を行い、対策が必要な区間を抽出する。	50
81	68	10-73	市町村との連携強化	下水道局	「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」について、運用マニュアルを作成するなど、充実に図る。	運用マニュアルに基づく情報伝達訓練等の結果を踏まえ、随時修正	-	運用マニュアルに基づく情報伝達訓練等の結果を踏まえ、随時修正	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度				
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)			
II 島しょ地域における地震及び火山噴火			30,024		36,707				
1 島しょ地域における迅速な避難の実現			19,586		20,772				
最大クラスの津波からも身を守れるよう、ハードとソフト両面の避難対策を実施します			16,998		18,366				
1	1	21-1	伊豆・小笠原諸島における津波避難施設の整備	港湾局	津波到達までに高台等へ避難が困難な4島9港において、津波避難施設を整備することにより、港湾・漁港区域内等に避難場所を確保する。 全ての港湾・漁港において、避難誘導標識を設置することにより、就労者・観光客等の安全な避難を可能とする。	4島9港で整備促進	926	4島5港で整備促進	414
2	2	21-16	津波避難施設整備事業	都市整備局	「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」に基づき、津波からの避難者の安全を確保するため、津波避難タワー、津波避難階段、津波避難誘導標識等の整備を行う島しょの町村に対し、整備費の一部を補助	津波タワー・津波避難階段の設計費及び工事費の一部補助	34	津波避難階段の工事費の一部補助	9
3	再	(21-6)	津波避難対策の推進	総務局	(再掲)				
4	再	21-2 (10-5)	災害に対する地域の防災力を高め都民の生命・財産を守る道路の整備	建設局	(再掲)				
5	再	21-4 (2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
6	再		21-5 (5-22)	発災時の情報発信力の強化	総務局	(再掲)			
7	3		21-6	津波避難対策の推進	総務局	津波避難対策緊急事業計画・防災対策推進計画を支援するとともに、「津波による人的被害ゼロ」を目指して、島しょ町村が早期に実行性の高い津波避難計画等を作成できるよう支援を行う。 ・避難計画等策定支援、促進 ・定期的な都と島しょ町村の連絡会の開催		・国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の変更を踏まえ、島しょ町村の南海トラフ地震防災対策推進計画等の修正を支援 ・定期的な都と島しょ町村の連絡会の開催	40
8	再		21-8 (1-11)	都立学校の震災対策(都立学校における非構造部材の耐震化)	教育庁	(再掲)			
9	再		21-9 (1-12)	公立学校施設耐震化支援事業(非構造部材)	教育庁	(再掲)			
10	再		21-10 (4-1)	災害時要配慮者対策の推進	福祉保健局	(再掲)			
11	再		21-11 (2-16)	住民参加型訓練の実施	総務局	(再掲)			
12	再		(21-6)	津波避難対策の推進	総務局	(再掲)			

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度			
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)		
発生頻度の高い津波から人命や財産を守ります			2,503		2,351			
13	4	21-12	島しょ部の地震・津波対策	建設局	「海岸保全施設で防護すべきレベルの津波高（L1津波）」や計画天端高を決定し、想定した設計津波高に合わせた護岸のかさ上げを行うなど、海岸の安全性を確保する。	安全対策設計	-	-
14	5	21-13	伊豆・小笠原諸島における防災対策の推進	港湾局	緊急輸送用岸壁等の整備や空港施設の耐震対策により緊急輸送機能を確保する。 海岸保全施設の整備等により集落への浸水を防護する。	・漁港の防波堤新設及び改良 ・緊急輸送用岸壁の整備促進 ・空港土木施設耐震設計	1,258	・漁港の防波堤新設及び改良 ・緊急輸送用岸壁の整備促進 ・空港土木施設耐震工事 1,130
15	再	(21-1)	伊豆・小笠原諸島における津波避難施設の整備	港湾局	(再掲)			
16	6	21-14	島しょ地域における海岸保全施設の整備	港湾局	島しょ地域の海岸において、発生頻度の高い津波に対する浸水被害の防除や波浪対策、海岸侵食対策等を目的として、海岸保全施設等の整備を推進する。	8海岸で整備促進（8海岸のうち波浮港海岸は調査）	1,230	7海岸で整備促進 1,038
17	再	(21-13)	伊豆・小笠原諸島における防災対策の推進	港湾局	(再掲)			
18	再	(21-1)	伊豆・小笠原諸島における津波避難施設の整備	港湾局	(再掲)			
19	7	21-15	漁村地域防災力強化事業	産業労働局	漁業生産活動の維持や二次災害を防止し、発災時、復旧・復興の拠点となる漁港やライフラインとしての道路の機能を確保するため、共同利用施設の耐震化を支援する。	耐震診断1件、耐震化2件を実施	15	耐震化5件、耐震化7件を実施 182
20	再	(21-12)	島しょ部の地震・津波対策	建設局	(再掲)			
21	再	(21-13)	伊豆・小笠原諸島における防災対策の推進	港湾局	(再掲)			

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
22	再	(21-1)	伊豆・小笠原諸島における津波避難施設の整備	港湾局	(再掲)				
23	再	(21-14)	島しょ地域における海岸保全施設の整備	港湾局	(再掲)				
24	再	(21-13)	伊豆・小笠原諸島における防災対策の推進	港湾局	(再掲)				
25	再	(21-1)	伊豆・小笠原諸島における津波避難施設の整備	港湾局	(再掲)				
26	再	(21-15)	漁村地域防災力強化事業	産業労働局	(再掲)				
火山の噴火に備え、ハード・ソフト両面の対策を推進します							84	55	
27	8	21-17	火山観測・避難計画策定等	総務局	・火山観測 ・6火山（伊豆大島、三宅島、八丈島、青ヶ島、新島、神津島）の避難計画の策定等	・火山観測 ・八丈島及び青ヶ島の避難計画の策定 ・新島及び神津島の噴火警戒レベルの導入	84	・火山観測 ・新島及び神津島の避難計画の策定 ・島しょ町村による防災マップ策定の支援 ・集客施設等による避難確保計画策定の支援	55
28	再	(21-17)	火山観測・避難計画策定等	総務局	(再掲)				
29	再	(21-17)	火山観測・避難計画策定等	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ~ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)

2 島しょ地域における備蓄品・輸送体制の確保

10,439

15,935

備蓄の体制を拡充し、電源の確保を促進します			10,370	15,917
-----------------------	--	--	--------	--------

1	再	22-1 (8-10)	都民の備蓄推進プロジェクト	総務局	(再掲)				
2	再	22-2 (8-6)	備蓄及び物資調達体制の整備	総務局	※島しょ物資	島しょ地域において、公助以外の備蓄量等の実態把握に向けた検討を行う。	-	島しょ地域において、公助以外の備蓄量等の実態把握に向けた検討を行う。	-
3	再	22-3 (8-7)	食料・生活必需品の備蓄	福祉保健局	(再掲)				
4	1	22-9	災害発生時の応急対策用物資の配備(支庁)	総務局	災害時に屋根や壁等、家屋を損傷した都民に配布するためのブルーシート及び土のう袋、充電機材を購入し、都備蓄倉庫で保管。併せて、備蓄品コンテナ倉庫を購入し整備する。	下記のとおり、令和元年度補正予算にて購入 ・ブルーシート 計7,040枚 ・土のう袋 計70,400枚 ・備蓄品保管コンテナ倉庫 計5台 ・災害用蓄電池・充電器 計97台	73	(2019年で完了)	-
5	再	(21-6)	津波避難対策の推進	総務局	(再掲)				
6	再	(21-4) (2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)				
7	再	(22-1) (8-10)	都民の備蓄推進プロジェクト	総務局	(再掲)				
8	再	22-4 (10-11)	燃料確保対策	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
9	再	(22-4) (10-11)	燃料確保対策	総務局	(再掲)				
10	再	22-5 (8-11)	家庭部門における省エネ・エネルギーマネジメントの推進	環境局	(再掲)				
11	再	22-6 (8-12)	再生可能エネルギーの利用拡大	環境局	(再掲)				
12	再	(22-5) (8-11)	家庭部門における省エネ・エネルギーマネジメントの推進	環境局	(再掲)				
13	再	(22-6) (8-12)	再生可能エネルギーの利用拡大	環境局	(再掲)				
支援物資等の輸送体制等を強化します							69		19
14	再	(22-2) (8-6)	備蓄及び物資調達体制の整備	総務局	(再掲)				
15	再	(21-6)	津波避難対策の推進	総務局	(再掲)				
16	再	(21-13)	伊豆・小笠原諸島における防災対策の推進	港湾局	(再掲)				
17	再	(21-1)	伊豆・小笠原諸島における津波避難施設の整備	港湾局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
18	再		22-7 (9-14)	国や関係機関と連携した道路啓開計画の策定	総務局	(再掲)			
19	再		22-8 (2-13)	消防団活動支援	総務局	(再掲)			

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
Ⅲ 都内各地における風水害				231,661		235,098

1 風水害時の円滑な避難の実現

4,484

5,494

都民への情報提供の充実を図ります				1,004		1,127
-------------------------	--	--	--	--------------	--	--------------

1	再	31-1 (5-19)	河川における防災情報の発信・充実	建設局	(再掲)				
2	再	31-2 (2-1)	都民一人ひとりの防災力強化	総務局	(再掲)				
3	再	31-3 (5-23)	都政広報	生活文化局	(再掲)				
4	再	31-4 (5-24)	都民の声事業	生活文化局	(再掲)				
5	再	31-6 (5-26)	デジタルサイネージ等による政策広報の展開	東京消防庁	(再掲)				
6	再	31-7 (4-2)	要配慮者(高齢者・障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	東京消防庁	(再掲)				
7	再	(32-1)	浸水対策	下水道局	(再掲)				
8	再	(31-1) (5-19)	河川における防災情報の発信・充実	建設局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
9	1		31-17	高潮防災総合情報システムの構築	港湾局	平成27年に水防法が改正され、高潮浸水想定区域の指定及び高潮特別警戒水位の設定が規定された。平成30年3月、高潮浸水想定区域図を公表するとともに、現在、高潮特別警戒水位の設定に向けた検討を進めている。水位の設定にあわせて、都民に高潮に対する注意喚起を行うとともに、安全で迅速な避難等に資する情報の発信を強化するため、受け手の視点に立った、高潮に関する情報を発信する情報システムを構築する。	「平常時に周知すべき情報」、「非常時に伝達すべき」など、高潮に関する情報の目的、種類に応じた適切な周知・伝達方法（媒体を含む）を検討 (東京都防災ホームページとの連携を念頭)	20	・高潮総合防災情報システムについて詳細設計の実施 ・システムの構築および観測機器等を設置	165
10	2	1	31-18	河川における防災情報の発信・充実	建設局	水害軽減に効果を発揮している河川施設を公開し、その目的や効果について、理解を深めてもらい、水害に対する意識啓発と今後の事業に対する理解と協力を得ていく。	神田川・環状七号地下調節池において、見学者対応の拡充を試行	10	神田川・環状七号地下調節池において、見学者対応の拡充を試行	10
11	2	2	31-18	河川における防災情報の発信・充実	建設局	洪水予報の発表や河川監視カメラ映像などの情報発信の充実を図り、円滑な水防活動の実施と速やかな避難行動への誘導を促す。	・水位計の増設 ・河川監視カメラの増設 ・水位計・河川監視カメラ等の設置計画の策定	47	河川監視カメラ等の増設	198
12	3		31-19	都民への情報提供の充実(小河内ダム放流情報)	水道局	豪雨等に伴い小河内ダムの貯水量が増加すると予想される場合には、余水吐放流を実施する。余水吐からの放流開始に当たっては、報道機関への発表や関係機関への通知を行うとともに、ダム地点から羽村地点間にて、サイレン等により一般の方々に周知する。	関係市町等と連携を継続し、必要に応じて周知を実施	-	関係市町等と連携を継続し、必要に応じて周知を実施	-
13	4	1	31-20	都民への情報提供の充実	下水道局	東京アッシュTOPページに有用なリンク先の提示	スライドバナーの導入	4	(2019年度に完了)	
14	4	2	31-20	都民への情報提供の充実	下水道局	東京アッシュの多言語化の充実	多言語化の充実	5	(2019年度に完了)	
15	5		31-21	浸水予想区域図の更新	下水道局	現在、東海豪雨により作成されている浸水予想区域図を、想定最大規模降雨による浸水予想区域図に更新する。	4 流域の浸水予想区域図を更新(これまでは3流域を更新)	35	・水防法改正に伴う対象降雨の見直しを反映して浸水予想区域図を更新し、関係市に情報提供することで、浸水被害を軽減し、安全度を向上させる。 ・隅田川及び新河岸川流域で更新 ・中川、綾瀬川圏域で更新	-
行政間で迅速かつ確実な情報連絡体制を構築します						2,572		3,648		
16	再		31-9(5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ~ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
17	再		(31-9) (5-17)	初動体制の充実・強化	総務局	(再掲)				
18	6		31-22	下水道幹線水位情報の提供	下水道局	現在、区の水防活動等を支援するため、現在、8つの下水道幹線の水位情報を、関係区に提供している。 この幹線水位情報の提供を4幹線で追加し、対象を12幹線に拡大する。	幹線水位情報提供を追加する4幹線の調査、設計	10	追加する4幹線で水位計設置箇所の調査及び水位計の設計	-
19	7		31-23	浸水対策	下水道局	浸水予想区域図を作成・更新し、関係市へ情報提供することで、浸水被害を軽減し、安全度を向上する。	・多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図を公表 ・北多摩一号、北多摩二号処理区流域で浸水予想区域図を更新	20	(2019年度に完了)	
要配慮者をはじめとする都民が安全に避難できる環境を整備します						908		719		
20	8	1	31-10	広域避難体制	総務局	大規模水害時における広域避難に関する調査等を実施する。	・広域避難モデルの実施 ・大規模水害時の広域避難に係る関係機関の連携や役割を時系列に沿ったタイムラインとして取りまとめる。 ・水害リスクが高い地域の住民に対し、ワークショップを開催し、水防意識の醸成を図る。	88	・2019年度に発生した台風19号等において顕在化した課題も踏まえ、国や区市町村等関係機関と連携し、実効性のある検討を実施する。 ・引き続き、水害リスクが高い地域の住民に対し、ワークショップを開催し、水防意識の醸成を図る。	80
21	8	2	31-10	広域避難体制	総務局	(同上)	・風水害の脅威をリアルに実感できるVR動画を制作した。 ・河川の洪水や高潮による氾濫、土砂災害といった都内で想定される水害リスクを視覚的にわかりやすく確認できる「水害リスクマップ」を制作・配信している。	53	・風水害に関するVR動画を配信するとともに、防災イベント等で活用して普及啓発を図る。 ・浸水予想区域図などの改定にあわせて、「水害リスクマップ」を更新する。	3
22	再		(31-10)	広域避難体制	総務局	(再掲)				
23	再		31-11 (4-1)	災害時要配慮者対策の推進	福祉保健局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
24	再		(31-7) (4-2)	要配慮者(高齢者・障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	東京消防庁	(再掲)				
25	再		31-14 (2-4)	防災教育の充実	教育庁	(再掲)				
26	再		31-15 (2-7)	総合防災教育による防災対策の推進	東京消防庁	(再掲)				
27	再		(32-3)	中小河川の豪雨対策	建設局	(再掲)				
28	9		31-16	豪雨対策の推進(地下街浸水対策の拡充)	都市整備局	大規模地下街等での浸水対策計画の策定促進に取組を促進する。	・各施設管理者毎に現地調査やヒアリング等を実施し、避難経路図の精査及び雨水流入箇所の把握を行う。 ・上記情報を順次浸水対策計画へ反映させると共に、部会で情報の共有を図る。	28	・各施設管理者毎に現地調査やヒアリング等を実施し、避難経路図の精査及び雨水流入箇所の把握を行う。 ・上記情報を順次浸水対策計画へ反映させると共に、部会で情報の共有を図る。	33
29	10		31-24	行政・地域・住民一人ひとり、各主体における「タイムライン」の充実・強化	総務局	【関係機関】 ○現在、都や区市町村が発災時に運用している本部運営や情報発信などの水害対応について、その有効性について整理を行うとともに、必要に応じて充実強化を図る。 【地域・都民】 ○地域や都民による主体的な避難行動につながるよう、各々の事情を踏まえた「マイ・タイムライン」の作成を支援する。	【関係機関】 ・区市町村に対して、必要に応じて連携強化やタイムライン作成支援を図る。 【地域・都民】 ・マイ・タイムラインの作成セットを配布するとともに、ウェブ上に作成フォームを整備する。	472	【関係機関】 ・区市町村のタイムラインの作成を引き続き支援する。 【関係機関】 ・引き続き、「東京マイ・タイムライン」を区市町村や、都内の全て小学校・中学校、高等学校等を通じて、対象学年の児童・生徒へ配布する。 ・「東京マイ・タイムライン」の普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座等を実施する。	339

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ~ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度					
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)				
2 浸水・土砂災害対策の充実・強化			227,177		229,604					
豪雨や高潮による水害の発生・拡大を防ぎます			218,016		220,500					
1	1	1	32-1	浸水対策	下水道局	・対策促進地区での時間50ミli施設整備 ・重点地区での時間50ミli施設整備 ・地下街対策地区での時間75ミli施設整備 ・市街地対策地区での時間75ミli施設整備 ・50ミli拡充対策地区での施設整備	41,377	・対策促進地区での時間50ミli施設整備 ・重点地区での時間50ミli施設整備 ・地下街対策地区での時間75ミli施設整備 ・市街地対策地区での時間75ミli施設整備 ・50ミli拡充対策地区での施設整備	42,679	
2	1	2	32-1	多摩川の樋門操作への対応	下水道局	・樋門等の施設改良及び操作情報等の共有を推進する。	・操作員の転落防止対策や堤内地からの樋門操作について検討 ・樋門等に関わる情報発信及びPR強化を実施	(上記の内数)	・多摩川下流の樋門について操作員の転落防止対策を出水期までに完了 ・堤内地からの樋門操作について等々力排水樋門と中原・調布排水樋門で出水期までに実施 ・引き続き樋門等に関わる情報発信及びPR強化を実施	(上記の内数)
3	2		32-2	豪雨対策の推進(流域対策の推進)	都市整備局	総合的な治水対策として、河川や下水道の整備に加え、雨水の流出を抑制する流域対策など、都市整備局、建設局、下水道局が連携して、ハード・ソフト両面で推進する。 河川や下水道への雨水の流出を抑制する流域対策として、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促進するための対策を強化する。	・目標対策量を着実に実施できるよう、引き続き関係区市に働きかける。 ・補助金については、執行状況を確認し、状況に応じては更なる促進策の検討も考慮する。	168	・各区市等へのヒアリング等を実施し、流域対策の努力目標値の達成に向けた区市による対策の促進 ・流域対策モデル事業により、必要対策量の上積みを促進	211
4	3		32-3	中小河川の豪雨対策	建設局	これまでの時間50 ^{ミli} に対応した護岸等の整備を着実に進めるとともに、区部時間最大75 ^{ミli} 、多摩部時間最大65 ^{ミli} に対応した新たな調節池等の整備を推進する。これにより、戦後最大級の狩野川台風規模の豪雨や、100 ^{ミli} の局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果が発揮される。	【区部75 ^{ミli} 、多摩部65 ^{ミli} 対策】 ・「環状七号線地下広域調節池」等7施設の工事的な着実な推進 ・その他の新たな調節池等の事業化に向けた検討を前倒して実施 ・下水放流量の段階的緩和や広域調節池と下水道幹線との直接接続に向け、引き続き下水道局と連携して検討 【50 ^{ミli} 対策】 ・護岸や河床掘削等の河道整備を推進 ・河川の合流部の安全度向上や近年浸水被害が発生した箇所を早期対応のため、新たな調節池等について、調査・検討に着手	34,749	【区部75 ^{ミli} 、多摩部65 ^{ミli} 対策】 ・「環状七号線地下広域調節池」等7施設の工事的な着実な推進 ・新たな調節池等の事業化に向けた検討を実施 ・石神井川・境川における調節池の事業化 ・下水放流量の段階的緩和や広域調節池と下水道幹線との直接接続に向け、引き続き下水道局と連携して検討 【50 ^{ミli} 対策】 ・護岸や河床掘削等の河道整備を推進 ・河川の合流部の安全度向上や近年浸水被害が発生した箇所を早期対応のため、新たな調節池等について、調査・検討を実施	36,684
5	再		(32-3)	中小河川の豪雨対策	建設局	(再掲)				
6	再		(31-16)	豪雨対策の推進(地下街浸水対策の拡充)	都市整備局	(再掲)				

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
7	再		32-14 (10-26)	鉄道施設安全対策事業	都市整備局	(再掲)				
8	再		32-4 (8-1)	震災時などに対応可能な水道施設の構築	水道局	(再掲)				
9	再		32-5 (10-20)	低地河川の高潮・地震対策	建設局	(再掲)				
10	再		32-6 (10-22)	東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策	港湾局	(再掲)				
11	再		32-7 (10-23)	水門・陸こう等の操作体制強化	港湾局	(再掲)				
12	4		32-15	浸水対策(流域下水道)	下水道局	河川流域の広範囲で、複数市において頻発する浸水被害を軽減するための流域下水道雨水幹線を整備する。	空堀川上流域における流域下水道雨水幹線の整備に向けた基本設計を推進	50	空堀川上流域における流域下水道雨水幹線の整備に向けた基本設計、実施設計を推進	-
13	5	1	32-16	中小河川の豪雨対策	建設局	水害発生状況等を踏まえた都内全域における時間75・65%降雨への対応推進	・都内全域の河川の整備状況や水害の発生状況等について整理 ・対策強化流域の追加等の必要性について整理し、関係機関調整を実施	30	対策強化流域の追加の必要性等について整理し、関係機関調整を実施	30
14	5	2	32-17	中小河川の豪雨対策	建設局	環状七号線広域地下調節池の延伸等による、大規模な局地的集中豪雨や長時間降雨への対応に関する検討	広域調節池による調節池容量の流域間相互融通機能の拡大等による治水効果の検証を実施	40	広域調節池の拡大等による事業効果の検証を実施	40
15	21		32-30	台風19号の被害を踏まえた河川施設の安全性向上	建設局	台風19号の被害を踏まえた河川施設の安全性向上	-	-	・河道の蛇行区間や狭隘箇所等については、これまでの調査結果も活用しつつ詳細な調査を実施 ・その結果を活かし、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など、早期に安全性が向上できる対策について検討	-
16	6		32-18	大規模水害時の排水対策	建設局	洪水や高潮に伴う大規模な浸水被害の発生時に備え、都民生活の復旧・復興の前提となる排水対策の検討を進める。	排水対策の検討	10	排水対策の検討	15

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
17 7 32-19	交通局	【ハード対策】 ・東海豪雨規模の降雨の想定に基づき、駅出入口への止水板・防水扉の設置、通風口の浸水防止機を改良（平成25年度完了） 【ソフト対策】 ・浸水を想定した訓練の実施（再掲） ・水防法に基づく「避難確保・浸水防止計画」の策定（平成29年度終了）	【ハード対策】 ＜新たな浸水予想への対応＞ ・必要浸水対策高さの精査 ・現況調査と対策案検討 ・実施設計 【ソフト対策】 ・地下鉄の駅と接続する建物を保有する民間事業者等との連携の強化、避難誘導訓練等の実施	30	【ハード対策】 ＜新たな浸水予想への対応＞ ・想定しうる最大規模の降雨に対しての止水板の高さの見直しや止水板から防水扉への変更などの追加対策を検討 【ソフト対策】 ・地下鉄の駅と接続する建物を保有する民間事業者等との連携の強化、避難誘導訓練等の実施	63
18 8 32-20	港湾局	堤外地においてまちづくりが進展しており、新たに海岸保全施設を整備し、高潮や津波から防護する必要が生じている。都民の生命、財産を守っていくため、海岸保全施設の新たな整備計画を策定し、整備推進を図る。	堤外地におけるまちづくりの調査を実施	10	堤外地におけるまちづくりの調査等を実施	50
19 9 32-21	水道局	豪雨等に伴う橋梁の損壊等により、管路の破損が発生した場合を想定した対応を行う。	・浸水の被害が発生した地域内におけるすべての水管橋等が損壊した場合の水配に係るバックアップルートの確保 ・管路の更新時において、河川の横断方法の変更を検討	-	・浸水の被害が発生した地域内におけるすべての水管橋等が損壊した場合の水配に係るバックアップルートの確保 ・管路の更新時において、河川の横断方法の変更を検討	-
20 10 32-22	水道局	住民が避難することにより、水道の使用量が減少して発生する管路内の停滞水の対応を行う。	通水当初は飲用以外の生活用水として供給し、水質の安全が確認された後、飲用として供給するなど、対応作業内容の検討	-	通水当初は飲用以外の生活用水として供給し、水質の安全が確認された後、飲用として供給するなど、対応作業内容の検討	-
21 11 32-23	水道局	浸水被害が生じるおそれのある水道施設（浄水場、給水所）について、施設の機能維持やバックアップ体制を構築するため、必要な対応を実施する。	-	-	-	-
22 12 32-24	水道局	浸水被害が生じる恐れのある地域に立地している、浄水所・給（配）水所・ポンプ所について、施設の機能維持やバックアップ体制を構築するために必要な対応を実施する。	国土交通省等が発表している浸水想定区域図（洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/200、多摩川流域48時間降雨量457mm）において、浸水が想定される給（配）水所・ポンプ所に対して、最優先で防水扉への取替や窓への止水板設置等の浸水対策を実施 拝島給水所他3施設	-	国土交通省等が発表している浸水想定区域図（洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/200、多摩川流域48時間降雨量457mm）において、浸水が想定される給（配）水所・ポンプ所に対して、最優先で防水扉への取替や窓への止水板設置等の浸水対策を実施 拝島給水所他3施設	-
23 13 32-25	水道局	土砂災害を受ける恐れのある地域に立地している浄水所・給（配）水所・ポンプ所について、バックアップルートの確保等の検討を行う。	施設の立地環境、重要度を踏まえ、優先順位化を図りながら、バックアップルートの確保等のハード対策を順次実施	-	施設の立地環境、重要度を踏まえ、優先順位化を図りながら、バックアップルートの確保等のハード対策を順次実施	-
24 14 32-26	下水道局	河川整備の進捗に合わせて下水道からの放流量を段階的に緩和し、内水対策を進めていくことが必要である。また、局所的、短時間の豪雨では、広域調節池を活用して内水対策を進めていくことも必要である。	・目黒川等における協議を継続 ・呑川などの新たな調節池検討に合わせ、河川、下水道連携の可能性についても協議・調整を図る。	-	・目黒川や谷沢川などにおいて、河川施設と下水道施設の連携を検討 ・空堀川上流域における流域下水道雨水感染の整備に向けた基本設計、実施設計を推進	-

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名	局名	事業の概要	2019年度		2020年度		
			主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)	
土砂災害の危険性が高い地域での被害を軽減していきます			8,307		8,580		
25	再	32-8 (21-12)	島しょ部の地震・津波対策	建設局	(再掲)		
26	15	32-9	総合的な土砂災害対策の強化	建設局	「人命の保護」を最優先に、ソフト・ハード対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進する。	7,592	8,304
27	16	32-13	保全地域の安心安全	環境局	丘陵地・山地に残された貴重な自然地を都民の財産として残していくため、都は保全地域を指定しているが、土砂災害特別警戒区域等に指定される区域が近年増えている。このため、保全地域等の都有地であって、土砂災害特別警戒区域等に指定された区域について、可能な限り環境に配慮した工法により、都民の安全を守るための土砂災害対策工事等を実施する。	715	276
28	再	(32-8) (21-12)	島しょ部の地震・津波対策	建設局	(再掲)		
29	再	(32-9)	総合的な土砂災害対策の強化	建設局	(再掲)		
救出救助をおこなう防災機関の体制を強化します			854		524		
30	再	32-10 (2-11)	官民一体となった災害応急対策の整備	警視庁	(再掲)		
31	再	32-11 (9-29)	災害重機の拡充と技能向上	警視庁	(再掲)		

全事業の状況一覧

◆ 震災対策(区部・多摩地域における地震、島しょ地域における地震等) ～ ◆ 風水害対策(都内各地における風水害)

事業名				局名	事業の概要	2019年度		2020年度	
						主な取組	事業費 (百万円)	主な取組	事業費 (百万円)
32	17	32-12	局地的な豪雨災害等に対する消防活動対策の充実強化	東京消防庁	近年の気象変化に伴い増加している局地的な豪雨や日本近海での発生が危惧される大型台風による被害等に対して、災害実態の変化を踏まえ、状況に応じた水防活動対策の見直しを図り、関係機関との連携を多角的に推進することで、水防活動能力及び土砂災害への対応力の向上を図る。	・浸水地における対応力強化のため、がれき等により損傷しても沈まないウレタンボートを荒川・多摩川洪水浸水想定区域に計画的に配置 ・水害時の効率的な救助活動に向け、浸水予測に係るシステム構築	83	・連結式水のう、吸水性ゲル水のう等の水防活動用資器材を整備 ・水害時の効率的な救助活動に向け、浸水予測に係るシステム運用	37
33	再	(32-12)	局地的な豪雨災害等に対する消防活動対策の充実強化	東京消防庁	(再掲)				
34	再	(32-12)	局地的な豪雨災害等に対する消防活動対策の充実強化	東京消防庁	(再掲)				
35	18	32-27	浸水防止対策	病院経営本部	大規模水害が想定される地域に立地し、災害医療や救急医療など行政的医療を担う都立墨東病院と公社東部地域病院の非常用発電設備の浸水対策を強化する。	「水害対策基本計画」を策定し、計画に基づき設計を実施	70	・墨東病院：止水版設置等の工事着手（2021年度完了） ・東部地域病院：非常用発電機屋上設置の工事着手（2021年度完了）	346
36	19	32-28	水害時の救出救助を行う防災機関との連携	総務局	水害時の効率的な救助活動における初期活動は被害地における排水作業となる。都には排水機能を持つポンプ車が12台あるが、広域で水害が発生した場合、民間企業による排水作業の応援を実施することで更なる復旧の迅速化を図る。	民間企業との協定を継続	-	民間企業との協定を継続	-
37	20	32-29	即応対処部隊の創設	東京消防庁	平成30年7月豪雨等を踏まえ、通常の車両等では進入困難な地域での活動に早期着手するため、ドローン、高踏破車両、エアポート等を装備した即応対処部隊（仮称）を創設する。	・部隊創設に向けた具体的検討 ・隊舎の整備 ・資器材、車両等の整備 ・ドローン操縦資格者養成	665	・部隊の運用開始 ・全天候型ドローンの整備 ・ドローン操縦資格者養成 ・エアポート操縦技能講習	67

令和2年度 事業数・事業費一覧

(単位：百万円)

シナリオ・あらかじめ行うべき取組	R02	
	事業数(延べ)	事業費(延べ)
	事業数	事業費
震災対策 (東京都震災対策事業計画)	346	778,058
	331	744,220
区部・多摩地域における地震	322	741,351
	322	741,351
1 建物の耐震化、更新等	57	113,680
	57	113,680
2 住民による救出活動の展開	17	3,986
	17	3,986
3 出火・延焼の抑制	13	86,952
	13	86,952
4 安全で迅速な避難の実現	24	81,937
	24	81,937
5 各種情報の的確な発信	43	23,225
	43	23,225
6 帰宅困難者による混乱防止	7	2,966
	7	2,966
7 円滑な避難所の開設・運営	16	14,967
	16	14,967
8 発災後の生活を可能にする飲料水や 備蓄品の確保	17	166,109
	17	166,109
9 公助による救出救助活動の展開	60	28,370
	60	28,370
10 迅速な復旧による早期生活再建	68	219,160
	68	219,160
島しょ地域における地震・火山噴火	24	36,707
	9	2,869
1 島しょ地域における迅速な避難の実現	15	20,772
	8	2,869
2 島しょ地域における備蓄品・輸送体制の確保	9	15,935
	1	0
風水害対策	54	235,098
	30	89,630
都内各地における風水害	54	235,098
	30	89,630
1 風水害時の円滑な避難の実現	23	5,494
	10	828
2 浸水・土砂災害対策の充実	31	229,604
	20	88,802
合計	400	1,013,156
	361	833,849

※ R02年度事業数・事業費(延べ)には、「区部・多摩地震」「島しょ地震・火山噴火」「風水害」間における再掲事業含む。